

特116

298

通俗養蠶經營虎の巻



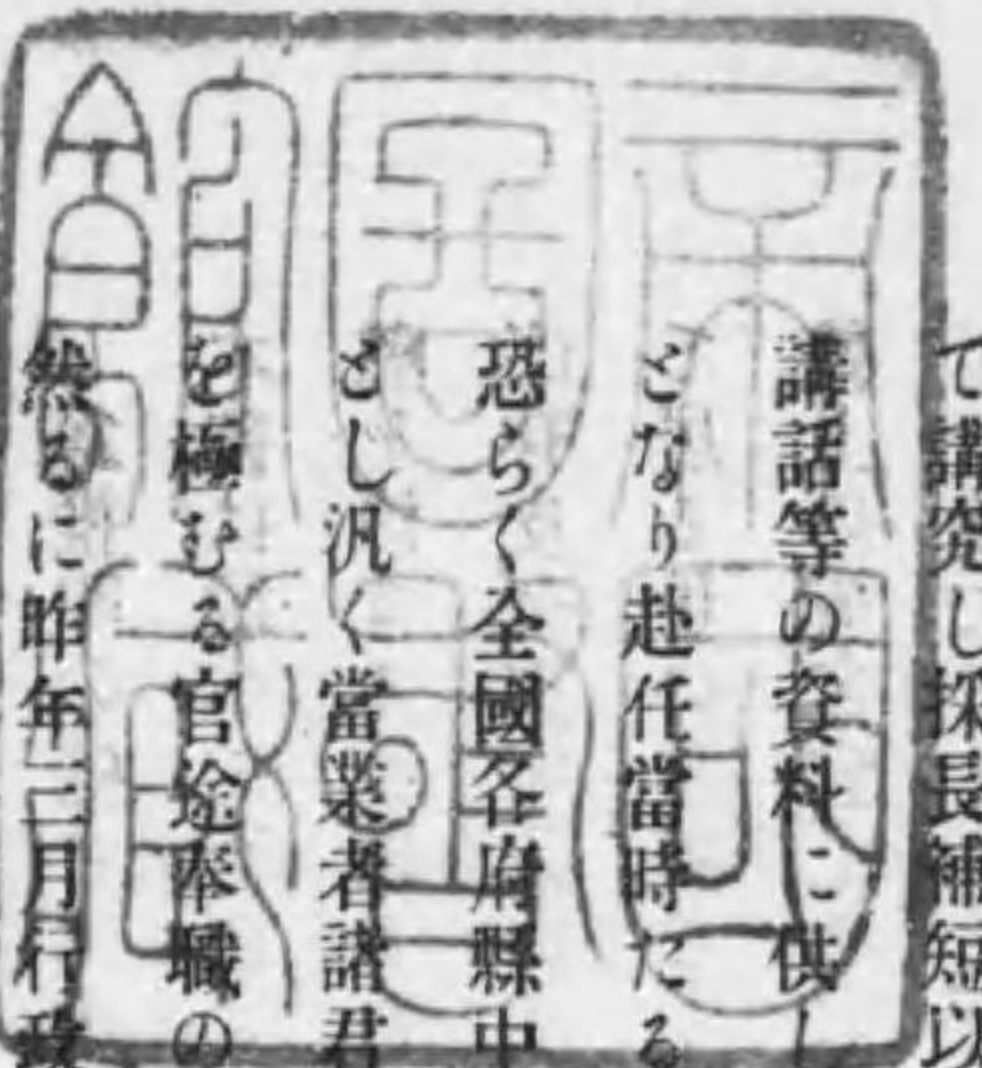
始





持16  
298

はしがき (自叙)



予は愛媛縣の蠶業獎勵に従事する事約二十ヶ年間にありては勤務の傍ら少々づゝではあるが桑も作れば毎年春秋二期の養蠶も試みて研究資料に供し出ては管内は固より遠く全国各地滿鮮方面迄も蠶業經營の實情を探りて講究し採長補短以て縣下の實情に適應化せしめ當業者に汎く勸奨も爲し時々地方新聞雜誌等を介し或は講習講話等の資料に供して宣傳に努めて來たものである幸にも時世の推移と共に漸次其鳴者を加へ年々蠶業は隆盛となり赴任當時たる明治四十年頃の産繭額に比し約十倍に相當する二百五十萬貫の蠶繭を收むる今日の現象は恐らく全國各府縣中稀有のものと言はねばならぬ實は此の間唱導し來りたる實驗上の意見を取り纏めて小冊子とし汎く當業者諸君の清鑒にも供して批評を仰ぎたい素志は懐いて居たが性來文筆の疎きに加へ事務萬端多忙を極むる官途奉職の身にて遂に今日迄其の機會を得なかつたものである

大正 15. 6. 25  
内 小冊子

居たが引續き當市に設立さるる伊豫繭絲蠶種利用販賣組合製絲工場と云ふ法性寺以上の名義を有する機關の囑託に依り業務の一部に携ることとなり相應多忙の日を送つたが併し格別の拘束をも受けない境遇にて筆を採る傍ら方面の變りし製絲業殊に組合員たる養蠶者を基礎としての經營にて一層趣味を感じ製絲企業と養蠶者の連繫は豫ての素志とて種々なる劃策の下に發動したが其の結果は豫期以上の成績を收め得たものである即ち事業年度を對比するに工程能率に於て三割六歩生絲千斤對生産費は四百八拾圓たりしもの一躍參百八拾圓弱の好果



を收め法定の積立金と外に五朱の配當をも見て尙ほ多少の繰越金も見るに至つた爰に於いて痛切に感じた事は將來の養蠶經營なるものは是非其製絲を中心とするに非ざれば意味を爲さないものであると深く信するに至つた彼の京都府の蠶業が頗る進歩發達せる所以は他に種々なる事情が介在するであらうが主たる原因は郡是製絲や綾部製絲が中心となり養蠶製絲の連繫に盡して居らるゝ賜に外ならぬと痛感するものである故に此の意味に於て寸暇を利用し筆を採り名付けて通俗養蠶虎の巻と題し發刊することと成つたものである何様上梓を急ぎし爲推叩の餘日も少く思ひ出の儘筆を染めし事とて缺陷の多い事は澤山あるであらふ識者宜しく叱正あれ

本書は敢へて著者の名を賣る爲めに書いたものでもなければ亦金を儲ける爲めに發刊するものではない若し名聲を博する手段たれば先輩諸名士の題字や序文或は跋迄も願つて大仕掛に太鼓を叩いて賣り出す金儲主義ならば脊皮金文字入の美裝をこらして体裁を飾り新聞雜誌に廣告して羊頭狗肉の策も採る夫れ位の事は充分承知して居る予の主義として斯る手段は到底出來得ない歸する所は實質本位で一人でも多く本書を利用して養蠶經營上の安定宜しきに適ひ利潤を多からしめ小にしては地方の爲め大は國家の富源に資せんとする目的に他ならない故に行文は成だけ平易に通俗的とし例証も極めて卑近のものを採り趣味を多からしめ老幼婦女子にありても讀破の便に供し識らずくゝの間に蠶業に關する智識を得て運用の妙諦を會得せしめたい主旨の下に綴つたものである

殊に近時に於ける養蠶法には何々式或は何法養蠶等と唱へて我田引水的の飼育法を標榜し單に長所をのみ配列し多數の養蠶家を迷はす輩が多く之れ等の甘言に釣られて知らずくゝの間に深入りし終に失敗を招く養蠶家も少くない奇を好むは人情の常とは云いながら可惜養蠶の收入を棒に振り近所合壁の物笑ひとなる計りか多數の養蠶家を率いて同一運命に陥らす有志家も少くないのである元來養蠶なるものは收益目的でやる仕事であるから相當の犠牲は拂はねばならぬソウくゝ棚ボタ式に出来るものではない殊に農家の片手間仕事にする養蠶であるから多少の犠牲は拂ふことも安全第一主義に經營せしめねばならぬものである本書は此主義に則り編述した何うか此意志を充分汲みこられて養蠶上の相談相手とし活用あらん事を切望する

大正十五年二月

於 松 山 寓 居

西 村 彌 吉 誌



通俗養蠶經營虎之卷目次

總 說

|     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| 第一節 | 農家の經營として養蠶の有利なる事項 | 二頁 |
| 第二節 | 養蠶經營必行に關する事項      | 五  |
| 第三節 | 養蠶組合の本旨に關する事項     | 九  |
| 第四節 | 産業組合製糸に關する事項      | 一五 |
| 第五節 | 組合製糸の特徴に關する事項     | 一六 |
| 第六節 | 養蠶經營法に關する事項       | 二六 |
| 第七節 | 桑園に關する事項          | 三〇 |
| 第八節 | 飼育に關する事項          | 四三 |



|      |               |     |
|------|---------------|-----|
| 第九節  | 各種飼育法に關する事項   | 五〇  |
| 第十節  | 上簇取扱ひに關する事項   | 八二  |
| 第十一節 | 蠶病豫防に關する事項    | 八七  |
| 第十二節 | 共同經營に關する事項    | 九四  |
| 第十三節 | 獎勵方針實施に關する事項  | 一〇一 |
| 第十四節 | 養蠶組合諸規約に關する事項 | 一〇五 |
| 第十五節 | 養蠶家年中行事に關する事項 | 一一八 |
| 第十六節 | 結 論           | 一二一 |

## 俗 養蠶經營虎の巻

西村 彌吉 編述

我日本の蠶絲業は世界第一等の生産國であつて誠に誇るに足るべき産物である之れが生産品たる生絲は年々海外各國へ賣り擴められ其の金額は九億圓以上に達して居る即ち我國輸出品中の首位を占めたる横綱格である計りか國內にありても亦相當絹織物眞綿等に加工作されて世人の賞讃を受けて居る

然るに之れが原料たる繭を生産するに従事する者は何れの方面なりやと云へば多くは絹物類を着巻きする事の出来ない農村で加も中産以下の農業者の家庭に於て専ら老幼婦女の手で産出さるゝものである農村は之れあるが爲め經濟は緩和され農家の生計も亦立ち易いと云つてよい位迄に重用視せらるゝ業態となつたのである然るに地方農村の實狀に就て看るも従前は主に米麥果樹蔬菜作物を以て本業とし養蠶業の如きは敢へて顧る者もなかつた位で一向發展もしなかつたが近年諸物價を初め勞働賃金の昂騰は主作物に對する生産費を著しく高めたるに加へ地方的たる副手業は漸次機械工業の勃興に依り壓倒さるゝに至つた夫故従來通りの農業經營法では到底立ち行かない狀勢となつたものである爰に於て地方農村としては新たに適當なる副業を捕へなくてはならぬ立場となつた此の刺戟に促されて養蠶熱は高まて來たのである試みに農村として養蠶業を加味すれば如何なる利益を齎すものなりやと云へば大要次の通りである



## 第一節 農家の經營として養蠶の有利なる事項

- 一、短い日数の間に結果を見る事 農作物の多くは之を育成して金にする迄には相當の日数を要して容易に結果を見る事は出来ない然るに養蠶であれば長いと云ふ春蠶に於ても一ヶ月夏秋蠶となれば一月足らずに結果を見て金に代へる事が出来る夫れ故桑葉のあらん限りは年内幾度も繰り返して養蠶を行ひ其の都度相當の利益を收むるから塵も積りて山となる譬の如く中々利潤の多い業務である
- 二、氣候の調節容易なる事 農作物は総て田や畑で育てるが故に氣候委せにしなければならぬ自然此間に於て大風もあれば大雨もあり又早魃や霖雨等もあつて如何に心配しても中々天候を左右する譯には行かぬ所が蠶であれば家の内で飼ひ育てるものであるから寒ければ暖かにし濡れば乾かし暑いときは風透しをよくして自由自在に陽氣を加減し蠶の好むがまゝ自由に氣候を作り與へる事が出来る都合のよいものである
- 三、家族全体の仕事に適する事 農業の仕事は多く力を要し身装も亦構つて居る譯には行かぬ故に農家としては多數の家族は控へて居るがイザ仕事となると屈強の者が少く勞働工程が擧らない一家としては元氣な働き盛りの者が揃ふて居れば手廣く農業を營む事が出来て生計も容易であるが中々こう云ふ時代は少く多くは子供を抱へ或は老人を控へて遊んで居なくとも所謂徒食組で金儲けの仕事をして呉れない従前は之れでもよかつたが世の中が進んで來るに従ひ金の費へる事が多くなるから何時迄も安閑と徒食せられては溜らない成らふ事なら子供にも老人にも婦女子にも夫れ相應手に適ふた仕事を見付けて金儲けに志し家族共々稼ぎ出さ

ねば暮しは立ち行かないものである爰において農家の副業として最も適したるものは先づ養蠶ではあるまいか養蠶は御承知の如く力や腕づくでは飼へない寧ろ細かな處迄氣が付いて思ひ遣りが深く手先のきやうな老幼婦女の手に飼はるゝ方が都合がよい其の上身装りも小ザツパリして留守居も兼ねられ炊事や子供の世話を爲しつゝ片手間に出来る仕事であるから獨り農家の副業たるに止らず近時は官公吏又は商工業者の家庭にあつても慰み半分蠶を飼はれて御召物も拵へられて身体の運動も出来る而も蠶が日々太る有様は實に何とも謂へぬ趣味が深いものである

四、仕事の繰り合せ上都合よき事 農業者の仕事は商工業者又は俸給生活者の如き年内平均的勤勞所得は得られない忙しい時には馬鹿に忙しくて猫の手をも借りたい位である俗に多忙期を秋五月と唱へて植付、收穫期には随分多忙であるが夫れ以外には割合に閑であるから美味物が食べたい遊んで居るから雜用が殖へる所謂小人閑居して不善を爲す譬の如く大人閑居すれば推して知るべしである此閑散期に配するに養蠶を行ひ麥刈田植前迄に春蠶を飼ひ上げ植付後田畑の手入もあらゝ片付けて初秋蠶晩秋蠶と飼育を終へ秋の收穫に移り穫り入れも略ぼ終りて冬仕事たる養蠶の準備を整へると云ふ風に經營すれば年内に亘りて勞力の分配も均れ其都度纏つた金も得られて誠に都合がよいのである

五、桑の栽培は容易なる事 桑樹は大抵の土地には出来る他の農作物の如く土地嫌ひは少く又一度植付くれば十年も二十年も植代へる必用はない耕作するにも大ざつばで至つて手数の係らぬものである肥料としても柴草塵埃等の荒肥へで充分間に合ふ其の上植付初年の秋蠶より幾分利用も出来ること云ふ誠に結構な作物で



ある  
六、安全率の多き事 一般農作物は年一回限りの收穫物であるから万一天候や風水害病虫害肥培方法等の關係で失敗すれば最早其の年には取返しの付かないものである所謂來年百姓物とらすと云ふは此の事で誠に使れない然るに養蠶であれば万一不注意で春蠶を失敗しても夏蠶があり夏蠶を失敗しても初秋、晩秋、晩々秋蠶と桑葉のあらん限りは幾回でも繰り返して飼育を行ふて悠に失敗を補填する事が出来る誠に安全率の多い業務と云はなければならぬ

七、副産物の餘徳多き事 養蠶の副産物たる玉繭汚れ繭死籠繭等は賣却するも相當の収益はあるが寧ろ家族の餘興的報酬として農閑期を利用し自家用の生絲、眞綿、細絲等に製造すれば經濟的にも有利であり又織物として着卷すれば頗る丈夫で雅致ある着物も出来るし温い眞綿を使ふ事も出来親類縁家へ手土産物とするには中々妙味もある實に結構なもの云はねばならぬ以上は利益の大なるもの計りで此外小さい利益は澤山ある殊に養蠶は丹精さへすればする丈け多く利益が擧り年内度々纏つたお金も儲かり生活は豊かに家内仲よく子供の教育も嫁取り婚入りの支度も容易に出来て身代も太れば人々から尊ばれ村の人氣もなほれば國も榮へる誠に養蠶は結構な業態と謂はねばならぬ  
養蠶は以上の如き有利の業務ではあるが只良い點計りを聞いた丈けではウツカリ手を着けるべきものではない世の中には蠶の性状をも知らずして盲滅法で養蠶を始め徒らに氣苦勞をして失敗に終り蛇蜂取らずに損の上塗をする人も少くはないのである世の中に何が怖しいと言つても蠶の外れ程怖しいものはあるまいよし我

桑で養蠶をしたにせよ彌々不作と來れば桑畑の地代を初め肥料代から日雇賃蠶種代蠶室蠶具の損料一切合切一文取らずと來ては溜つたものではないこんな事が度々續ふものなら夫こそ大變で蠶の爲めに身代限りをせねばなるまい

元來養蠶は他の農作物を作るやうに隣り近所の遣口を見様見眞似で出来るものではない稻や麥やお芋の植付手入は一日や二日遅れたとて左程手遅の爲めに收穫遅れとなるものではない然るに蠶を飼ふにはそうは參らぬ一日所か場合によつては一時間否一分間も油断は出来ない不馴れな人は是非もないが中には相當經驗のある自稱養蠶天狗家で、講釋をさせると丸で蠶の中から生れ出たやうに理窟も云ひ説明もするがイザ實際となる往々失敗を爲さる場合もある此やうな人は蠶を飼ふに何か手細工物でもする様に浮か／＼只うわべ計りを觀察するからである昔から云ふ通り眞理に二つはないものである何うかデツクリと落付いて眞理を捕へて養蠶を爲しウンとお金を儲けて貰ひたい夫れ故蠶は昔からウンの虫と謂うのである爰に於いて其の反面たる必須事項を擧るならば

## 第二節 養蠶必欠に關する事項

一、親切を盡すべき事 蠶を育てるには親切心が肝要である人間は往々親切にしてやつても有難く思はぬ者もあるが蠶は誠に正直なもので親切にしてやればやつただけ親切を盡さねば盡さぬだけ夫れだけは屹度心得て御恩返しをするものであつて決して恩を仇で返すやうな不義理な事はせないものである此事柄を能く飲み込



んで餘り人まかせにせず可愛い我兒を育てる心持で充分親切に世話をして貰ひたい彼の有名な聖徳太子様も蠶を育てるには我兒を育てるやうにせよと誠に銘言と云ふべきである。

二、熱心なるべき事 蠶飼は熱心を以て世話を爲さねばならぬ毎朝早く起きて蠶室も視巡り温湿度を調節し日中高温の際は専念給桑をして桑不足のないやうに懸け除沙分箔は成べく温度の低い午前中又は夕方に手早く行い綺麗に掃除もし暑い寒い乾き濡り空気の疏通等急激の變化を避け断へず蠶の育ち模様を心に配りて熱心に世話しなければならぬものである然るに少しく養蠶に経験が出来ると直ちに天狗面をして平氣に構へ朝寝もする宵寝もする夜中に起るは面倒だほつて置け邪魔臭い等と唱へて呑ん氣に構へて居やうものなら天罰觀面やれ起きちぢみだ尻腐りだ頭すきだうみ蠶だこ種々の病蠶が出来て撰り出してもくも後から續々殖へて来て蠶箔の周圍を匂ひ廻り終には蠶の提灯行列を見るのである最早斯うなつては幾何蠶の博士でも手に合わない天狗の鼻も立處に折れ縮む後悔先に立たずで畢竟不作を繰り返すに過ぎない蠶を立派に飼ひ上げんとせらるゝならば始終熱心に従事せられたい。

三、機敏に作業を爲すべき事 蠶を養ふは恰も將校が多数の兵隊を引率して實戦に臨むと同様である戦場に於ける將校は絶えず全線に亘る戦況に眼を注ぎ歩部堂々一糸紊れず命令一下數萬の戦士を意の如く機敏に行動せしめ難境も有利に轉換せしめて成べく兵士を傷けず大敵を壓迫降伏せしめ早く終局の勝利を收むるにある養蠶に於ても全く其の通り數十萬頭の蠶をして丈夫に揃ふて發育せしむべく断へず周圍の状況に應じて機宜の處置を誤らず終局の勝利を得てこそ成功するものである殊に蠶は兵卒と違つて言葉も通せねば耳も聽へず謂

はゞ聾啞に等しき昆蟲であつて只舉動に依つて其の意中を機敏に察して遣るより外に手段はないと云ふものである養蠶家としては天候と云ふ千變万化に狂ひやすい氣候を前敵として戦ひ聾啞に等しい蠶の動靜を察して懸け引きを爲さねばならない南風競へば雨と見る北西に變れば寒冷と来る雨にも風にも晝夜の別なく心を配りて適切なる世話を機敏にしてこそ豊作と云ふ福の神が舞ひ込むものである。

四、沈着のあるべき事 沈着とは落ち着きと云ふ事である落着いて居ればこそ前への機敏も生じて来るが何うかすると養蠶者は往々糞落着きに落ちついて忙しいにも拘らず主人公は火鉢をかゝへて尻から煙の出る迄煙草を燻べる妻君は添乳しつゝ兒供よりお先へ寢込むで御座る其の外花嫁の居眠り若衆や娘さんの夜遊び朝寝老人の重も尻りこんな落付きは仕様がなない眞の落着きとは心を平靜に構へて作業の順序を案出し一端こうと極めたが最後目の廻る程敏捷に立働き蠶に無理を與へず万が一不意の出來事に際しては篤と利害關係を糺して前後の處置を誤らぬやうに懸けねばならぬ兎角未熟な養蠶家や御婦人方は物事に狼狽る氣味があつて随分見苦しい動作をなし取り返しの付かない失敗を招かると場合が多い特に上簇に際しては早朝蠶室に這入るや否や僅か計りの熟蠶に氣を取られて碌々桑葉も呉れねば除沙もせず専念上り蠶を拾ひに懸る時間が立つと共に温度は昇る桑葉がない蠶は空腹で蠶箔の周圍に續々這ひ出るサア事だ上簇棚も建てねばならぬ熟蠶は容器に山と積まるゝ除沙縮箔もせねばならぬ蠶具は不足する簇の上げ場は足らないと来る皆がウロタエ初めて熟り蠶を踏み潰す棚や簇は歪んで倒れかゝる簇は不行儀に脚を突き出す且那は不機嫌奥さん氣をもむ雇人まごつくお腹は透き出す子供は泣々乳を求めるこんな事では何ごしやう昔から能く云ふ「狼狽て事を仕損する狼狽



て事が間に合ふか」と何うか飽迄心を丹田に落ちつけ充分仕事の順序を立てゝあわてず事が間に合ふやう沈着が最も大切である。

五、家庭の平和たるべき事 家庭の平和とは家内仲よく睦しうくらす事である如何に蠶飼に親切で熱心で機敏に沈着で順序正しく作業を爲すとも家族の折合が悪うては蠶の豊作は望まれない。なせなれば家庭が始終ゴタ着いて居てはイザと云ふとき心が思揃はぬ同じ働くにしても據なしにする仕事と來てはする事なす事萬事不合理で満足な成績の擧る道理はない昔から家内仲よく何時もニコ／＼で暮して居る様なお宅の蠶は妙に豊作する之に反してよし大喧嘩はせないにしろ絶へずブツ／＼小言を並べて居るやうな家庭の蠶は兎角外れ勝である元來養蠶には老人でも子供でも機嫌氣づまを採りつゝ使へば殆んど一人前の仕事はして呉れるものであるお互に扶け合い慰め合ふて共々力を戮せて働くこと謂ふ事を忘れてはならない。

六、算盤を弾くべき事 養蠶を爲すは何も見榮や慰みにやる仕事ではないお金を儲けて家計の一部を補ふが目的である故に最初から算盤を探つて桑は何處の畑に作つたが利益か種類は何桑を植るか蠶室は何の室を當てるか蠶種はどこから買い入れ幾何掃立之を飼ひ上るには幾何の費用を要して繭は何程出來て収入は幾何等一切切見積つて懸らぬと折角苦勞して豊作を得ることも難用が多く懸るなれば却つて勘定が合ない故に充分引合ふ程度で自分の桑葉と家族の手間設備相應に飼育して安全第一主義で經營すべきものである世には往々算盤を弾き過ぎて今年生絲が高そうダウンと蠶種を掃立桑が足らねば買入れやう人手の不足は雇人をしてと馬鹿に強氣で懸つたり或は絲況は不印だ今年の養蠶は繭安で引合まいと意氣沮喪の結果は忽ち桑園は草園

となる蠶具の補修もせねば簇の用意もせずと捨鉢で恰も投機的危業視する者もないではない誠にけんぬに至極と云ふべきである、兎角當て事と何やは向うから外れ易い先づ十年平均採算の下に進むがよい。

### 第三節 養蠶組合の宗旨に關する事項

昔の養蠶經營法は自給自足主義で原料繭の生産も製絲の工程も機械も兼業であつた故に此時代に於いては良い繭を獲れば良い絲が出來良い織物を拵へる事が出來悪い繭を獲れば總てが之に反する事となり良否何れも悉くが自分のみに止り敢へて他人には利害關係を及ぼさなかつたものである。

然るに時勢は何時まで斯る姑息な自業自得の時代に留まつて居る事は許さない時代となつた特に明治維新後に於ける我蠶絲業は外國輸出品の主位を占むる物産となり對外的であるから自然大工場制の下に之れを經營さるゝ事となつた彼の高大なる煙突からは年内休みもなく黒煙を吐き出し機械の運轉と共に何百何千と云ふ絲繰車が間斷なしにクル／＼廻つて一日數百千貫の繭を消費して立派な生絲を製造するやうな時代となつてきたものである爰に於いて養蠶家も亦之れに準じ總ての經營を改め時代に適應したる施設によらなくてはならない時勢となつたのである即ち養蠶家たる者は是非組合を設けこれが力に依り小規模生産物を集めて大量とし品位向上並に統一を期し其の反面に於ては生産失費を節約し有利安定の目的に依り之を經營しなければならぬ時代となつたのである然れば爰に養蠶家として組合組織の必要なる所以並に之れが運用上に就て最も重要と認むる事項を擧ぐるなれば



一、養蠶組合組織の必要なる事 我國輸出金額の大半を占むる處の生絲は其の原料たる繭の品質が向上されたるものである申上る迄もない事ではあるが既に政府は此目的に則り蠶業試験場を設け主要方面には夫々支場を設置して其の地方風土に適する試験研究を積み就中良種と認むる處の桑蠶種等の品種を指定し各府縣立蠶業試験場は此指定に基き研究し地方風土に適する場合は直ちに複製して原蠶種を蠶種家へ配付し蠶種家は之を増殖して一般養蠶者へ飼育する蠶種を製造販賣すると云ふ仕組で品種の統一は之によつて行はれて居る尙蠶種は一定せるも之が飼育の如何によつて多少繭質に相異を來すものであるから飼育技術の改善統一策としては國立蠶業學に又は府縣立蠶業教育機關を通じ終始一貫せる主義の下に飼育法を統一指導し繭質の向上を期し製絲法に於ても亦同様の方針で之を營み専ら海外機業家の好む處の生絲を一定多産し之れが需用に應じ得らるゝ仕組としなければ到底我國の蠶業は成立たないものである故に養蠶者も此主義の下に養蠶組合を設けて一村一郡一府縣と漸次聯合の上各府縣とも提携し所謂國家的蠶業の聯繫を保ち以て生品の改善統一を期せねばならないのである。

二、組合設置の區域及び員數の事 組合の區域は大抵ならば一村又は一部落を以て單位とし組織するがよい養蠶の如きは精神的結合に依らざれば効果が舉りにくい性質のものであるから成べく人情風俗を同じうする小區域を本體とし基礎固りて後各部落組合を連絡せしめて一町村として適當なる事業のみ町村組合の共營とし其の他は部落本意とするが得策である又組合員數は五十名を標準とし地方的状態により増減し多數の場合は第一第二組と云ふ様に分ち又少數の場合は二、三部落合同して設立すべきである何故ならば指導教師が午前

午後、夜間と一日三回は實地指導が出来得る範圍位でないと実績が舉りにくい尙ほ繭の生産額から云ふならば少くとも春蠶一期一千貫以上でない組合の維持は困難なものである。

三、産業組合組織に準據する事 組合理業務の圓滑と基礎の確立を期する上には産業組合法によりて組織し蠶種の製造より製絲業務に至る迄事業を延長して經營すべきものである然しながら業務上の施行が複雑であるから相當團體としての訓練が積み區域も廣汎となり員數も産繭額も又相當増加する迄は任意的の組合で忍ばねばならない望むらくは早く此の位置に達せしめたいものである。何故ならば今日の如き繭の取引法では利害關係の全く相反する者を相手として始終取引を爲さなければならぬ不利な地位に立つて居るからである。

四、中心人物を訓育する事 組合の活動には之が中心となり献身的に盡瘁する有志家を必要とする今日組合成績の擧ると擧らざるは殆んど中心人物の如何に依るものであるにも拘らず動もすれば舊思想に囚はれて養蠶上には何等の理解も持たない所の長老や或は私利私慾の爲に動搖する所謂口利きの理窟屋を推したり又は名譽心、射倖心に捕はるゝ所謂虛業家を推したりする組合も見受るがこんな組合では事業が振はない計りか往々瓦解を早めるものである宜しく組合の中心人物は識見手腕並に公共心に富める人物を擧げねばならぬ然るに斯様な人物はソ一容易に見當る者ではない若し適任者を見出し難い場合は組合員の内から比較的これに近い人物を押して組合員全体が其の足らざる所を補ひ之れを扶け合ふて行く事である三人寄れば文珠の智恵とは昔から唱ふる事で誠に道理の積んだ言葉である然るに往々日本人の陥り易き僻として人の長所は之れを擧げずして單に其の缺點のみを並べて批評をしたがるものである人として缺點のみを拾ひ上る日には限りか



ない神聖な神様や佛様でさへ缺陷はある世の中況んや人間に於ておやだ宜しく組合員は一致結合して中心人物を守り立て適當に扶け合ひ順次新人物の養成に努めて後繼者を造り出す事が肝要である。

五、技術者を養成する事 養蠶組合の經營には適等なる技術者を常設して其の指導によつて總てが改善さるゝものである故に之が採擇の難易は組合事業の發達に密接な關係がある然るに今日技術者を求むる場合は遠隔の地よりするものが多く爲めに費用も嵩み又土地の風土や人情風俗を解せず一期半期の腰懸け主義に流れて緊張味を欠く場合もあつて相方満足せず年々歳々技術者を取り代へ之れが爲め指導方法は多岐に亘り一定の歩調が採れなく結果に甲乙を來して批難百出自然組合の瓦解を來す事も少くない之又日本人の癖として兎角地方人を有がたく想はない相當手腕ある技術者でも地方人なればあれは何兵衛の忤だアンナ青二才が何が出來るか我等は十年も二十年も經驗を積んで居る等と唱へて信用が薄い矢張り指導者と雖も神様でない限りは多少の欠點はあるであらう之れを守り立て互ひに扶け合ふてこそ適當な人物となるのである今後は成べく地方土着の適材を順次教養して組合施設事業に參與せしめ以て業態の安定に資すべきものである

六、自治觀念を開發する事 組合事業の眞摯なる發達は組合員の共同的努力に基礎を有するに非れば何事をも成就するものではないにも拘らず一にも二にも中心人物を便りにして其の誘導に盲従するやうでは組合本來の趣意に副はないのみならず一旦中心人物の隱退物故等の場合は忽ち組合の結束が紊れて破滅に陥る等の例もある故に組合幹部は申すに及ばずこれが監督指導の局にあるものは常々此點に注意し斷へず組合員の自治的觀念の發達に努めねばならぬ然るに養蠶家の多くは自負心強く或は些少の感情から兎角衝突を起しやすく

延て組合の結束にも龜裂を生ずる場合が多い之等は自治的精神の調育が欠けて居るからである

七、組合業務の選擇に注意する事 組合として施行すべき業務は澤山あるが最初からあれも必要之も肝心と無暗に手を擴げては却て虻蜂取らずに終る其の上一時に組合員の負擔が重荷過るから不平百出遂に蹉跌を來すものである故に設立當時は地方の實情に照らし慎重審議して就中緊急と認むる業務を先とし之が改善に主力を盡して効績を收め其の利益を組合員に覺らしめ第二の事業に移る事は組合經營上の秘訣である此の取捨選擇機宜に適へば自餘の業務は最早苦心を要せずして遂行し得らるゝものである

八、經費負擔は公平たるべき事 組合業務の性質上經費の賦課に多少不均衡のある事は免れない此の點はお互に耐へ忍ばねばならぬものである然るに動もすれば組合員に不平の聲を發せしめて紛擾を隱さしめやすいものである故に之れが分賦は慎重に考慮して單に業務上受くる所の利益のみに依らず組合員の資力、飼育量、收購量或は繭價、戸別割等を斟酌し適當に定めて負擔せしむるがよい成べく有力者は多く負擔して小産者を扶け所謂隣保扶掖の精神に基く事を希望する併しながら多數者の力に依つて其の度を過すときは亦弊害が伴ふものであるから充分なる考慮を望んで置く

九、庶務は整備たるべき事 組合事業は多數當業者の精神的結合を要するものであるから庶務會計等は常に能く整理を爲し帳簿類は隨時組合員に閲覽せしむべきである庶務に整頓を欠ぎ收支の明細を欠ぐが如きは組合員をして徒らに疑念を抱かしめ延ては組合事業の發達をも阻碍せしむる場合が多くある故に成べく適材を選んで事務を管掌せしめ相當の報酬をも支給して専任者を置くべきである然るに組合に依りては合議制等と唱



へて時々組合員が集合し庶務會計に當らるゝ場合もあるが之れ等は徒らに事務上の敏速を欠ぐ計りか往々其の都度飲食を共にし却つて冗費は嵩み庶務上の不整備を來す實例も少くないのである

一〇、基本財産造成の事 恒産なきものは恒心なしとは既に先賢に依りて唱へらるゝが如く養蠶組合の基礎が定まらねば穩健なる發達を期し得られないものである夫れ故養蠶の收入より百一なり寄附金又は獎勵金等を基本金として積立て適當に利殖の途を講じ組合の財産を増殖するに於ては業務の發展は期し得らるゝのみならず組合員の融和は保たれ招かずして員數も又増加するものである

一一、勤儉貯蓄を實行する事 組合員の奢侈を戒め各自富力の増進を圖る事は最も肝要でこれが爲めには組合の中合せで貯金を奨勵し拂戻しには制限を設けて勝手に使用せしめぬ様にすべきものである本項も又前項同様の意味で組合員の結束を堅めるに共に零細ながら毎養蠶期に積立つれば左程の苦痛を感せず所謂塵も積つて山と成る譬の如く知らず／＼の間に増殖が出来るのみならず其の反面に於いて奢侈遊惰の惡風も自然矯正されて組合の目的たる共榮共存の彼岸に達しやすきものである

一二、共済扶掖法を實施する事 養蠶經營上には時に違作を招いて豫定の收入を見る事が出来なかつたり或は天災地變によつて損害を蒙る場合もあらふ之等の原因で生計上の不安を來すが如き組合員もないとは謂へない斯る場合に處して組合員相互が援助し慰藉の方法を講ずるが如きは徳義上の美風なる計りか延ては組合員の和合も保たれ組合の發達上頗る効果の多いものである

#### 第四節 産業組合製絲に關する事項

養蠶組合理業の發達に伴ふて爰に起るべき問題は之れが生産物たる繭の取引方法である今日の如く養蠶と製絲の企業者を異にする場合は取引關係上利害正さに相反するものである故に特殊の連絡なき限りはこの兩者間の融合は到底望まれないのである此の解決としては種々の方法もあらふが就中必用なるは産業組合法に依る製絲企業ではあるまいか

即ち近世經濟界に於ける資本主義の旺盛は益々跋扈を逞ふするに拘らず現今に於ける農家の經濟力及び農民の能力なるものは微々たるもので到底他階級者に對抗して經濟的優勢の位置を保つ事は出来ない只爰に目的を達する方法として望みを囑するに足るものは組合理業の經營である

産業組合法なるものは明治三十三年に發布せられ其の後數回改正されて今日では餘程運用が便利となつて居る主として農業經濟の保護發達を目的として生れたもので本法に據る時は所得税、營業税も免除され加之政府よりは長期短時の低利資金の融通も受くる特別恩典の下に事業を經營するものである爾來年を経るに共に各地に到る處に設立され見るべきの成績も擧つて居る蓋し今日我農業界の實狀としては個々小規模の生産業では到底立ち行かない之れを有利の状態に轉換せしむるには組合理業の發動に俟たなければならぬ殊に副業たる養蠶業に於いて其の必要を痛切に認めて各地方に組合製絲の設立を見るに到つた然るに既設組合の實際を見るに往々首腦幹部連中に於てさへ組合理業に對する理解は薄く往々資本主義に偏したり或は名譽心に捕はれたる虚業



家又は蠶業上には何等の理解も持たざる有志者に於いて運用さるゝが如き到底成功すべきものではないよし又幹部連が理解を有すればとて之れが出資者たる組合員の末否な家族共に到る迄、主旨が徹底して居なければ到底活動は出来難いものである以下産業組合製絲に對する性質と之れが運用に就て重要な事項を述ぶるなれば

### 第五節 組合製絲の特徴に關する事項

一、原料繭仕入上の差異ある事 産業組合法に依る製絲工場の原料繭仕入方法は他の營利本位の株式製絲又は個人營業者の原料繭仕入方法とは大なる相違がある彼の營利本位の製絲場にあつては其の工場に於て製造する絲格相應の原料繭を廣い範圍即ち價格の廉い方面で引合ふ程度に仕入れて加工する主義であるから氣に入らない繭ならばドン／＼跳ね付けて取引を斷り氣に入つた引き合ふ原料繭のみを撰り好みして自由に仕入れる事が出来得るが、組合製絲では決して斯る任意的の行動は絶体に許されない即ち原料繭仕入れとしては組合員たる出資者の手に於て出来た繭のみを受入れ加工し生絲として賣らなくてはならない性質である故に組合員の繭であるなれば如何に雜駁なる繭と雖も又不良な汚れ繭と雖も是れを取引しない譯には行かない畢竟組合員の生産繭は玉石混交に引受けて生絲とせねばならない組織である又組合員たる養蠶家は生産された繭の全部は之れを組合製絲へ引渡さねばならない義務を有して居るものである夫れ故將來は是非とも此の精神に基きて相互共に大なる理解と緊張の下に萬全の策を講じ其共榮の實績を擧ぐべく努力せねばならぬものである

二、製絲業と養蠶業との調和すべき事 元來養蠶業と製絲業とは一つの生産的階級に過ぎないものである故に此の兩者間には密接なる連絡を有せなかつたなら到底も健全な發達は期し得られないのである然るに今日の業態を通觀すれば此等二業者の間には往々連繫を欠き養蠶家は勝手氣儘に繭を生産して成べく高値に賣らんとするのみで自分が生産した繭は何れの工場によりて如何なる絲格の生絲となるべきや將た誰人に取引すべきや等の考へもなく始終浮腰で單に眼先の慾に驅られ上籐後は一日も早く手放して量目損を免れんとし未だ化蛹もしない法律に觸れる繭をも提供したり時に製絲家の競争する場合は既に蠶時代に値極めをしたり或は搔取りもしない簇中の繭を賣つたりして所謂思惑を試み受渡しに悶着を起す等養蠶家としては繭質の善悪如何は少しも念中になく只如何にして買手を誤魔化さんかと苦心するのが多い亦た製絲家としても出来る丈け原料繭を廉く仕入んとするのみで養蠶家の利害等は少しも推察せず惡辣な手段を廻らして養蠶家の利益を蹂躪する事が多いのである即ち繭買入人同志が互に談合して故意に評價を引き下げ、或は玉屑繭は景品扱ひにしたり、歩込取引に、少量取引繭の高値吹聴策に、看貫の不正に、買ひ止め又は絲價下落の偽せ電報等顯々の奸策を廻らして世故に馴れない養蠶家の弱點に付け込み随分辛辣なる手段を講ずる商人も多いのである、斯の如き弊害を根本的に驅除する良策としては只一つの組合製絲即ち養蠶家が共同して製絲業を營む場合に於てのみ之を排除せらるゝものである組合製絲は此の使命を果すべく實現したる所以である。

三、生絲品位の向上及び統一法の事 近代歐米に於ける生絲需用の趨勢は機械工業の發達と共に大規模經營の有利なる關係上原料生絲は益々品質の優良と統一せる大量品を要求するの切なる時代と成つて來た夫れにも



拘らず現在の如き養蠶と製絲上とに何等の連絡なき限りは製絲家としても統一せる原料繭を得る事は殆んど困難である統一せない原料繭を仕入れて統一せる優良絲を作らんとする事は甚だ不合理な經營法と云はねばならぬ組合製絲としてであれば考へ次第で如何様にも對策を講ずることが出來其の上次項の如き對策を實施所期の目的も達し易いものである例へば

優良蠶種の提供 生絲品位の向上を圖るには是非原料繭の優良と其の統一を期さなくてはならぬ優良の繭を得るには優良蠶種の普及統一に待たねばならない組合製絲は此の關係を實現するに差當り蠶種統一である即ち蠶の品種を指定し交配型式を定め特定蠶種製造業者に委託して原蠶の發育、種繭の當否、發蛾の調節、病毒の有無、蠶種の處理、保護上の末に至る迄監督を厳しくし就中優良の蠶種を特製せしむるか或は組合自ら責任ある優良蠶種を製造し養蠶家の腕に適ふて飼育の安定し得べき蠶種を各養蠶組合へ配付し飼育上萬端指導の任に當りて豐作せしめ以て統一せる優良繭の生産に努むべきである

栽桑法の改良普及 一般飼育さるゝ處の蠶種は如何に優良であつても之れが飼料たる桑葉が不良であつたり不足しては到底良い繭は獲られないのである兎角栽桑の智識は養蠶に比し遅れ勝であるのみならず蠶室蠶具の設備も完成せねばならず教師の指導を受くる上には相當重き負擔もせねばならぬ旁々桑の方は忽せになり易く飼育量に比し桑葉は不足勝である其結果蠶は食桑不足となつて優良繭は出來難い故に桑園の肥培管理には遺憾なきを期せねばならぬ之が助長の策として組合製絲よりは直接養蠶組合等の團體に對し桑園の新改植に要する苗木代或は肥料代の如きも成べく低利を以て融通の途も開いて立派な桑園を作り充實した桑葉を蠶

兒に飽食せしめて養蠶業の安定を圖る事は必要である特に桑葉は養蠶經濟上六割餘の利害關係を占むるものである

飼育技術の改善普及 組合員たる養蠶家の飼育技術が幼稚であればある程原料繭の品位が區々に流れて統一を缺ぐのは當然である如何に優良蠶種の普及又は充實せる桑葉の生産其の目的を達しても飼育技術の改善が出來ない以上は少しも其意義を爲さない却つて組合理業の施設を傷け信用を失ふ計りか各養蠶家としても經營上不安の念を懐くの結果可惜有望なる目的も達し得ざるのみならず終には養蠶業をして投機的の危険事業視せらるゝに到るやも保し難いものである殊に近代の蠶種は日本種、支那種、歐羅巴種と純系な外國蠶の血を交互に交雜されて居る關係上之が飼育上には多大の變移を來して居るに加へ經濟上の脅威としては物價の高騰に加へ勞働賃金の騰貴となり栽桑上には肥料代嵩みて中々困難となつた従つて之を有利な状態に轉換するには飼育上の刷新に依らなくてはならないのである故に組合製絲としては之れ等に對する講習講話にも應じ又配付蠶種に就ては其の特徴に應じて飼育指導をなすべく常設技術者を配置し或は季節養蠶教師の雇入に就ても精々便宜を與るが如きは就中必用な施設と認るものである

上簇及び選繭處理の改良普及 繭質の改良上蠶には六齡ありと迄唱へらるゝ事となつた之を見ても如何に上簇改良の必要なるかを現實に語るものであつて之が取扱の當否は忽ち繭質に影響する處が多大である即ち生絲原料繭としては敢て繭層を取引するのではない生絲量を標準とするのである即ち繭の皮は幾何厚くとも生絲と成らない繭では三文の價値もないのである蠶を豐作さすと共に上簇の改良をなし生絲が多く繰れ得る良



い繭を作り選別を親切にして養蠶家の義務を全ふし屑繭の出ない様に心掛くが必用である若し精繭中へ一粒でも死籠繭が混交して取扱中に潰れると汚汁を出して上繭を七つも八つも共に穢れ繭となりて生絲の繰れない繭となるから製絲の上には多大の損害であるのみならず又養蠶家としても選別が悪いと精繭全体の品位を落して等級は下り値段も格廉となりて互に不利益である

繭質の改善と正量取引 一般製絲家の原料繭の仕入れ方を見るに誠意を以て繭質の良し悪しを鑑定して其の格差を公平ならしむる手段等は少しも考へずに單に當時の人氣相場で取引をし等級を付けるとしても僅かに二三錢の差に過ぎないのである養蠶家としては誠に頼りない取引と云はねばならぬ、斯様な状態であるならば幾年経ることも到底繭質の改良は出来得るものではないなせならば飼育上より上簇選繭に深甚の注意を拂ひて優良繭を生産することも比較的酬ひらるゝ處が少く普通繭以下を生産する者は比較的甘味が多いと云ふ奇なる現象を見て居る之れでは誰も苦心して優良繭を生産する氣にはなれないのである現在繭質は年々低下こそすれ決して向上はせない之が爲め製絲家は良い繭計りを選び買しない以上は年々損失を重ね養蠶家としては當然收得の出来る黄金を棄てゝ下劣の繭を獲り常に經營難を訴へて居る双方共誠に馬鹿げた話ではあるまいか然るに産業組合法に依る製絲經營であるならば養蠶家個々の出資で成立して居るものである故に組合員の生産されたる繭の総ては組合製絲受け入れ生絲として賣却する仕組である故に賣上げ金の分配なるものは繭から繰れた生絲量の多寡並に繰絲工程の遅速生絲の品位如何によりて決定せらるゝ性質である此の主旨を貫徹さす爲めには養蠶組合を基礎とする生繭正量取引を實施して繭質本意の價格に基き代金を精算する仕組

でなければならぬ之れが所謂正量取引である

今爰に昨年度に於て實施せる正量取引の實績を擧げて參考に供する事としやう時恰も春蠶期に迫まりて發表せる事として充分組合員に諒解を求むる餘裕もなかつた其の上縣下でも最初の試みとして春繭には漸く七組合數量二千七百餘貫であつたが初秋繭には其の内容が得心されたものと見へて組合全体の蠶種も統一する栽桑に飼育に將た上簇選繭等大改良が行はれ取引組合一躍三十二組合數量五千貫晚秋繭には殆んど組合全般に亘りて六十二組合一万三千貫の多量を取引し養蠶家も大満足組合製絲も亦満足せる次第である今後は産業組合製絲たるを否と問はず苟しくも製絲の經營者と養蠶經營者の兩者間に横はる諸種の懸案の大半は此の正量取引に依つて殆んど解決し得るものと確信する要は製絲家の自覺に待つて養蠶組合の活動を促進せしめ之れが連繫には双方とも今少しく眞剣味を帯び相寄り相信じ相扶けて互ひに業務上の進展を圖らなくては到底事業上に曙光を見る事は出来難いものと信するものである

正量取引成績

| 期 節   | 生繭百匁<br>對生絲量 | 生絲十匁<br>對繰絲時<br>間 | 精算絲量  | 生繭十貫對屑物量    |             |             |        |             |
|-------|--------------|-------------------|-------|-------------|-------------|-------------|--------|-------------|
|       |              |                   |       | 二<br>等<br>繭 | 三<br>等<br>繭 | 一<br>玉<br>繭 | 穴<br>明 | 諸<br>絲<br>量 |
| 春 繭 良 | 一一、八六        | 二八、五五             | 一一、六〇 | 〇、〇         | 二、三         | 〇           | 〇      | 〇           |
| 春 繭 否 | 一一、二八        | 三六、三七             | 一一、〇〇 | 七、五         | 一、八         | 七、〇         | 五、〇    | 〇           |
| 平均    | 一一、六〇        | 三三、三四             | 一一、二二 | 〇、〇         | 一、〇         | 二、四         | 五、〇    | 〇           |
|       |              |                   |       |             |             |             |        | 調 査 欠       |



| 良     | 初秋繭   |       | 平均    | 否     | 良     | 平均  | 否   | 平均  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
|       | 良     | 平均    |       |       |       |     |     |     |
| 一一、七四 | 九、六七  | 一一、六〇 | 一一、七四 | 三三、二二 | 一一、七四 | 〇   | 三九  | 〇   |
| 五四、八〇 | 四三、三三 | 二七、八四 | 九、八一  | 二七七   | 六六一   | 四一七 | 二五〇 | 二五〇 |
| 二二、四九 | 四三、六一 | 二二、三三 | 一〇、六七 | 六〇    | 一一六   | 八三  | 七二  | 一八七 |
| 九、八五  | 四三、六一 | 九、四六  | 一一、三三 | 〇     | 七八    | 〇   | 〇   | 一三二 |
| 一一、〇〇 | 三五、六六 | 一〇、六七 | 三三    | 七六    | 二二七   | 四七〇 | 一五六 | 一五六 |

右表の如く繭質の良否は養蠶經濟上にも又製絲經濟上にも著しき影響を來すものである肉眼鑑定にありては餘り等差のない繭も實際に於ては斯くの通り故に養蠶家としては組合員全体が一致して共同的に勵み合ひ舉つて良繭を收め正量取引により繭を受け渡しすべきが利益である

四、資金獨立の利益ある事 現在多くの製絲家は繭買入れ上資金の調達に苦しみ随分苦心をするのである之れが爲め自然生産販賣組織上缺陷を生じ生絲の取引上には問屋に對し隷屬的の不利なる位置に立たねばならぬ又絲價下落の場合には金利に拘泥して俄かに狼狽へ投資せざるの止むなき苦境に陥り市場として益々下押の氣勢を促進するが如き彼れ此れ不利益な場合が多く製絲家の破産は往々爰に崩すものである然るに産業組合法に依る製絲にあつては出資の主体が養蠶家であるから或る程度までは所要資金も少額で足り又融通の途も政府より低利資金の提供もあり旁々之れが爲め問屋に從屬的の屈辱もなく殆んど獨立の多數共同の資力で事業を經營する事が出来るから絲價不況の場合と雖も敢て投資するの憂目も招かず單に賣り控へによりて或

る程度迄は價格を維持し徐ろに恢復期を待つ事が出来得ると云ふ有利な條件の下に經營する事が出来るばかりか所得税、營業稅其他の公課をも免るゝ特權を有して居る結構な組織である

五、工女問題の解決容易なる事 製絲工場を稱して器械製絲、座繰製絲等と唱へるが事實之れは不合理な稱呼と云はねばならぬ幾等器械製絲と申しても實際器械の能率なるものは他の器械工業に於るが如く工程能率を器械力の如何に依つて發揮せしむるが如き事は到底不可能であつて製絲工場としては僅かに大小枠の運轉位が器械動力で實際の製絲工程は全然工女の指頭と頭腦の働らきに待たねばならないのである之れが爲め製絲經營上の秘訣は優良なる工男女を得ると否に依つて損益の岐るゝものと謂てもよい夫れ故各製絲場では苦心して工女の養成と蒐集に努めて居るが何さま女子は婚期が早いのに加へ家庭教養の關係もあり体裁もあり又工女としては各工場より爭奪の弊もあり流浪的の工女もあつて之れが訓練並に取締上相當苦心を要するものである多くの工場にあつては規定以外の時間を勤務させて過勞せしめ或は幼年工女をも容赦なく長時間の勞働に服せしめ時には賄の不良、休憩時間の不足、寄宿舎の設備不完全等の爲め往々工女の健康問題を惹起し又は賃金支拂上契約の履行を怠り監督者の地位にある者が婦女子の弱點に附け入り權利を蹂躪したり時には拭ふべからざる汚辱を與ふる等待遇上幾多の缺點を認むるが産業組合の製絲場にあつては工女を組合の區域内に求むる關係上自然組合員の子女も多く何れも工場近くの出身者であるから家庭上の連絡も採れ易く父兄の監督も行き届き組合製絲の義務として相當の教養も施し慰安の設備もあり旁々他の工場に於けるが如き弊害は之を除去して眞に農村の女子に適したる有利な天職を授けると共に嫁入仕度の準備も出来るもので至



極結構な組織と謂はねばならぬ

二四

六、投機的性質を緩和する事 現在の製絲事業にあつては原料繭を一時に購入する關係上一朝絲價の變動に會へば其幅の大なる丈け夫だけ事業上に投機的の性狀を濃厚ならしむるものである従つて此の關係は養蠶の經營に於いても亦同然で收繭當時僅か數日間の絲價と人氣に支配されて評價を左右し取引さるゝものであるから事業上の損益は此の短期間に決定せらるゝものである然るに組合製絲にあつては前に述べた如く有利な條件の下に經營し得らるゝのみならず正量取引又は依託製造に依りて三ヶ月或は六ヶ月若しくは一ヶ年間の長期に亘る平均絲價に基き精算せらるゝものであるから相互とも事業の基礎は誠に強固で頗る安定せるものと謂はねばならない

七、農村疲弊問題の救済に適する事 近來農村の疲弊狀態は誠に悲しむべき現象で之れが復興に就ては有識者間に於て相當論議されて居るが一向實現されないものである今農村が困憊に陥つた原因を調べて見ると種々あるが特に著しいものは都市集中政策の趨勢であつて各種工場も多くは都市中心に設立されて各種の文明機關を利用して有利に經營さるゝのである其上商工業者は海外の新知識を直接應用して利潤を多く收め生活上の便宜も多いのに反し農村にては全然趣を異にし金融の如きも不完全なるに加へ田舎の零細な資金迄をも殆ど中央都市へ吸収されて大資本と化し都市事業界の爲め低利で投資さるゝものであるから工業は次第に發達する従つて之れに要する多數の労働者は之れを農村の青少年女子中より體質の強健なる者を駆りて都市へへくと吸集して消化する其の上都市には到る處に誘惑の網を張りて質實温順勤勉である農村青年子女の好奇心を

唆つて情落せしめ或は華奢浮薄淫逸の風潮に汚染せしめて賃金は得るに従ひ右から左へ徒消せしむると云ふ實情であるから農村子女の多くは都會を慕ふて次第に移動し遂に農村生活を嫌忌する風習を生じて來た之れ農村には一つの娛樂もあるではなく籠衣籠食に甘んじて風采も上らず終日過激の労働に服すると雖も尙ほ酬ひらるゝ處は少く負擔する公課雜費等は益々加重するから農村に於ては資産者も知識階級者も無産者も共に愛想を盡かして都市へへくと移動するものが多くなり農村は益々振はなくなるのである尙ほ此の外農村に於ける經濟難としては比較的耕地面積が少いから時代推移に伴ふ丈けの粗収入を増加する事も出來ず労働効果の増加率は生活の向上に伴ふ生活費の増加率に伴はない結果で決して労働力の拂底せる爲めではない畢竟農村の疲弊を救ふには此の餘れる勞力を地方的に利用すべく適當なる仕事を見出し収入の増加を圖らねばならない之れ即ち農村に副業の必要なる所以である農家の副業としては數々あるが就中最も適するものは養蠶事業で世既に定評のある所である現に養蠶の盛なる地方には小作争議も起らず生活程度も亦高く智識能力も自然向上して居る事を見ても諒解が出来るのである。加之現在農村の經濟力或は農民の能力としては他の商工階級者に對抗して經濟的優勢の位置を保つと云ふ事は殆んど不可能と謂つてよい唯茲に望を囑すべきものは組合事業の經營である就中製絲業の組合經營は最も適したるものと謂はねばならぬ、なせならば如何なる山間遊遠の地と雖も之を經營し得らるゝからである彼の田園到る處に煙突が立ち夫より煤煙の上を見るは多く製絲工場である農村に於ける組合事業の發達は地方婦女子の労働を促し經濟上好影響を與ふるのみならず組合經營なるが故に事業上の要路々々には相當智識階級者の配置も必要であれば又勞力

二五



を要する仕事も多くあるから従前都市へ流出されたる處の各種階級者を農村に保留して生活の安定と一面組合員たる多數の養蠶家を啓發して行けるから自然農村の經濟も緩和され疲弊も未然に防ぎ得らるゝ長所を認むるものである

右の如く組合製絲としては飽迄公益主義に基き地方農村の爲めに經營致す所の工場である、小にしては地方の利源を涵養して相互的に福利を増進し以て製絲の模範を示し大は以て國家の爲めに貢獻の出来るものである。

### 第六節 養蠶經營法に關する事項

一、養蠶經營の基礎を確立すべき事 一般物價の騰貴は益々養蠶利潤の遞減を來たし、更に人造絹絲の發達は將來蠶絲の著しき騰貴を期待する能はざるの狀況である。故に此際經濟上の見地より積極的に收穫の増加を圖ると共に、他面消極的に生産費の遞減を圖り、其の經營をして一層堅實ならしめ、利潤の増加を圖るは最も緊要とする所である。而して養蠶經營法改善の要諦は、現在各戸に於ける傳統的經營を根本的に革新し、更に是等養蠶者が最も進歩せる共同經營を爲すことにより、初めて其理想を實現し得べきものである。故に以下掲ぐる所の標準に則り各戸經營案を樹立し、其達成を期せねばならぬ。

二、養蠶經營の標準を定むる事  
 イ、規模 養蠶經營に於て、規模の大小適否は、直接其の經濟に及ぼす所至大なるばかりか、作柄並に繭質

の良否等にも著しき關係を有する従つて、主要素たる勞力、桑園、蠶室等の狀態を調査考究し、之に依り最も適切なる經營を爲さしめねばならぬ

今當地方の現狀に鑑み最も適當なりと認むる經營案を示せば左の如し

#### 桑園反別 三反歩

ロ、桑園仕立別並に收葉量 右三反歩を基準として仕立別並に收葉量を擧ぐれば左の如し

| 種別     | 反別   | 歩合   | 收葉量 |      |      |     | 計    | 反當 |
|--------|------|------|-----|------|------|-----|------|----|
|        |      |      | 春蠶期 | 初秋蠶期 | 晩秋蠶期 | 計   |      |    |
| 春蠶雅蠶用桑 | 0.35 | 100% | 60  | 1    | 1    | 62  | 100  |    |
| 春秋兼用   | 1.15 | 50%  | 50  | 1    | 1    | 52  | 500  |    |
| 秋蠶雅蠶專用 | 0.70 | 33%  | 120 | 1    | 1    | 122 | 500  |    |
| 計      | 2.20 | 100  | 230 | 3    | 3    | 236 | 1000 |    |

#### ハ、飼育量

| 期別 | 掃立蠶量 | 總用    |       | 對上繭十貫 |     |
|----|------|-------|-------|-------|-----|
|    |      | 量     | 對蠶量一匁 | 約     | 約   |
| 春  | 1.2  | 107.1 | 67.0  | 1.8   | 1.6 |
| 初秋 | 0.5  | 71.1  | 54.6  | 1.8   | 1.6 |
| 晩秋 | 0.8  | 107.1 | 54.6  | 1.8   | 1.6 |
| 計  | 2.5  | 285.3 | 176.2 | 5.4   | 4.8 |



ニ、收繭量

| 期別  | 收繭    |       | 計      | 對蠶量一匁  | 對用桑百貫  |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|
|     | 上     | 共     |        |        |        |
| 春蠶  | 3,000 | 3,000 | 3,000  | 4,181  | 6,031  |
| 初秋蠶 | 1,000 | 1,000 | 1,000  | 3,200  | 5,661  |
| 晚秋蠶 | 2,500 | 1,600 | 4,100  | 3,374  | 6,333  |
| 計   | 6,500 | 5,600 | 12,100 | 10,755 | 17,995 |

ホ、養蠶勞力

| 月別 | 延人員 | 月別 | 延人員 | 月別  | 延人員 |
|----|-----|----|-----|-----|-----|
|    |     |    |     |     |     |
| 一月 | 六人  | 五月 | 六人  | 九月  | 六人  |
| 二月 | 六人  | 六月 | 六人  | 十月  | 六人  |
| 三月 | 三人  | 七月 | 七人  | 十一月 | 二人  |
| 四月 | 八人  | 八月 | 八人  | 十二月 | 二人  |
| 計  | 三二  |    | 三六  |     | 一〇  |

備考 一日最多所要勞力 (上簇當日五人)

春蠶掃立 四月下旬 五月上旬

初秋蠶 八月上旬

晚秋蠶 九月上旬中心

へ、蠶室 1室内は蠶兒の衛生上、陽氣の調節容易にして且つ作業に便利なる間取りとし、左の箔數(堅三尺五寸横二尺六寸)を適當の位置に收容し得べき面積と設備とを要す

一齡一二箔 二齡二四箔 三齡四八箔 四齡一二〇箔 五齡二一六箔 上簇三六〇箔

- 2 爐の構造は室の面積に應じ相當の火爐を設け、給氣の裝置をなすこと。
- 3 氣拔の構造は天井の中央及四隅の氣拔を完全にし、且つ屋上氣拔の設備をなすこと。
- 4 貯桑場は桑葉二百貫を完全に貯藏し得べき設備をなすこと。

ト、養蠶收支計算

支出

栽桑費 三百四十三圓

養蠶費 三百六十八圓五十六錢

計 七百一十一圓五十六錢

收入

養蠶收入 九百七十三圓三十錢

利潤 二百六十一圓七十四錢

反當利潤 八十七圓二十五錢

收支計算内譯

支出

栽桑費



| 種目     | 數量 | 單價 | 金額    |         | 摘要             |
|--------|----|----|-------|---------|----------------|
|        |    |    | 數     | 額       |                |
| 肥料代    |    |    | 三、五〇〇 | 九七、五〇〇  |                |
| 農桑人夫賃  |    |    | 一、五〇〇 | 七六、〇〇〇  |                |
| 改植桑苗代  |    |    | 〇、〇〇〇 | 六、〇〇〇   |                |
| 同上人夫賃  |    |    | 一、五〇〇 | 四、五〇〇   |                |
| 小作米料   |    |    | 三、五〇〇 | 三六、〇〇〇  | 反當一石二斗         |
| 流通資金利子 |    |    |       | 六、〇〇〇   | 百圓一ヶ月一分の利子半ヶ年分 |
| 農具維持費  |    |    |       | 一五、〇〇〇  |                |
| 雜費     |    |    |       | 一〇、〇〇〇  |                |
| 計      |    |    |       | 三四三、〇〇〇 |                |

養蠶費

| 品目    | 數量    | 單價    | 金額    |         | 摘要                   |
|-------|-------|-------|-------|---------|----------------------|
|       |       |       | 數     | 額       |                      |
| 蠶種代   | 一六枚   | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇   | 蠶種                   |
| 蠶具損料代 | 一、四一人 | 一、〇〇〇 | 一、四〇〇 | 一、四〇〇   | 蠶具                   |
| 飼育人夫賃 |       |       |       | 一、七、八〇〇 | 蠶箔                   |
| 消毒毒費  |       |       |       | 一、六、二〇〇 | 蠶網                   |
| 補温費   |       |       |       | 一、二、〇〇〇 | 蠶子                   |
| 電燈料   |       |       |       | 一、一、〇〇〇 | 蠶子                   |
| 蠶座紙   |       |       |       | 一〇、〇〇〇  | 蠶子                   |
| 蠶座代   |       |       |       | 一五、〇〇〇  | 蠶子                   |
| 其他    |       |       |       | 三、五〇〇   | 蠶具製造、修繕、蠶室修繕、講習、講話其他 |
| 計     |       |       |       | 三四三、〇〇〇 |                      |

| 種別    | 數量 | 單價 | 金額      | 摘要          |
|-------|----|----|---------|-------------|
| 建物修繕費 |    |    | 一五、〇〇〇  |             |
| 諸稅負擔  |    |    | 一〇、〇〇〇  |             |
| 雜費    |    |    | 三、八、五〇〇 |             |
| 計     |    |    | 二八、八〇〇  | 同業組合費及養蠶組合費 |

收入

收購金額

| 種別  | 春      |         | 秋      |         | 合計金額    |
|-----|--------|---------|--------|---------|---------|
|     | 數量     | 金額      | 數量     | 金額      |         |
| 上繭  | 四三、〇〇〇 | 四七三、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 三八三、八〇〇 | 八五六、八〇〇 |
| 其他繭 | 三、〇〇〇  | 一、八、〇〇〇 | 三、〇〇〇  | 一、三、〇〇〇 | 三、一、〇〇〇 |
| 計   | 四六、〇〇〇 | 四九一、〇〇〇 | 四三、〇〇〇 | 三九六、八〇〇 | 八八七、八〇〇 |

雜收入

| 品目 | 數量 | 單價    | 金額    |         | 摘要 |
|----|----|-------|-------|---------|----|
|    |    |       | 數     | 額       |    |
| 蠶條 | 七  | 一、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇   |    |
| 其他 |    |       |       | 八五、五〇〇  |    |
| 計  |    |       |       | 一二二、五〇〇 |    |



| 項目            | 金額     | 額 | 補 | 要                           |
|---------------|--------|---|---|-----------------------------|
| 桑葉一貫多生産費      | 〇、二四〇  |   |   | 前表に依る生産費並に其の他参考事項を擧ぐれば上表の如し |
| 上繭十貫多生産費      | 八五、三三〇 |   |   |                             |
| 收繭十貫多生産費      | 七九、九五〇 |   |   |                             |
| 蠶量一多收繭        | 三、七〇八  |   |   |                             |
| 反當收繭量         | 二九、六六七 |   |   |                             |
| 反當利           | 三三、四三〇 |   |   |                             |
| 對收繭十貫多飼育勞力    | 八七、二五〇 |   |   |                             |
| 對上繭十貫多飼育勞力    | 一五、八   |   |   |                             |
| 對養蠶總勞力一人一日純所得 | 一、二六〇  |   |   |                             |
| 栽桑總勞力         | 一七、三   |   |   |                             |

チ、養蠶所得 養蠶の經濟は概要前述の如くなるも、今之れが養蠶家に於ける所得に付自給し得ざるもののみを支出とし自給し得るものは収益と見做し概算すれば左の通りである

栽桑及養蠶費中自給し得る金額

| 項目    | 支出總額   | 支出總額中自給し得る金額 | 自給歩合 | 摘 | 要 |
|-------|--------|--------------|------|---|---|
| 栽桑肥料代 | 九七、五〇〇 | 六六、七〇〇       |      |   |   |
| 栽桑人夫賃 | 七八、〇〇〇 | 七八、〇〇〇       |      |   |   |

| 項目     | 金額      | 額       | 補    | 要             |
|--------|---------|---------|------|---------------|
| 改植桑苗代  | 六、〇〇〇   |         |      | 内十人雇入 日當一圓五十錢 |
| 改植人夫賃  | 四、五〇〇   |         |      |               |
| 小作米料   | 一六、〇〇〇  |         |      |               |
| 流通資本利子 | 六、〇〇〇   |         |      |               |
| 農具維持費  | 一五、〇〇〇  |         |      |               |
| 小蠶費    | 一〇、〇〇〇  |         |      |               |
| 蠶種代    | 三三、〇〇〇  |         |      |               |
| 蠶具損料   | 一七、八六〇  |         |      |               |
| 飼育人夫賃  | 一六九、二〇〇 |         |      |               |
| 消毒費    | 一五、〇〇〇  |         |      |               |
| 補温費    | 三、〇〇〇   |         |      |               |
| 點燈紙料   | 一〇、〇〇〇  |         |      |               |
| 蠶座紙代   | 一三、〇〇〇  |         |      |               |
| 其他代賃   | 三三、五〇〇  |         |      |               |
| 建物修繕費  | 一五、〇〇〇  |         |      |               |
| 諸物修繕費  | 一〇、〇〇〇  |         |      |               |
| 雜費     | 一〇、〇〇〇  |         |      |               |
| 小計     | 三六八、五〇〇 | 三三三、二〇〇 | 五六・九 |               |
| 合計     | 七一五、〇〇〇 | 三六四、二〇〇 | 五一・一 |               |



以上表示する如く栽桑、養蠶費七百一十一圓五十六錢中三百六十三圓四十錢、即ち總費額に對する五割一分二厘は自給し得る計算となり、之を支出額より差引くときは養蠶家の實際所得は左の多額となるを見るべし。

養蠶家實所得 六百二十五圓十四錢

而して之を栽桑、養蠶の總勞力延二百八人に割當つるも、其の日當は三圓一錢となり更に共同經營の普及徹底を圖るに於ては一層有利なる經營を爲し得るから、養蠶經營の改善は目下最も緊急の要事と認むる。

第七節 桑園に關する事項

- 一、土地 適地を選定して栽植するを最有利なりと認むるも、不適當なる土地にあるものは之が理學的性狀の改良を圖ること。
- 二、品種 左記のものを選ぶこと。
  - 春蠶稚蠶用——市平(切市)、大葉早生(青市)、魯桑實生
  - 春秋兼用 { 春蠶主用——刈桑、改良鼠返、魯桑
  - 秋蠶主用——魯桑
- 秋蠶稚蠶用——改良鼠返、魯桑實生
- 三、桑園計畫 一反歩に對する計畫左の如し。

| 種別         | 反別       | 歩合   | 收葉量   |     |    | 摘   | 要                                            |
|------------|----------|------|-------|-----|----|-----|----------------------------------------------|
|            |          |      | 春     | 初秋  | 晩秋 |     |                                              |
| 春蠶稚蠶用      | 0.3反     | 10%  | 200   | —   | —  | 200 | 秋期摘桑せず                                       |
| 春秋兼用 { 春主用 | 1.7反     | 5%   | 300   | —   | —  | 300 |                                              |
| 秋主用        | 0.7反     | 25%  | —     | 90  | —  | 90  | 笠原式仕立を應用す<br>犧牲桑園とし初秋蠶の壯蠶期にも反<br>當一五〇貫内外を摘葉す |
| 秋蠶稚蠶用      | 0.3反     | 10%  | —     | 100 | —  | 100 |                                              |
| 計          | 3.0反     | 100% | 200   | 90  | —  | 290 |                                              |
| 参考         | 對掃立蠶量用桑量 |      | 約 七〇〇 | —   | —  | —   | 第二頁參照を要す<br>收葉量は夫々收穫時期の實收量を以て示す              |
|            | 對上滿十貫用桑量 |      | 約 一七〇 | —   | —  | —   |                                              |

四、苗の育成 共同育成を本體とし、附近に優良なる桑苗生産者ある場合は、之に依託して育成すること。地方によりては苗木育成組合を組織せしめ、町村組合又は部落組合と聯絡を執り、以て優良桑苗の需給に便ならしむること。

五、植付 植付標準左の如し。

| 區別     | 普通   |      | 土地   |        | 瘠    |        | 地    | 芽巻用(密植) |
|--------|------|------|------|--------|------|--------|------|---------|
|        | 間    | 株    | 間    | 株      | 間    | 株      |      |         |
| 畝      | 五尺   | 三    | 六尺   | 四      | 四尺五寸 | 五      | 五尺   | 四尺      |
| 株      | 三    | 三    | 四    | 四      | 二    | 三      | 三    | 二       |
| 反當植付株數 | 七二〇本 | 七二〇本 | 四五〇本 | 一、二〇〇本 | 七二〇本 | 一、三五〇本 | 七二〇本 | 一、三五〇本  |



六、仕立法 普通桑園は根刈又は中刈とし、秋蠶主用桑園は笠原式仕立を應用し、芽桑々園は拳式仕立とする。

普通桑園の成木法は、植付二年目に全部春刈として株擴げをなし、成木後は拳式仕立とする。

笠原式中刈仕立は四年間にて成木する方針によりて仕立て、以後毎年一株中の五割を春刈とするものにして其内比較的密植のものは、植付初年先づ三芽を伸し、二年目春發芽前高さ六一七寸に截り、之より新條を成るべく多く發生せしめて秋期に摘桑し、三年目の早春に至り枝條の五割内外を高さ五一六寸に剪定し、殘の五割は春蠶期に枝條の基部より收葉伐採し、春剪定せし枝條より發生せる新梢は其儘伸長せしめて、秋期に摘桑し、尙四年目以後は年々三年目と同方法を反覆す。而して本仕立法により年々一部春刈を續行すれば、漸次株の高さを増すが故に下部より生じたる枝條の内、適當の位置にあるものを發芽前枝條の細太を考慮して適當の高さに伐採し、それより堅實なる枝條を發生せしめ、夏刈の際其の上にある古き幹を切り去り株下げを行ふものとす。

普通桑園の内樹勢衰へ樹形亂れしものは右の方法を利用して改良をなすこと。

秋蠶期の稚蠶飼育に供する所謂犧牲桑園は密植とし、左記標準に依り收穫を行ふこと。

春發芽期、枝條を伐採し、之より伸長したる新條は七八月の交に至り四尺内外に伸長するを以て、之より初秋蠶用桑を摘採し、後一株に付三四本を高さ二三尺位に剪定する時は、一本の條より多數の芽を出すにより之を發育せしめて、九月發生の秋蠶に芽桑用として使用する。

又現在の如く八月上旬中心に初秋蠶の掃立を行ふものには、本桑園を春期一二齡間の芽桑を採りたる後之を伐採し、右に準じて處理すれば可なり。

七、荒廢桑園の改植 勞力組合を組織し、或は機械器具を利用して速に之が改植を斷行すること。

八、指導桑園 栽桑に熱心なるものゝ桑園を指導桑園とし、所有者をして之が管理に當らしめ、以て一般の指導獎勵の資となすこと。

九、管理

イ、施肥 金肥の濫用を警め、安價にして得易き有機質肥料(堆肥、廐肥等)を増加し土地の理學的性質を良好ならしむること。

桑樹の發育最も旺盛なる刈跡の施肥を多くして樹幹の構成に努むること。  
綠肥栽培を普及せしむること。

|                |     |                            |
|----------------|-----|----------------------------|
| a 青刈大豆 (夏作)    | 播種期 | 五月中下旬(但笠原式仕立の桑園にありては四月中下旬) |
|                | 收穫期 | 七月中旬                       |
| b 蠶豆 (冬作)      | 播種期 | 十月中旬                       |
|                | 收穫期 | 翌年五月上旬                     |
| c サードヰッケン (冬作) | 播種期 | 十月中                        |
|                | 收穫期 | 翌年五月中旬                     |







|          |   |   |   |     |     |     |
|----------|---|---|---|-----|-----|-----|
| 青刈 蠶豆    | 同 | 同 | 同 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| サードウ井ツケン | 同 | 同 | 同 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |

備考 總て反應は腐熟の程度により異なるも最後の有様を示す。

効驗は腐熟の早晚と効力持續期間とに鑑み概定せり。

名稱は桑樹の要求肥料成分より便宜附名せり。

ロ、耕耘及除草 耕耘除草は一層丁寧に行はしむること。耕耘及除草の時期概ね左の如し。

春秋兼用桑園

- 第一回 發芽前 淺耕、地均し
- 第二回 伐條後直に 除草
- 第三回 七月上旬 深耕、株際へ土を寄す
- 第四回 九月上旬 除草
- 第五回 落葉後 深耕、畦間高く株際を開く

秋蠶主用桑園

- 第一回 伐條頃 淺耕、地均し
- 第二回 六月中旬 淺耕、株際に土を寄す
- 第三回 七月中旬頃 除草
- 第四回 九月上旬 除草
- 第五回 落葉後 深耕、畦間を高くす

牛馬耕を普及せしめること。

(附) 桑樹病蟲害豫防驅除劑

| 劑名     | 原料                                    | 製造方法                                                                                                                                               | 施用方法並に害蟲菌                                                                                       |
|--------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石油乳劑   | 石油 (一升)<br>石鹼 (十二匁)<br>水 (五合)         | 上記量の水に細末させる定量の石鹼を混ぜ鍋に入れ火爐の上にて熱し之と同時に又別に石油を入れたる罐を熱し石油の沸騰するを待ちて兩者を混じり攪拌ポンプを以て充分攪拌する時は白色乳狀の半流動體となるとこれを原液とする                                           | 使用の際原液を五倍乃至三十倍に温湯を以て稀釋し噴霧器に入れて撒布す<br>介殼蟲 五倍稀釋液<br>クワジラミ 二十五倍稀釋液<br>其他諸害蟲                        |
| 石灰硫黄合劑 | 生石灰 (百二十匁)<br>硫黄華 (百二十匁)<br>水 (一斗)    | 豫め二個の煮釜を用意し生石灰に少量づゝの水を加へ之に全く。溶化せしめたる後之を濾過し煮釜に移す別に他の煮釜にて沸騰せしめたる湯三升をとり石灰水に注ぎて能く攪拌し硫黄華の定量を投入し漸次湯を加へ全量を一斗となし約一時間程を沸する時は硫黄の化合するに隨ひて褐色に變ず此の液の冷却せざる内攪拌すべし | 本劑は液の冷却せざる間に撒布するを可とすれども直に撒布すること不能の場合火爐にて一口温め撒布すべし本劑は主として介殼蟲の驅除劑として用ひられ特効あるものなれども其他の害蟲菌にも効あるものなり |
| ボルドー液  | 硫酸銅 (百二十匁)<br>生石灰 (百二十匁)<br>水 (二斗一三斗) | 液の全量を入るゝに足る大桶一個とその半量を入るゝに足る小桶二個とを用意し小桶に湯二三升を入れ定量の硫酸銅を投入して溶解し水を加へて一斗となし又別の小桶に石灰を溶解し水を加へて一斗となし兩者を同時に大桶中に流し込み烈しく攪拌す                                   | 本劑は殺菌殺蟲劑としてよりも豫防劑として効多きものなれ全桑園に亘つて撒布するを可とす<br>本劑は主として病菌類に對して効多きものにして細菌病芽枯病白濁病其他の菌類に効あり          |



|          |                                    |                                                                                         |                                                                |
|----------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 除蟲菊酒精浸出液 |                                    | 酒精一合と水一合との混液に除蟲菊粉末を浸漬し、一、二晝夜を経て濾過す                                                      | 本液は殺蟲の効著しきものなれども蠶兒に對しても害大なるものなる故桑葉に撒布すべからず<br>桑の天牛、姫象蟲を注射するに良し |
| 樟腦精      |                                    |                                                                                         | 本劑は殺蟲の効大にして桑の天牛等を注射するに特効あり                                     |
| 二硫化炭素    |                                    |                                                                                         | 本劑は根腐病紋羽病その他根の病菌に良く竹の筒にて病根の際に穴を穿ちその中へ本劑を注入して密閉す                |
| コールドール   |                                    |                                                                                         | 樹木の裂け目に塗れば綿蟲、介殼蟲其他の害虫の潜伏を防ぐ効あり                                 |
| 銅石鹼液     | 硫酸銅(六匁一八匁)<br>石鹼(廿四匁一卅匁)<br>水 (一斗) | 熱湯二升に硫酸銅の定量を溶解し他に定量の粉石鹼を温湯にて溶解し兩者の充分溶解するを待ちて硫酸銅液を石鹼液の中に注加し充分攪拌をなすものなり斯くして生じたるものを銅石鹼液と云ふ | ボルドー液に比し豫防の力大なり諸病蟲害豫防驅除によく殊に細菌病、芽枯病等菌類に對して効顯著なり                |

第八節 飼育に關する事項

一、飼育の回数及時期 近時秋蠶飼育の發達に伴ひ桑園は却て年々荒廢に傾き、從て養蠶の作柄に影響する所著しく、動もすれば安定を缺ぐ虞あるを以て、飼育の回数は年三回に止むること。

掃立時期は現在春蠶は四月下旬、五月上旬、初秋蠶は八月上旬、晚秋蠶は九月上旬中心を可とす。  
二、春蠶飼育

イ 蠶種 春蠶の品種は目下殆ど統一せるが如きも、此際一層徹底的に之が實行を促すこと。  
品種は左記のものを適當と認む。

黄 繭 國蠶歐七號×國蠶支七號 白 繭 國蠶日一號×國蠶支四號

ロ 催青 町村組合に於て共同催青を行はしむること。

温度は平均七十五度を中心とし、前半期に稍低く後半期に稍高くし、乾濕球の差は五―七度を目的とする。

ハ 陽氣

1 陽氣の調節 蠶室内の陽氣は外氣の變化に應じて保温、換氣、排濕等充分の手段を講じ、常に清快温暖ならしむること。

温度は一、二齡は七十五度、三齡は七十四度、四齡は七十三度、五齡は七十度を標準とし、乾濕球の差は五―七度を目的とすること。

2 補温の方法及注意 補温は埋薪法又は煉炭に依ること。

埋薪法に就ては左記事項に注意すること。

點火は掃立前日に行ふこと。



爐壁は他の部分に比し發煙すること多きを以て、填充の際豫め之が防止に努め、尙常に爐中を檢し噴煙せる時は其の穴は灰を以て覆ふこと。

特に換氣を充分ならしむること。

煉炭使用に就ては左記事項に注意すること。

煉炭製造用原料は無煙炭にして硫黄分の含有量少きものを選ぶこと。

乾燥充分なるものを用ふこと。

點火は室外に於て行ひ後室内に移入するを可とするも、室内に於て行ふ場合は點火後約五時間位は煙筒を用ひて有害瓦斯を室外に排除し安全を圖ること。

特に換氣に注意すること。

他の補温法に比し著しく乾燥する傾向あるを以て、常に給桑に注意すること。

ニ 飼料

硬軟其の宜きを得たるものを選ぶと共に、新鮮なるものを給與すること。

葉質の充實したるものを選ぶこと。

稚蠶用桑は特に栽植地の土質に注意し單に品種のみに拘泥せずして硬軟熟否に重きを置き摘採すること。

ホ 飼育標準表 (對蟻量一匁)

日支白繭一代雜種

| 蠶齡 | 内温 | 飼育日數  |      |       | 給桑 | 一日回數 | 飼食量  |       |       | 箔數 | 坪數  |
|----|----|-------|------|-------|----|------|------|-------|-------|----|-----|
|    |    | 食桑中   | 絶食中  | 計     |    |      | 飼食期  | 盛食期   | 全量    |    |     |
| 全齡 | 75 | 131.1 | 52.1 | 183.2 | 同  | 4    | 600  | 3000  | 3600  | 18 | 108 |
| 一齡 | 75 | 110.0 | 1.1  | 111.1 | 同  | 7    | 300  | 2100  | 2400  | 1  | 5   |
| 二齡 | 75 | 110.0 | 1.1  | 111.1 | 同  | 6    | 300  | 1800  | 2100  | 2  | 10  |
| 三齡 | 75 | 110.0 | 1.1  | 111.1 | 同  | 6    | 300  | 1800  | 2100  | 2  | 10  |
| 四齡 | 75 | 110.0 | 1.1  | 111.1 | 同  | 4    | 300  | 1200  | 1500  | 4  | 20  |
| 五齡 | 75 | 110.0 | 1.1  | 111.1 | 同  | 4    | 300  | 1200  | 1500  | 4  | 20  |
| 全齡 | 75 | 511.1 | 5.5  | 516.6 | 同  | 7    | 1800 | 10800 | 12600 | 18 | 108 |

支歐黃繭一代雜種

| 蠶齡 | 内温 | 飼育日數  |      |       | 給桑 | 一日回數 | 飼食量  |       |       | 箔數 | 坪數  |
|----|----|-------|------|-------|----|------|------|-------|-------|----|-----|
|    |    | 食桑中   | 絶食中  | 計     |    |      | 飼食期  | 盛食期   | 全量    |    |     |
| 全齡 | 75 | 131.1 | 52.1 | 183.2 | 同  | 4    | 600  | 3000  | 3600  | 18 | 108 |
| 一齡 | 75 | 110.0 | 1.1  | 111.1 | 同  | 7    | 300  | 2100  | 2400  | 1  | 5   |
| 二齡 | 75 | 110.0 | 1.1  | 111.1 | 同  | 6    | 300  | 1800  | 2100  | 2  | 10  |
| 三齡 | 75 | 110.0 | 1.1  | 111.1 | 同  | 6    | 300  | 1800  | 2100  | 2  | 10  |
| 四齡 | 75 | 110.0 | 1.1  | 111.1 | 同  | 4    | 300  | 1200  | 1500  | 4  | 20  |
| 五齡 | 75 | 110.0 | 1.1  | 111.1 | 同  | 4    | 300  | 1200  | 1500  | 4  | 20  |
| 全齡 | 75 | 511.1 | 5.5  | 516.6 | 同  | 7    | 1800 | 10800 | 12600 | 18 | 108 |

備考

- 一、五齡期内温は初二日間は七十度を下らしめず、三日目以後は雖六十五度以下となれる場合は補温すべし。
- 二、到桑寸法は掃立當時は幅一分、盛食期は幅三分の切放とし、二齡飼食當時は三分、盛食期は五分の長方切とす。
- 三、稚蠶期中の用桑は出開き芽の揃ひたるものを用ふべし。



- 四、一齡より四齡迄は給桑量を、五齡は摘込量を示す。尙五齡給桑量の計算は蠶兒發育の頭數に準じ、一頭に付支取は八匁、日支は七匁五分を標準とせり。
- 五、五齡の摘込は發育頭數に準じ一箱四百頭を超はざること
- 六、一齡より全芽を給與せんとするものは日支、支取共左の標準に依るべし。

| 蠶 齡 | 給 桑  |     | 箱 數 | 坪 數 |
|-----|------|-----|-----|-----|
|     | 一日回数 | 全 量 |     |     |
| 一 齡 | 五    | 一八〇 | 一   | 二、五 |
| 二 齡 | 五    | 五〇〇 | 一   | 五、〇 |

- へ 給桑 蠶兒に飽食せしむると共に其廢桑を少なからしむるを原則とするが故に、給桑の量並に回数飼育中の環境、蠶の品種並に其の發育程度に應じ、生理を害せず經濟を鑑みて萬全を期すること。高温乾燥の場合には然らざる場合に比し屢々多量を給與する必要あれども、餉食期より中食期に至る間も尙盛食期の如く多くを給するは桑葉の徒費に止らず、之が爲に冷濕を招致することあれば、蠶兒の食慾に應じ加減を爲すこと。
- 桑葉は常に新鮮なる状態を保たしめ、刈桑の場合にも蠶兒の食桑と桑葉の取扱とに差支なき限り稍大なる長方形とすること。
- ト 手入 除沙は蠶兒の食桑を妨げざる爲め成るべく日中の高温なる時期を避けて行ふこと。分箔は稚蠶期に於て特に手遅なき様注意すること。

- 稚蠶期は發育迅速にして、動もすれば食不足を來たすことあるを以て、蠶の健全なる發育を本旨とし最も周密なる取扱をなすこと。
  - 壯蠶期は蠶兒の取扱に支障を來さざる限り勞力の節約を圖ると共に、良桑の給與に努むべく、尙室内の保温換氣を怠らざること。
  - 眼前には専ら飽食を旨とすべく、故意に眠起の齊一を計らんとして却て營養不良に陥らしむることなく、室内の静穩を圖り且つ蠶座の過乾過濕を防ぐこと。
  - チ 上簇及收繭 上簇は適期を誤らず迅速に行ひ殊に同功繭歩合の多き品種に於て手遅れざる様注意すること。
  - 上簇蠶數は折葉簇を用ふる場合は一箔に付二百五十頭迄とし、改良簇を用ふる時と雖も四百頭以内に止め換氣排濕には一層力を入るゝこと。
  - 室内の温度は上簇當時を七十四五度とし、氣温昇るも尙二、三度は補温して營繭せしむること。
  - 上簇中は乾燥に努め、薙扱は翌日中に終り、乾燥球の差は七―八度を標準とすること。
  - 收繭は上簇後七日目に行ひ、若搔を行はざること。(蠶絲業法施行規則第七十三條參照)
- 三、夏秋蠶飼育
- イ 蠶種 1 品種 秋蠶の品種は春蠶に比し極めて多種に亘れるも、其の實質は大同小異なるもの多きを以て、此の際一層統一に努むること。



品種は左の二種を適當と認むるを以て、之が普及に努むること。

國蠶日一〇七號×國蠶支四號

國蠶日一〇七號×國蠶支四號  
同支一〇一號

2 製造型式 秋蠶には春期製造の人工孵化種を用ふるか、或は善良なる普通浸酸種を以て之に代ふるを可とす。

ロ 催青 秋蠶期の催青は春蠶に比し一層懇切丁寧を旨とするのみならず、左記事項を守ること。

温度は品種に依り多少の差異なきに非ざるも、大約七十五—八十度、平均七十七—八度を目的とし、二化し易き品種にありては稍高くすること。但し徒に温度に拘泥して過濕となし、又は空氣の鬱滞することなき様注意すること。

湿度は乾濕兩球の示度の差を五—六度とすること。

適當なる場所を選び、共同催青を勵行すること。

ハ 蠶室の取扱 秋蠶期は外氣の高温と桑葉の萎凋とに依りて育蠶上困難多きを以て、蠶室には日覆を設けて副射熱を防ぎ或は床下を通じて涼風を室内に導き以て是等の害を防ぐこと。

飼育中は日中日表の戸障子を切り又は撒水をなし、内温の下降を計り、併せて蠶座の過乾を防ぐこと。日没後は外温の下降を待ちて換氣を行ひ、室内を清涼ならしむること。

夜間又は晩秋蠶期に際し低温多濕に陥る事ある場合は、補温等により之が調節を計ること。

ニ 飼料 飼料の適否は蠶兒の生育に影響すること春蠶に比し一層甚だしく、近時夏秋蠶の蠶作不良なる原因は一つに飼料の粗悪にありと云ひ得るを以て、爾今之が撰擇には一層深甚の注意を拂ふこと。

摘採上特に注意すべき要項左の如し。  
稚蠶中は相當充實せるものを用ふること。

桑の品種に拘泥せず蠶齡に適せるものを主眼として摘採すべきは春期よりも更に肝要なりとす。

桑葉の萎凋は最も忌むべきを以て、貯桑の際は撒水其他の方法に依り之が防止に努むること。

ホ 飼育標準 (對蟻量一匁)

| 蠶齡 | 内温 | 飼育日數 |     |      | 給一日回數 | 全量   | 桑調桑 | 箱數 | 坪數 |
|----|----|------|-----|------|-------|------|-----|----|----|
|    |    | 食桑中  | 絶食中 | 合計   |       |      |     |    |    |
| 一齡 | 25 | 2100 | 330 | 2430 | 8     | 360匁 | 對桑  | 1  | 5  |
| 二齡 | 25 | 1700 | 100 | 1800 | 8     | 720匁 | 同   | 2  | 10 |
| 三齡 | 25 | 1300 | 100 | 1400 | 7     | 700匁 | 同   | 4  | 20 |
| 四齡 | 25 | 900  | 100 | 1000 | 6     | 540匁 | 同   | 8  | 40 |
| 五齡 | 25 | 500  | 100 | 600  | 6     | 360匁 | 同   | 16 | 80 |
| 全齡 | 25 | 1500 | 330 | 1830 | 18    | 720匁 | 對桑  | 1  | 5  |

へ 給桑 秋蠶期は氣候概して高温にして蠶兒の經過頗る早く、又桑葉の萎凋速かなるを以て、蠶兒をして

營養不良に陥らしめざる様特に稚蠶中は濕布育又は宮飼等を應用し飽食に注意を拂ふこと。

桑葉は新鮮なるものを用ふるに共に、朝露を利用し、或は對桑を粗くして萎凋を防ぎ、常に蠶兒の飽食を



計ること。

殊に日中餉食の場合には、強て蠶の経過を齊一ならしめんとして往々桑不足に陥らしむることあるを以て注意すること。

給桑回数並に給桑量に就ては大體標準表の示す所なるも、周囲の状態を考慮し適宜斟酌するを最も肝要なりとす。

ト 手入 常に蠶兒の成長に遅れざる様擴座、分箔を行ひ、蠶網を用ひて蠶座を清潔にし、蠶兒をして充分なる發育を遂げしむること。

チ 上簇並收繭 秋蠶繭殊に初秋蠶繭の解舒の不良と同功繭の多數とは二大缺點なり。之れ蠶の品種並に環境の影響に依るべきも、亦上簇並に其の後の取扱を誤りたるに起因すること少なしとせず。故に上簇の際には蠶兒の数を制限して春蠶よりも尙薄上げとし、熟蠶の拾收を迅速に行ひ、更に上簇中の換氣、排濕等に努むること。

### 第九節 各種飼育法に關する事項

一、全芽育とは如何なる飼育法なるや 全芽育とは如何なる飼育法かと云へば従前の對桑育に比べて單に稚蠶中の給桑法が異なるのみである從來の對桑育は蠶の稚き内は桑葉を細かく切つて與へ次第に蠶が大きくなるに従ひ大對にして與ふる方法なるも全芽育は全芽のまゝ與ふる方法で別に大した差は無い然らば従前の對桑育

に比して如何なる得失あるかと云へば

#### 二、全芽育の長所

- イ、桑葉の萎凋遅く廢桑量少なし
  - ロ、蠶兒に充分食桑せしむるを得
  - ハ、稚蠶用桑の節約となる
  - ニ、摘桑及調桑の手間少なくて足る
  - ホ、稚蠶中の蠶座面積狭くして宜し
- 其の結果稚蠶育の蠶室蠶具を節約し共同稚蠶飼育等の場合都合宜し

#### 三、全芽育の短所

- イ、一、二齡中の給桑手加減が困難なり特に一齡中の掃立後三―四日毛振を終る迄の給桑全芽の撰擇に手加減を要す
- ロ、遺失蠶を生じ易し
- ハ、眠除後の給桑方法困難なり
- ニ、蠶座を濕潤に陥らしめ易し

以上の如き得失を有する故に其の短所を除いた方法で何人が行つても誤りの無い方法でなければならぬ其れには全芽育の最も困難とし失敗し易きは一、二齡の給桑桑葉の撰擇取扱ひなる故之の時期の飼育比較的容易にして



然かも蠶の生理を害せぬ様な方法を宜しとす其れには

イ、一齡中の給桑法を粗刈育（体長の二乃至三倍の大きさを一片とした方形）

ロ、二齡中の飼育を剉芽（全芽を二乃至三切り）とする

ハ、三齡以後を全芽育にする

ニ、眠除後の給桑は時に依り粗刈又は剉芽にする

以上の如き方法に依る時は全芽育の短所を剉桑育で補ひ最も安全な飼育法である

一代雑種の特性

一、一代交雑種は稚蠶中の経過早し

| 種別  | 一齡  |     | 二齡  |     | 三齡  |     | 四齡  |     | 五齡  |     | 全齡  |     | 一、二齡中 |     | 三、四齡中 |     | 五齡  |     | 全齡  |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 日時  | 日時  | 日時  | 日時  | 日時  | 日時  | 日時  | 日時  | 日時  | 日時  | 日時  | 日時  | 日時    | 日時  | 日時    | 日時  | 日時  | 日時  | 日時  | 日時  |
| 日本種 | 六二五 | 五二〇 | 六〇〇 | 五〇〇 | 六〇〇 | 五〇〇 | 七〇〇 | 六〇〇 | 七〇〇 | 六〇〇 | 七〇〇 | 六〇〇 | 七〇〇   | 六〇〇 | 七〇〇   | 六〇〇 | 七〇〇 | 六〇〇 | 七〇〇 | 六〇〇 |
| 支那種 | 六〇〇 | 五〇〇 | 五八〇 | 四八〇 | 五八〇 | 四八〇 | 六〇〇 | 五〇〇 | 六〇〇 | 五〇〇 | 六〇〇 | 五〇〇 | 六〇〇   | 五〇〇 | 六〇〇   | 五〇〇 | 六〇〇 | 五〇〇 | 六〇〇 | 五〇〇 |
| 交雑種 | 五二〇 | 四二〇 | 五二〇 | 四二〇 | 五二〇 | 四二〇 | 五二〇 | 四二〇 | 五二〇 | 四二〇 | 五二〇 | 四二〇 | 五二〇   | 四二〇 | 五二〇   | 四二〇 | 五二〇 | 四二〇 | 五二〇 | 四二〇 |

（農商務省蠶業試験場調査）

右の如く日支一代交雑種は二日半支歐一代交雑種は二日経過短く特に一、二齡中に短し

二、蠶体は一代交雑種の方が大なる

| 種別  | 一眠起蠶 |     | 二眠起蠶 |     | 三眠起蠶 |    | 四眠起蠶 |    | 對熟蠶 |    | 對四眠起蠶 |    |
|-----|------|-----|------|-----|------|----|------|----|-----|----|-------|----|
|     | 日時   | 日時  | 日時   | 日時  | 日時   | 日時 | 日時   | 日時 | 日時  | 日時 | 日時    | 日時 |
| 日本種 | 一〇〇  | 二二五 | 六九   | 一〇〇 | 三六   | 五二 | 一八   | 二七 | 八五  | 三九 | 四二    | 四二 |
| 支那種 | 一〇〇  | 二二五 | 六九   | 一〇〇 | 三六   | 五二 | 一八   | 二七 | 八五  | 三九 | 四二    | 四二 |
| 交雑種 | 一〇〇  | 二二五 | 六九   | 一〇〇 | 三六   | 五二 | 一八   | 二七 | 八五  | 三九 | 四二    | 四二 |

（農商務省蠶業試験場調査）

日本種に比し一代交雑種の方が遙かに蠶体發育するを知る

三、一代交雑種は稚蠶期に於ける食桑量多し 前記の如く一代交雑種は稚蠶中に経過短縮し其の上蠶体の増加

著しき故に食桑量多きものである。されば従前の日本種の如き考にて給桑すれば食桑不足を來し易し稚蠶中

の食桑不足は其の影響甚だ大なるものである

四、交互雑種と蠶体量

| 種別  | 蠶   |    | 一眠起蠶 |    | 二眠起蠶 |    | 三眠起蠶 |    | 四眠起蠶 |    | 兩   |    | 量   |    |
|-----|-----|----|------|----|------|----|------|----|------|----|-----|----|-----|----|
|     | 日時  | 日時 | 日時   | 日時 | 日時   | 日時 | 日時   | 日時 | 日時   | 日時 | 日時  | 日時 | 日時  | 日時 |
| 日本種 | 一〇〇 | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇 | 九七 | 一〇〇 | 九七 |
| 支那種 | 一〇〇 | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇 | 九七 | 一〇〇 | 九七 |
| 交雑種 | 一〇〇 | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇  | 九七 | 一〇〇 | 九七 | 一〇〇 | 九七 |

（農商務省蠶業試験場調査）



日支一代交雜種にては日本種雌母体も蠶体大となり支歐一代交雜種に在りては歐洲種雌母体のものであるも其の差は僅少である

五、交互雜種と卵數

|         | 對一蛾卵數            | 框飼蠶種(二八蛾付)          |
|---------|------------------|---------------------|
| 日支一代交雜種 | 六二一 <sup>粒</sup> | 一七、三八八 <sup>粒</sup> |
| 日本種の雌   | 五五〇              | 一五、四〇〇              |
| 支那種の雌   | 五五〇              | 一五、五一二              |
| 支歐一代交雜種 | 五一六              | 一四、四四八              |
| 歐洲種の雌   |                  |                     |

(農商務省蠶業試驗場調査)

日支一代交雜種にては日本種母体のも支歐一代交雜種にては支那種母体のも卵數多い

六、交互雜種と蟻量

|         | 對蟻一匁頭體量            | 對蟻一万頭々數           | 蠶種一枚の蟻量            |
|---------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 日支一代交雜種 | 一、一〇七 <sup>匁</sup> | 九〇三六 <sup>頭</sup> | 一、八二三 <sup>匁</sup> |
| 日本種の雌   | 一、一〇〇              | 九〇九三              | 一、六〇九              |
| 支那種の雌   | 一、一二五              | 八八九二              | 一、六五五              |
| 支歐一代交雜種 | 一、三三五              | 七四八九              | 一、八三二              |
| 歐洲種の雌   |                    |                   |                    |

(農商務省蠶業試驗場調査)

蟻量 日支一代交雜種にては交互雜種に於て殆ど差なく又蟻量一匁の頭數も相伯仲するも蠶種一枚に於ては

日本種雌の場合は〇、二匁多し支歐一代交雜種の場合は著しく相違ありて歐洲種を雌とせるものは産卵數少なきも蟻量は重し蟻量一匁の頭數に於ては支那種を雌とせるもの一千四百頭内外多い

用桑 桑葉は云ふ迄も無く蠶兒唯一の食物であれば其良否は直に蠶兒の發育品質に影響を及ぼすものであるから、桑の品種並に其栽培法に注意して蠶に最も適當なる桑葉を給する様にせなければならぬ然るに桑葉の成分と云ふ様な物は桑の種類、土質、氣候、栽培法、貯藏の如何により異なるものである更に葉の硬軟に依て變化あれば蠶の發育と克く一致したものでなければ適當な滋養分のある桑と云ふ事は出来ぬ。又蠶にありても蠶の品種蠶の齡により或は同一齡に於ても時期に依り異なる故に蠶の發育と常に一致したものを給せねばならぬ

一、桑の發育と成分との關係 桑葉は幼嫩なるもの水分蛋白質に富み尚ほ蠶兒に有害なる植酸、拘椽酸等の成分を有するも伸張と共に漸次有毒成分を失ひ遂に成熟して養分を増加し老硬なるに従ひ之等のものを減じ纖維が増加する

二、肥料と成分との關係 肥培せる桑と無肥料桑に於ては水分脂肪纖維及灰分は無肥料桑同齡期の肥培桑より寡なきも其の差僅少なり然るに蛋白質は稚蠶中は無肥料桑に多く壯蠶期には肥培桑に多い即ち無肥料桑は比較的早く成熟粗硬となる

三、桑の品種と成分 桑の品質により其の成分には差異あるも一定の成分が他の品種よりも少ないと云ふ様なことは殆んど無いが桑葉の成熟の度に依りて變化するものなる故成熟した桑を與へると云ふ事が肝要である

四、病桑樹と成分 萎縮病に罹つた桑は他の健全な桑に比し水分蛋白質に乏しく炭水化合物及灰分に富む之等



の葉で飼育すれば發育不良で繭も劣等であるから給與せぬが良い

五、貯藏葉と成分 桑葉は摘葉後も呼吸作用を行ふ爲め物質の分解が起り滋養分を失ふ事になれば桑葉は成べく貯藏せぬ新鮮な物を給與せねばならぬ。各地の試験成績に依つて見ても長く貯藏せる桑葉を給與せるものは經過遅延し蠶体小にして收繭量少なし

六、摘葉の時期と成分との關係 桑葉は日中同化作用をなし其の結果出來た養分を夜枝條の方へ移行する故夕方摘葉したものの最も養分多く朝摘のものに少しと理論上分析して證明せられて居るが必ずしも夕摘のものが適當とは限らぬ特に高温乾燥の時は日中又は夕方早く摘桑したるものは萎凋し易く早朝摘桑せるものは貯藏に堪へ日中の高温時に與へて却つて成績良し故に摘桑は日中與ふる桑を朝摘み夜間與ふる桑を夕方摘む様にするがよい

七、桑葉の硬軟と發育との關係 蠶の幼稚なる間は軟葉を好み成長するに従ひ硬葉を好む故に稚蠶中は軟葉を壯蠶期には硬葉を與へねばならぬ然るに稚蠶に硬葉を壯蠶に軟葉を與ふるが如き事をすれば發育不良で減蠶數多く繭質は劣悪となる特に全芽を稚蠶に供する場合硬葉に失すれば遺失蠶を多く生ず壯蠶期に軟葉を與ふれば体肥大するも虚弱となり病蠶を生じ易い

八、桑の種類と發育の關係 桑の種類に依りて蠶の發育の上に影響を及ぼすものであれば適當な桑樹を栽培給與する様にせねばならぬ稚蠶中の桑としては魯桑は餘り善良でない

九、飼料として不適當な桑

- 1、酸酵桑 桑葉黑變し養分減退す之を給すれば營養不良に陥り易い
- 2、煙草畑に接近せる桑葉にはニコチンの附着せるものあり之の葉を與ふれば中毒を起す特に開花期に害大なり故に春蠶には被害少なきも秋蠶には被害大なる故煙草畑附近の桑を使用する場合は其の少量を蠶兒に給與し被害の有無を檢し然る後使用するがよい被害の範圍は地勢風向發育時期等に依りて異なるも煙草畑と三十間以上隔てると桑園は設置すべきである
- 3、泥 桑 多量に附着するものは害を及す
- 4、煤煙桑 直接害なきも注意すべきなり
- 5、病氣に犯されたる桑葉 萎縮病桑ジラミ白澁病汚葉病等に犯された桑葉は飼料的價值少し蠶蛆卵キンケ蟲(イラ蟲)の附着せる桑葉は直接病源となるものなれば注意せねばならぬ
- 6、不適當地に栽培せられた桑 日光空氣の透過不良な場所に栽培せられた桑過乾過濕の氣候土質に栽培せられた桑は養分少なきか水分過多過少等のもの多く直接害を及ぼさざるも毎回給與する内には營養不良を起し發育不良に蠶体を虚弱にする

#### 蠶兒の有害物

- 一、除蟲菊及粉末 蚤取粉として使用さる之を食したる蠶は激烈な中毒を起す
- 二、煤煙及亞硫酸 瓦斯の附着せる桑工場附近の桑園製煉場附近の桑葉は煙突より噴出する亞硫酸瓦斯の爲中毒する事あり



- 三、煙草 煙草の脂及粉末が桑葉に附着して居れば激しき中毒を起す
- 四、木材の香氣 檜杉樅等の赤木質の香氣高きものは害を及ぼす
- 五、三椶葉 之を食すれば害あり
- 六、白粉 有毒なり
- 七、食鹽 有害なるものなり

全芽育に用ふる桑の摘芽

一、全芽の撰擇 一、二齡中全芽又は剉芽育を行ふ場合は全芽の撰擇に注意して摘芽せざれば發育不齊に陥り遺失蠶を多くすされば一、二齡中に用ふる全芽は一芽中の各葉が同一程度に發育せるものを選ぶ事肝要なり其れには細き枝に附きたるもの又は下の條に着いて居るもので軟きものを一枝から一、二芽宛摘み順次摘み廻る三齡以後に用ふるものは枝條の下部より漸次上方に摘み壯蠶期のものは伐採扱ぎ落すか若しくは桑園で直に芽を搔ぎ取るがよい

二、摘芽の時期 仕事の暇を見計ひ摘芽して宜しきも日中の温度高き時は避くるを可とす常に新鮮なるものを給する様に摘芽し長く貯桑せぬが良い尙ほ五齡用桑は發育しつゝある梢頭を四眠中に摘蕊すると收穫も増し桑葉も又成熟するものである

貯桑 試験の結果に就いて見ても長く貯桑せるものは宜しく無い然れ共夜間早朝與ふる桑雨天の場合は貯桑せざるべからず、貯桑の場合は葉質を惡變せしめぬ様にせなくてはならぬ其れには

一、低温多濕の所

二、光線の入らぬ所

三、空氣の流通急激ならざる所

等が適當で地下室を最も適當とする、稚蠶用桑は比較的少量なる故水瓶の様なものに入れて貯桑するか籠、箱(下に竹箆を張りたるもの)等に全芽を入れ其の上に濡れた布又は藎で覆ひ貯藏す壯産期のものは貯桑籠に入れて貯藏するか鱗立法に依り床上に或は簀巻法に依りて貯藏するがよい

給桑の意義 給桑法の巧拙は蠶体の發育健全に關係し其の影響する處甚大なるもので特に剉桑育に比し全芽育は一層給桑法に技術を要するものなれば深甚なる注意を拂はなくてはならぬ

一、給桑の目的

イ、蠶兒に飽食せしめる事

ロ、殘桑を少なくする事

ハ、蠶兒の發育を不齊に陥らしめぬ事

之の目的を達するには適當なる時期に適當なる給桑量を與ふる事に有り

二、蠶兒の食慾 蠶兒の食慾は給桑法の基礎であれば常に蠶兒の食慾に注意し給桑せねばならぬ食慾の振不振は給桑時期及給桑量と大なる關係あるの外飼育温湿度空氣の良否蠶品種に依り異なるものなれば之等の點を良く觀察して給桑量給桑時期を過まらぬ様注意すべきである



## 1、食慾の昂進する場合

イ、温度上昇せる場合

ロ、乾燥せる場合

ハ、空氣の流通良く清快の場合

ニ、盛食期の時

## 2、食慾の減退する場合

イ、温度低下したる場合

ロ、空氣の流通悪しく汚濁せる場合

ハ、濕氣多き場合

ニ、少食期及催眠期

故に之等の状態を考察し前回の給桑量給桑時間殘桑の程度蠶兒の舉動等を見て給桑時期及量を定めねばならぬ

三、給桑不足の害 給桑不足は最も恐るべき事で發育不良となり經過遅延し減蠶數多く收繭量少なく繭質不良となる。給桑過多は給桑不足の如く害無きも低温多濕に於ける給桑過多は蠶の生理を害するに至る然れ共其反面には桑不食の害を來す事なく高温乾燥の時は降溫給濕の作用をなし盛食期末期の際は遅眠蠶に飽食せしめ眠蠶の就眠を抑制し發育を齊一にせしむる事無きにあらず之を要するに桑不足は食慾旺盛な時に起り易く給桑過多の害は食慾不振の場合に起り易し故に給桑に過不足なく與ふるを理想とするも實際實行の際に於て

は其の正鵠を得る事困難なる場合多し故に

イ、稚蠶期の給桑

ロ、盛食期の給桑

ハ、夜間最後の給桑

ニ、高温乾燥の場合の給桑

ホ、水分其他養分少なき場合の給桑

等は稍々多量に給與するを安全とする

イ、餉食期の給桑

ロ、低温多濕の際の給桑

ハ、水分過多の桑葉の給桑

ニ、雨天の際の濡桑給桑

等の場合は稍々量を減するを安全とす

## 粗到全芽育の給桑法

一、給桑型式 全芽育だからとて蠶の如何なる状態の時にも全芽を給與すると云ふのは形式に囚はれ技術の末節に走り却つて其の長所を失ふ様な物なれば形式に拘泥してはならぬ。特に掃立後毛振を経る頃迄は最も桑葉並に給桑法に注意を要する時期なれば之の時期は最も適當な桑葉を一葉摘とし對桑して與ふるを宜しとす



以後經驗あり技術の有る者は一齡中を剝芽二齡より全芽育とす然らざる者は一齡中を粗剝二齡を剝芽三齡後全芽育法に依るを安全とする

二、給桑方法 一、二齡の小さき間は給桑量少なく運動緩漫に給桑量の加減困難にして其の方法の良否は直に蠶の發育上に現はれて來るものである、故に此の時期の給桑は特に注意を要するそれには粗剝（体長の二―三倍の大きに剝桑）給桑に依るを良しとす特に掃立より毛振迄は硬桑に失せざる滋養分多き桑を選び與へざれば發育不齊に陥り易し

給桑後は桑葉の配置を直し各部分均一に與へる様にし給桑前蠶寄せる時は蠶の配置を平等に直し然る後給桑を行ふ二齡起除後は剝芽を與へる全芽は各葉の葉が可成均一に發育せるものを採取し二つ又は三つに切り各部平等に給桑すれば宜い三齡起除後は全芽を給與す之の際は最早給桑量も増加し給桑は比較的容易である給桑の場合は成る可く全芽の表面を上にする様に給桑するを可とするも一芽一芽並列するは手数を多く要し其れ程の効果なき故に出来る限り高低無き様各部均一に給桑すれば宜い給桑後の手入も特に不均一の部分あれば手入を行ふ位で宜しい

四齡以後は特別に技術を要せず各箔均一に給する様にし五齡になれば作業は迅速にし成熟せる葉を給與する様にす此の際軟過ぎる桑は蠶体を虚弱にし蠶病に犯され易し

三、給桑回数 粗剝全芽の給桑回数は剝桑育より少なくて良い之れ桑葉の萎凋が遅いからである

一日中の給桑回数は給桑葉の萎凋の程度飼育温湿度給桑量の如何に依り増減する必要があるも一齡粗剝で六回

二齡後剝芽全芽なれば四回を標準とす然れ共高温乾燥の日盛食期等には五回とし低温多濕の時は三回でも良し要するに其の中の状態に依り増減すれば宜しい

四、給桑量 給桑量は給桑回数温湿度蠶兒食慾の如何等に依り増減すべきもので要は蠶兒に充分飽食せしめて廢桑を少なくする様にす特に交雜種は經過早く蠶体肥大するものなれば桑不足に陥らしめぬ様に給桑せねばならぬ蟻量に對する給桑量は支那種雌の場合は一割内外増加する必要あり之れ蟻量一匁に於て一四〇〇頭内外多いからである給桑量は飼育標準表に就き参照するがよい

#### 五、給桑時期

イ、蠶兒頭胸部を上げ又は体を伸して靜止し体緊張して居る時は給桑時間に早く

ロ、胸部稍透明となり少しく運動を始める様に大部分の蠶がなりし時期は給桑の時である

ハ、胸部透明となり皮膚緩み口より糸を吐くもの頻りに頭を振るものは飢を訴ふるものにして給桑時間を過ぎたるものである

ニ、若し殘桑多くある上に給桑すれば糞沙中に潜伏して除沙の際遺失し易きを以て糠を撒き温度を少しく上昇し給桑するがよい

ホ、盛食期には給桑を稍早目に行ふを宜しとす

ヘ、給桑量は標準表により其の數量を知り其の際の温湿度蠶兒の食慾に應じて加減せなくてはならぬ如何なる場合にも標準表のみによるは宜しくない



除沙の方法 蠶兒をして健全に發育せしむるには清潔な乾燥せる蠶座の上で桑不足なきやう飼育する事が必要である然るに蠶座は殘桑蠶の排泄物等の爲に不潔なるものなれば時々除沙を行はなくてはならぬ然らざる時は直接蠶の生理を害し或は病原体の傳染を盛にし蠶病の誘因となる故に除沙は頻繁に行ふを宜しとするも勞力の關係上生理を害せぬ範圍内に於て回数を節するがよい

蠶座の面積 蠶は掃立當時より上簇迄の間に於ては体量に於て一萬數千倍體積に於ては五〇〇倍以上にも成長するものなれば其の發育に應じ蠶座を擴げねばならぬ全芽育は剝桑育より蠶座面積少なくて宜きも餘り狭ければ發育不齊や桑不足に陥り易き故に稚蠶期は稍々薄飼にし壯蠶期は稍々厚飼にするを得策とす。各齡の蠶座面積は標準表に就きて知られたい

一、擴座の時期 稚蠶中は毎日或は隔日に行ふを宜しとす各齡共盛食期に入らんとする前其の齡の最大面積となす五齡は四日目頃行ふを本意とする

擴座の法は一、二齡中は蠶箔に餘裕ある様にし蠶の密接せる部分を箸にて周圍に取出し擴座し三齡以後は除沙網を用ひてするを便とする

眠期の取扱法 眠中は蠶の脱皮する時にして體內生理的變化起りつゝある時なれば充分に注意して環境をよくせなくてはならぬ

一、催眠期の取扱 網入の時期 蠶体が節色となり頭部稍々大となり次第に食慾を減じ糸を吐くに至りたるものは催眠期に入りたるものなれば糠を撒き網入をなし直ちに桑を與へ桑不足に陥らぬやう心得ねばならぬ

#### 網入の時期は

イ、一、二眠中は稍早目に三眠以後は稍遅く點々眠蠶が見ゆる時

ロ、高温乾燥の時に早く低温多濕の時に遅くす

催眠期の給桑及除沙 網入一回目の給桑は其の齡の最多量を與へ二回目より減量し三回目に就眠せしむる除は出來得る限り乾燥し易き状態を保たしむる事肝要なり其れには粗糠又は切葉を敷き其の上に眠除をなす眠除後の給桑は全芽で困難なれば二齡の時は粗剝を三齡の中は粗剝又は剝芽を給與すべし然れ共特に細剝して回数を増加する必要は認めない

二、催眠期の温度 眠除沙を行ふ迄は七十二、三度を保ち充分に食桑せしめ眠除後は七十四、五度に上昇し蠶座の乾燥を圖る若し之の際温度低ければ停食迄長時間を要し不齊となり易し眠除後三、四回給桑しても就眠せざるもの多き場合は他の蠶の生理を害する故網を掛け薄く給桑して別箔に移し棚の上段に挿し置く時は早く就眠するものである

三、眠中の保護 眠中は新皮を生じ舊皮を脱し体内に變化起る際であれば温濕度の激變を避けなければならぬ眠中温度は其の初期に稍高く終期に稍低きを宜しとす眠除後も全芽を與へし場合は殘桑が乾く迄は七十三、四度とし特に下げる必要なし其の後は七十一、二度位を保ち強き光線風等の侵入を防ぎ湿度は七〇%内外とし過濕は宜しからず概して一、二齡中は乾き易く三齡以後は濕潤になり易し就眠後半に於て餘り乾燥に失する際は室内に撒水するがよい



餵食の時期 蠶兒は脱皮後三―四時間を経れば体緊縮し頭部濃褐色となり運動を初め食慾を起すものである之の時が餵食に適當なる時期なるも實際に於ては蠶兒の齊否周囲の事情を斟酌して定めねばならぬ故に少數の蠶が未だ適期に達せずとも大部分の蠶兒が起き揃ひ食慾を起せし時は餵食す餵食遲きに過ぐれば發育齊一となるも體質虚弱に收繭量少なく早過ぐれば蠶兒稍肥大し發育稍齊一となる更に早過ぐる時は蠶体不齊經過不齊となる春蠶に於ては大半の蠶起き揃ひてより拾時間内外を経し頃を適當とするも其の時の温度により一様でない

温湿度の調節 蠶の發育する温度は廣きも高低いづれに失しても過ちを來し易し温度低ければ發育遅れ飼育日數長く經濟上不利である反之高温は經過早きも取扱困難にして僅の不注意も直に影響を及ぼし高低いづれに失するも飼育困難なる故飼育温度は七十度乃至七十五度を適當とするも特に全芽育は従前の對桑育より二度位高きが取扱上便利である温度は蠶兒の發育状態により多少加減を要し稚蠶期は稍高く壯蠶期は稍低きを良しとす稚蠶中全芽育を行ふ場合低温に過ぐれば遺失蠶數を多く生す各齡の發育状態より言へば餵食より盛食期までは稍高く盛食期は稍低く眠除後は高眠中は舊に復する様な温度の調節をすれば盛食期に充分飽食せしめ催眠を齊一にし蠶の發育上好都合である

湿度は七〇%内外(差五―六度)を適當とす全芽育の場合は稍乾く程度を良しとす稚蠶期よりも壯蠶期が多濕に陥り易き故に空氣の流通を圖り焚火又は炭火を以て排濕を行ひ粗糠切藁を使用し蠶座の清潔と乾燥を圖らねばならぬ

蠶室の補温法

- 一、火力使用の目的 蠶の發育に適當なる温度は前記の如く七十度乃至七十五度とすれば春蠶期は外界の温度六十度乃至六十五度なる故十度内外補温せざるべからず火力を使用する目的は
    - 1、補温を目的とする場合
    - 2、排濕を目的とする場合
    - 3、換氣を目的とする場合
  - 二、保温試驗成績
- 等目的異なるが故に此の目的を達し得たる上經濟上又有利な方法でなくてはならぬ從來使用せられし木炭は近時價格騰貴の爲費用を多く要するにより煉炭及埋薪法に依り保温するを經濟とす若し火力使用の目的が排濕換氣の爲なれば焚火によるか木炭又は煉炭によるがよい

| 區別    | 質木 | 炭格    | 煉炭格   | 埋薪格  | 填充料格 | 價合 | 格計    | 一日の保温費 | 割 | 合    |
|-------|----|-------|-------|------|------|----|-------|--------|---|------|
| 木炭使用區 |    | 二六、五〇 |       |      |      |    | 二九、二九 | 一、七三   |   | 100  |
| 煉炭使用區 |    | 一、七六  | 二二、七〇 |      |      |    | 二四、四六 | 八、一三   |   | 四七、七 |
| 埋薪區   |    | 五、二五  |       | 五、二〇 | 二、六二 |    | 一二、九七 | 七、六三   |   | 四四、三 |

煉炭使用區と埋薪區とは殆んど相等しく木炭使用區は兩者の二倍以上の費用を要する

三、補温の方法



一、埋薪法 埋薪法は木炭に比し著しく経費少くして足り煉炭の如く毎日點火の繁なく手数を要せぬ安價な保温法である

1、爐の構造 爐の構造は飼育室の大きさに應じ造らざるべからず。八疊乃至十疊の室なれば爐の長さ八、九尺巾二尺乃至二尺五寸深さ二尺乃至二尺五寸が適當である  
爐の周圍は土壁又は煉瓦等にて造り底面はコンクリート又は石で濕氣の來ぬ様にせざるべからず爐の蓋は厚板で裏は鉄力張とする

2、埋薪材料 櫟、桑株、檜等いづれも自家で廉價で手に入る材料を使用すべし材料は生でも乾いたものでも宜しいが半乾のもの良し薪の大きさは直径三、四寸のものがよい

3、填充材料 草木灰、糶糠、鋸屑、藁灰、石灰等何れも宜いから廉價に手に入るものを使用すべし此の内鋸屑は温度高きも燃焼稍早く糶糠も燃焼稍早く發煙し易し草木灰最も可なるも安價に購入し得ざる場合は適宜之等のものを混合して使用する。例へば埋薪材の間の填充に糶糠鋸屑石灰等を使用し周圍及上層を草木灰にて填充すると云ふ様にすれば安價にして發煙も少ない

4、埋薪の方法 爐の下部二寸程に填充材料を入れ其の上に埋薪材料を一行に並べる埋薪材の長さは四周共二寸位を隔て其の間には草木灰を填充し薪は順次積み重ねる若し埋薪材に大小ある時は大なるものを中央に積み上下に小さきものを積み蓋との距離は一尺位の處で止む二尺五寸位の深さの爐で直径三、四寸の薪なれば五段位積み事が出来る。埋薪終れば最上部に木炭を一―二寸の厚さに配列し點火用となし

其上に木灰を三、四寸の厚さに覆ふ點火の際は藁灰を二、三所掻き除け赤熱せる炭火を入れる右の如き爐なれば五十貫位埋薪し二十日内外保温し得るものである

5、温度の調節 温度上昇する場合は厚く灰を覆ひ氣抜戸障子を開放し低温なれば灰を掻き除け尙温度低ければ炭火を補充す點火後一、二日は多少發煙する事あり此は灰の覆方少なきか埋薪の際填充の不十分なるに依る煙の出る所は棒にて良く灰をつつき込む臭氣が最初の間多少ありても蠶には別に支障はない  
二、煉炭による補温 煉炭は無煙炭の粉末に粘土石灰藻糊等を加へ壓搾機によりて固めたものにして普通養蠶用として使用されるものは直径六―七寸で一個の目方一貫二百匁乃至一貫六百匁あるものである之れを煉炭用の暖爐内にて燃焼せしむるものである

1、温度の調節 温度の調節は暖爐の口にある空氣供給口を開閉し或は蓋を取りて温度の調節をなす  
2、使用上の注意

イ、原料炭の選擇 煉炭は無煙炭の粉末を固めたものなれば其の原料たる粉炭の如何により種々の有毒瓦斯を含有するの程度を異にするものなれば原料炭は可成炭質良く有害瓦斯の含有量少なきものより製造せるものを選びこそが肝要である

ロ、製造後相當の日數を経て良く乾燥せるものを使用する事 製造に際し特別の乾燥装置の元に乾燥したものは宜しきも天日で乾燥したものは製造後一ヶ月以上を経て充分乾燥したものを安全とす之れ濕潤なるものは燃焼不完全で種々の有毒瓦斯の發生が多く蠶の生理を害するからである







- 一、本齢になれば蠶も餘程大きくなり取扱便となる故餉食後三回目頃に起除を行ひ以後全芽を給す
- 二、餉食當時の全芽は硬葉に失せず發育の揃ひたるものを撰ぶ事
- 三、全芽の給桑は一々平列する必要なきも可成平等に給桑し各宿の給桑量を均一にす
- 四、温度は七十三度内外とす
- 五、戸障子は餘り密閉せぬ様にす
- 六、室内の乾燥を圖り多濕に陥らしめぬ様にす
- 七、眠除が若し夜間雨天等になりたる際は眠除後は剉芽を給與し温度を一、二度上昇せしめ換氣を圖る中除と中除との間等は勉めて粗糠を撒布す
- 八、停食後は蠶座が乾く迄は七十三度位とし以後七十一、二度とす

第四 齡

- 一、蠶兒の發育も進み体肥大し食桑量大となり室内不潔になり易き故時々戸障子は開放して換氣を計ること
- 二、温度は七十二度内外にて餘り高温は危険なり
- 三、給桑は各宿均一平等に給與すべし
- 四、除沙は毎日一回行ひ蠶座の乾燥清潔を圖り時々切葉を撒布す
- 五、眠除後は温度を一、二度高め七十三度内外となす時は全芽の儘にて眠に就かして良しきも天候不良なる時は剉芽にするが良し

第五 齡

- 六、全芽は相等成熟したものを與へ餘り軟葉は宜しくないものである
- 一、本齢の飼育は從前の剉養育と差は無いものと思われない
- 二、餉食當時の全芽は餘りに硬化に失せぬもの其の後は充分成熟せるものを給し軟葉は良しくない
- 三、蠶の排泄物不良瓦斯の發生多き故日中は可成開放して飼育するがよい
- 四、飼育温度は七十度乃至七十一度を目的とするを安全とす
- 五、除沙は毎日二回（一回は糞抜にても可なり）行ひ其の間に切葉を撒布すればよい
- 六、盛食期には充分成熟せる桑葉を食せしめざれば繭質劣等となる
- 七、蠶室蠶箔手間等の關係より余り厚飼に失するは給桑不足を來し繭質劣悪となる
- 八、給桑量多き故雨天の恐れある時は豫め貯桑を行ひ雨桑を可成與へぬ様にす
- 九、雨天の際貯桑葉無く濡桑を與へる場合は稍量を減じ温度を七十二、三度となし切葉を撒布して後給桑し除沙を頻繁に行ふ外温高き場合長く絶食せしむるは却つて桑不足に陥らしむ

春蠶飼育法試験成績 (其の一)

| 飼育 | 全齡    | 五齡盛   | 成蠶    | 收繭量   | 生繭    | 一升   | 一粒繭  | 平均    | 乾繭    | 六〇分   |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|
| 剉  | 三、一、三 | 二、九、六 | 一、九、〇 | 三、七、三 | 一、六、四 | 八七、六 | 六八、八 | 二、〇、〇 | 三、一、三 | 一、一、三 |
| 全芽 | 三、一、三 | 二、九、八 | 二、一、六 | 三、六、三 | 一、六、四 | 八六、八 | 六九、三 | 二、〇、六 | 三、一、三 | 一、一、三 |



(其の二)

| 給桑量         | 同上割合   | 労力   | 同上割合 |
|-------------|--------|------|------|
| 全齡全芽育 三、二二  | 三、八二   | 八九、五 | 三、〇一 |
| 四五齡條桑育 三、〇一 | 二、八七   | 九〇、五 | 二、九三 |
| 五齡條桑育 三、〇〇  | 三、六四、五 | 九〇、一 | 二、九四 |
|             | 一、六八   | 六八四  | 二、六  |
|             | 一、七三   | 六七七  | 二、二九 |
|             | 一、七二   | 六八九  | 二、三  |
|             |        |      | 一、一九 |

七四

(其の二)

| 給桑量         | 同上割合 | 労力   | 同上割合 |
|-------------|------|------|------|
| 到全芽育 一三、七二  | 一〇〇% | 九一、六 | 一〇〇% |
| 粗到全芽育 四、八三  | 九三、一 | 七三、四 | 七九、八 |
| 全齡全芽育 六、八三  | 九二、三 | 六三、五 | 六九、〇 |
| 四五齡條桑育 七、〇  | 七四、三 | 五六、三 | 六三、一 |
| 五齡條桑育 一六、三三 | 七七、六 | 六一、四 | 六七、七 |

(其の二)

| 給桑量を金高に見積りたるもの | 同上割合に比し | 労力を金高に見積りたるもの | 同上割合に比し | 利益金合計 |
|----------------|---------|---------------|---------|-------|
| 到全芽育 一五、三四     | 一〇〇%    | 一三、〇          | 一〇〇%    | 三、六八  |
| 粗到全芽育 一四、二八    | 一〇、五六   | 一〇、九八         | 二、六八    | 三、二二  |
| 全齡全芽育 一四、一六    | 一、七九    | 八、〇八          | 四、〇三    | 五、二二  |
| 四五齡條桑育 一、四〇    | 三、九七    | 八、〇八          | 四、九三    | 八、八七  |
| 五齡條桑育 一、九〇     | 三、四七    | 八、八二          | 四、二〇    | 七、六三  |

備考 桑葉は全葉に換算し一貫目參拾錢と見積り勞金は一日壹圓正味七時間労働として計算す

以上の成績を見るに四、五齡條桑育稍劣るも桑葉勞力は著しく少くして足り給桑量に對する收繭量は早く條桑育を行ひしもの程多く到桑育に比し繭量一匁に於いて四齡後の條桑育は八圓八十七錢五齡後の條桑育は七圓六十三錢九厘を利し生産費著しく遞減し得るものである

條桑育要綱 近時物資並に勞金昂騰せる爲め生産費を遞減する目的を以て粗到全芽育は漸次全芽育に推移せんとしつつあり全芽條桑育に依る時は前記試験成績の如く著しく勞力並に桑葉を節約し得るものである。然れども勞力並に桑葉を節約し得るだけ其の飼育に當つては一層の注意を以てせざれば粗到全芽育に劣らざる成績を擧ぐる事困難とす故に全芽條桑育を行はんとする者は克く其の飼育方法を講究し然る後行はざれば生産費を遞減せんとして却つて繭質を劣悪にする恐れあるものである

一、條桑育の長所と短所

- 長所
- イ、飼育勞力を節約し得 條桑育は古條のまゝ給與するを以て摘桑時間、調桑時間が僅少にて足り又給桑回数及除沙回数を減じ得る故飼育勞力に於て到桑育に比し四割内外を節約し得
  - ロ、給桑量少なくして足る 條桑のまゝ給與する故に桑葉の萎凋する事遅く従つて廢桑量少なく又給桑回数を減じ得る故給桑量は到桑育に比し二割五分内外を節約し得
  - ハ、蠶兒の経過及收繭量繭質に於ては普通育にし大差なきも給桑量に對する收繭量は著しく多い

七五



以上の結果繭生産費を遞減し得

短所

- 一、粗放育に陥り易く其の結果繭質を劣悪にし或は違作を招来し易し
- 二、蠶病を誘因し易く又蠶病の傳染多き傾きあり
- 三、桑葉の撰擇給桑加減温湿度及換氣の調節等は普通育以上の注意を要す若し取扱不適當なる場合は其の影響甚だしく大なる失敗を招くことがある
- 二、條桑に移す時期及飼育装置
  - イ、初めて條桑育を行ふ場合は五齡より行ふを安全とす
  - ロ、四齡より條桑育を行はんとする者は適當なる桑樹の品種を有し且つ充分經驗あるものにして發育齊一強健なる蠶兒に行ふ事
  - ハ、四齡より行ふ場合も五齡より行ふ場合も起除後條桑に移すこと
  - ニ、條桑育用蠶箔には特別の構造のものもあるも可成在來の蠶架を應用して多少の考案を施し條桑育に移し尙上簇の際にも之を利用し得る様な装置のものを有利とす
  - ホ、蠶室に餘裕ある際は一段育を可とす然れども之れにては普通育よりも飼育蠶量少なき故に普通育と同量又は之れ以上飼育せんとすれば二段或は三段育とせざる可からず
  - ヘ、二段或は三段育にては給桑除沙手入等の作業上蠶箔は移動出来る様な装置にするを便とす

三、用桑 用桑の適否が蠶の發育並に繭質の上に及す影響は條桑育に於ては一層大である特に四齡より行ふ場合に然り條桑育用桑としては成べく

- イ、枝條眞直にして横枝なきもの
- ロ、着芽に粗密なく均等に發育せるもの
- ハ、新梢の短かきもの
- ニ、葉肉中庸に葉形過大ならざるもの
- ホ、發育良好にして良く成熟せるもの

以上の如き要件を具備する理想の品種は本縣に少きも比較的可能なものは改良鼠返十文字和助十文字青市田撰白桑等なりとす但五齡のみなれば魯桑にても差支なし

四、採桑及貯桑

- イ、四齡より行ふ場合は可成細き條を各株中より伐採使用す
- ロ、五齡用桑は桑園の一方より順次伐採使用す
- ハ、伐採せる桑は萎凋又は醱酵せざる様貯桑すること
- ニ、雨桑濡桑の給與は之を避け天候悪しき時は伐採貯桑の要あり
- ホ、貯桑室は日光及風の透過せざる低温の所を可とす

五、調桑



イ、給桑する條桑は蠶箔の中に應じ適當の長さに切斷する事  
 ロ、基部の着芽少なき部分は剪定缺又は押切にて切斷し其の部分の芽は給桑の際又は手入の際不足の部分に補給するに用ふ

ハ、着芽多き部分は適當に搔き取り枝條の屈曲甚しきものは其の部より切斷す魯桑の如きものには特に之の必要がある

#### 六、給桑法

イ、給桑形式は川字形に行ふを宜しとす

ロ、條は先端と根元とを交互に平列する事

ハ、出來得る限り密接して條と條との間隙を少なくす

ニ、各部分に粗密なき様に給與す

ホ、平坦に凹凸なき様給與し切口は正しく揃へる様にす

#### 七、給桑後の手入

イ、條桑育に於ては給桑後の手入を怠つてはならぬ

ロ、給桑後一時間内外を経て巡視し桑に不均一の所あれば多き部分より少なき所に補充するか或は新らしく全芽又は細枝を補給し食桑を齊一にす

ハ、蠶兒に粗密ある時は之れを平等にし或は落下せるものあれば之れを拾ひ食桑を均一ならしむ

ニ、枝條の屈曲せるもの及上方に立つてゐる小枝は切斷し平坦にす

#### 八、給桑回数及時期

イ、給桑葉の萎凋遲き故に給桑回数を減じ得されど其の結果一回の給桑量は多しとす

ロ、蠶座坪數に對する蠶兒頭數多き爲餘り給桑回数を減ずるは宜しからず又一時に餘り多量に給桑すれば蠶座多濕に陥り易く延ては蠶兒の生理を害し或は蠶病の誘因となる

ハ、給桑回数及時期は温濕度の高低桑葉の品質蠶兒食慾の如何によりて一定す可きものにあらざるも魯桑を用ふるにすれば一日三回位とし其の時期は午前五時午後一時午後八時とす

ニ、若し魯桑以外の桑或は高温時又は盛食期等には四回とす之の際は午前五時午前十時午後三時午後八時とす但し四齡中は一回位減ずるも可なり

ホ、夜間餘り遅く給桑するは宜しからず

#### 九、給桑量

イ、餉食當時は桑不足の害を受くる事少なきも濕潤の害を受け易き故に殘桑の生せぬ程度に給與す

ロ、盛食期には充分に給桑す可し

ハ、日中の給桑は稍や多く夜間は午前二三時頃迄には畧食ひ盡す程度に給與す然れども温度高き時は減ずる必要なし

ニ、雨天冷濕の際又は低温の時は晝夜に拘はらず其の量を減すべし



ホ、四齡より行ふ場合は催眠期には最も注意して給桑せねば蠶兒を遺失するものである

一〇、除沙

イ、條桑のまゝ給桑する故蠶糞は下方に落ち蠶兒の周圍を不潔にする事少なき故除沙回数を減じ得るも全々行はざるが如きは宜しからず

ロ、餘り枝條堆積する時は糞沙は醗酵し蠶兒の生理を害するものなれば適宜除沙を行ふの要あり

ハ、第四齡中は一二回第五齡は起除及中除二―三回位は行ふの要あり

ニ、除沙を行ふ場合は一日前位に綱又は丸竹を入れ給桑三回目の時給桑の後一時間内外を経て殘桑のある内に行ふこと

一、蠶座面積 條桑育を行へば一般に蠶座面積著しく狭くして足る様に考へるも之は誤りにして厚飼を行へば蠶兒の發育不齊に陥り易く繭質を劣悪にするを以つて厚飼に失せぬ様にす左に支歐一代交雜種の蠶座坪數及頭數を示せば

第四齡

第五齡

|         |      |           |           |           |
|---------|------|-----------|-----------|-----------|
| 蠶量一匁の坪數 | 初期   | 盛食期       | 初期        | 盛食期       |
| 對尺坪蠶兒頭數 | 二〇坪  | 三〇坪       | 三〇坪       | 四五坪       |
|         | 四〇〇頭 | 二二〇頭―二四〇頭 | 二二〇頭―二四〇頭 | 一六〇頭―一七〇頭 |

一一、眠蠶の取扱

イ、眠期を齊一にするには盛食期に充分飽食せしめる事

ロ、眠除は未だ眠蠶の現はれざる内除沙準備を行ひ置き二割内外の眠蠶現はれし時眠除を行ふ

ハ、眠除後の給桑は充分其量を減じ殘桑の生せぬ程度に行ひ眠蠶を桑葉で埋めぬ様にす之の際は剉芽を給する方が宜しい

ニ、眠除後二、三回給桑で停食せしむる様にす若し之れにて就眠せざるものあれば別座に移すこと

ホ、温度低きか濕氣多き時は就眠悪しきを以てかゝる際は火力を使用し補温排濕を行ふと同時に粗糠石灰等を撒布し蠶座の乾燥を圖る様にせねばならぬ

一二、起蠶の取扱

イ、全部の蠶が起き揃つてより餉食す然らざれば發育不齊になり上簇の際困難を感ず

ロ、餉食の際は切葉を撒布し蠶沙と蠶を區別するが良い

ハ、餉食當時二三回の給桑葉は特に撰擇して給與し給桑の上に於ても叮嚀に行ひ食桑を均一にせねばならぬ

ニ、起除は餉食後三回目位に行ひ擴座すべきものである

一四、温濕度の調節及換氣

イ、飼育中の温度は七十二、三度とし乾濕球の差五―六度を適當とす

ロ、雨天冷濕の時は火力を使用し補温と同時に排濕を行ひ乾燥を圖る可し然らざれば發育遅延するのみならず不齊になり易し

ハ、温濕度の調節及換氣は普通育以上に注意するを要す



- ニ、蠶室の仕切氣抜欄間等は開放し換氣を充分にす特に二段三段育に其の必要多し
- ホ、火力の使用は單に温度の上昇のみに行ふものと考察せず排濕換氣を行ふにも効ある事を忘る可からず
- 一五、上簇
- イ、上簇は成べく一齊上簇を行はぬを可とす
- ロ、若し發育齊一なるものなれば二割位拾ひ取りたる後一齊上簇を行ふもさして害を認めず
- ハ、普通の場合は二割位拾ひ取りたる後對芽を給し簇取法に據るを有利且捷徑とす
- ニ、上簇の際條の下方に熟蠶の這入るを防ぐ爲めには熟蠶の見ゆる翌日の午後除沙を行ひ其の後の給桑には可成真直な細枝を密に給與し間隙を少なくする様にし熟蠶の現はれてよりは對芽を給與するを可とす

### 第十節 上簇の取扱に關する事項

皆様の内に生産さるゝ繭が品質が良くて何れも揃ふて居なくては良い生絲が出来ない値段も又高く賣れない自然利益も少い畢竟養蠶家も製絲工場も其々不利益を蒙る事となる之れでは一向張合がないから今後は是非共お互いに勵み合つて上簇の改良に努め品質の良い揃ふた繭を獲つて戴き養蠶家も高値の繭で儲け製絲場も良い生絲を繰つて高値に賣り所謂共榮共存の實を擧げるやう心がけねばならない

上簇中は蠶兒の營繭期中なる故其の取扱の良否は直に繭質に影響するものにして不注意に上簇せしめる時は其の損失甚大なるが故に上簇中も飼育中と同様な考へにて周到な注意を拂つて親切に取扱つて頂きたい

- 一、上簇の時期 上簇の時期は繭質と大なる關係を有し上簇時期早きに失し未熟蠶を上簇せしむる時は同功繭少なきも遺失蠶汚繭多く繭質を損す反之遲きに過ぐれば同功繭歩合多く無駄絲を吐き絲量を減じ早晚何れに失しても宜しからず其の適期は胸部半透明となり口より絲を吐き尾部に一、二個の糞を有するときなり然れ共上簇期は多忙なる爲過熟に失し易き故稍早目に上簇せしむるがよい
- 二、準備 上簇の準備は誠に大切であつて養蠶をする上に於て最も必要である所から蠶には六齡ありと迄重用視せらるゝのである如何に上簇の取扱ひが大事であるかと云ふ事が現實に証明さるゝのである従つて之が準備は整然たらねばならぬ上簇室としては乾燥を圖らねばならぬから乾きの良い室を選びて爐を切り天井には四隅中央と氣抜を設け大屋根には排氣設備を要するから煙突式の輕便な排氣装置を設けられたい簇は何式でも良いが特に折藁の島田式ならば冬春の間に折つて置かなくては癖が付き悪い上簇間際に折る様ではいけない蠶棚の距離も六寸八分以上に切り込み棚竹も真直ぐな末落の少い竹を緊りと結び付けて置き蠶具類も乾いた蠶箔、菘、蕙、除沙網、カルトン等手落ちなく用意をして置かなくてはならぬ
- 三、方法 春蠶であれば大概七八日目の夕方に一箔から四五頭熟蠶が現はるゝから蠶箔の周圍へ這ひ出す熟蠶を拾ひて敷網を抜き給桑も粗對とし夜桑を多く掛け戸障子を處々明けて夜風を導き置くのである翌朝は早く起き出で熟蠶には頓着なく一回の給桑を済して家族は寛り食事を終へ後熟蠶は出るに従ひ桑葉を呉れつゝ拾ひ取るのであるが多忙なる上簇時期に一頭宛拾ひ取る時は多くの手間を要し若し人手少きときは過熟蠶になり易き爲簇取法を可とす其れには給桑葉の上に簇(万年簇の如きもの)を置き熟蠶の這上りし時粗密を直し



上簇せしめ上簇室へ移すのである上簇室には擔任者を置き木製蠶箔は裏返して菰を敷き除沙網を擴げ其の上  
 に熟蠶を尺坪に對して三四十頭前後を配り之れに簇を倒れぬやう薄く擴げて順序正しく蠶棚へ挿入れる此場  
 合上簇箔が棚柱や壁や戸障子又は箔互に密着させない注意を要する斯く作業を繰り返へしく上簇終れば氣  
 拔は全部開放し爐には炭火を埋めて七十五度以上(外温高くとも)とし換氣排濕に努むると共に火の用心又肝  
 要である

四、上簇面積に對する上簇蠶數 上簇箔一箔に對する上簇蠶數は簇の構造蠶品種により其の頭數異にせざるべ  
 からず若し上簇頭數過多なる時は同功繭や汚繭多く過少なれば上簇面積を多く要す  
 簇として優良なるものは

- イ、材料よく乾燥し營繭に便なるもの
  - ロ、簇の材料得易く廉價なるもの
  - ハ、收繭に便なるもの
  - ニ、數回使用出來貯藏に便なるもの
  - ホ、濕氣を吸収、放散し易きもの
- 現在使用されて居る島田簇は材料餘り密にして營繭場所少なく板附繭を生じ易く一回の使用に止まり簇とし  
 て良好と認め得ず  
 之を使用する場合は一箔の上簇頭數尺坪四〇頭位を適當とす万年簇等の如きものなれば五〇頭位まで良し島

田簇で倒れた場合は三〇頭にても同功繭多し之れは密に過ぎ易き故注意すべし簇不良なる時は  
 イ、不正繭多し ロ、同功繭多し ハ、汚繭多し

上簇法試験成績

| 式年万                  | 一箔の頭數 |      |      |       |
|----------------------|-------|------|------|-------|
|                      | 上繭歩合  | 中繭歩合 | 下繭歩合 | 同功繭歩合 |
| 四〇〇 <small>繭</small> | 八六、六% | 五、三% | 一、六% | 六、五%  |
| 三五〇                  | 八九、三  | 三、三  | 一、七  | 五、七   |
| 三〇〇                  | 九〇、八  | 二、八  | 一、一  | 四、三   |
| 二五〇                  | 九四、五  | 一、九  | 一、二  | 二、四   |
| 島 四〇〇                | 七九、七  | 九、五  | 二、三  | 八、五   |
| 田 三五〇                | 八四、一  | 七、八  | 一、八  | 六、三   |
| 簇 三〇〇                | 八八、〇  | 四、七  | 二、〇  | 五、三   |
| 二五〇                  | 九〇、六  | 三、二  | 一、四  | 四、八   |

一箔に上簇蠶數多き程同功繭中繭多し、万年式の三三頭は島田式の二百五十頭區より同功繭中繭歩合少し

五、上簇中の保護 上簇翌朝は前日の上簇順に蠶箔を引出せば簇中の蠶は繭柱を張り薄き繭形を作りつゝある  
 から給桑臺二脚を並べ一方へは上簇箔を置き他へは空箔を置いて二人相對し下敷の除沙網を四隅へ緊張すべ  
 く支持して空箔の上に靜かに移し敷菰は早く室外へ去りて簇中の浮蠶や玉繭すへく二頭以上籠れる蠶は繭を  
 破りて採り出し各紙筒袋(新聞紙十六切トシ炭吹竹)へ容れて簇中に立置くときは全部上繭を作るから利益も  
 多大である菰扱作業中繭形の崩れるものがあつても極めて薄皮であるから其の後蠶が絲を吐く爲め蠶は始終



反轉して繭形は元の通りに作るから少しも心配はない

以上の作業を繰り返して全部蒞抜終れば四五日間は補温して換氣排濕に努めて貰ひたい此注意が行届けば繭の光澤は最も良く立派な繭が揃ふて出来る事は受合である

六、上簇中の温度 上簇中の温度高きに失すれば遺失蠶回功繭多く縮皺粗なる傾あり反之低きは同功繭少なきも光澤悪しく絲量少なく高低何れに失しても不良なり最も適當なる温度は上簇後蠶兒が營繭の位置を定める迄は七十二、三度とし營繭位置を定めたる様になり七十五、六度とし營繭終れば舊に復す營繭中温度の激變あれば二重繭三重繭天地拔繭等を作るが故に激變を避けねばならぬ

七、上簇中湿度 上簇中湿度多ければ繭の解舒光澤を不良にし額節多く悪影響あれば出来る限り乾燥を圖らざるべからず若し低温多濕雨天等の天候の場合は強風の吹入れざる限り戸障子を開放し火力を以て乾燥を圖る上簇中の湿度は七〇%内外(乾濕兩球の差七、八度)を保たしむるがよい

八、上簇中の光線換氣 上簇室に光線の射入強き時は蠶兒は暗所に集り同功繭不正繭を多く生ずるに依り上簇當時は稍暗きを可とす一方より光線射入する時は明るき方に荒蒞等を吊し均一に射入せしむる様にす上簇室は餘り密閉に過ぐれば空氣の流通悪しく多濕となる故強風の這入らざる限り戸障子氣拔等を開放して換氣を圖り乾燥を圖らざれば繭質悪し餘り換氣を圖る爲一方より強風吹き入るれば蠶兒は片寄る爲宜しくない

九、搔取 春蠶は上簇後七日目頃には蛹も丈夫になつて居るから搔取りに掛るのである此場合繭搔人は單に堅い繭軟い繭の二通りに搔取り選繭係へ送る選繭係は堅い繭の内から正繭、汚繭、玉繭と別け軟い繭の内から

死籠繭、二等繭と區別するのが仕事は早くて選り間違は少く完全に選別することが出来る夫れを最初から四通りにも五通りにも別々にしやうとすれば疲れた体で眠氣を催す仕事であるから到底理想通りに別けらるゝものではない良い繭の中へ悪い繭が交つたり悪い繭の中へ良繭を混ぜたり間違だらけで養蠶家も損製絲家も損殊に良繭の中に死籠が一つでも混じつて潰れると上繭を七つも八つも汚して絲の緑れない繭となり繭質を傷ふ場合が多くて多大の不利益である今後はお互に注意をしたいものである

### 第十一節 蠶病豫防に関する事項

一般當業者は蠶病に関する知識を体得し、左記各項の勵行を促すこと。

一、蠶蛆 近時蠶蛆の被害に就ては一般當業者の注目する所となれるも、尙其驅除豫防の方法は徹底を缺く憾あるを以て以下各項に涉り實行を期せんとす。

イ、飼料上の注意 森林地帯、陰湿地、又は住宅附近其他蠶蛆産卵の疑ある場所の桑葉は稚蠶期中に用ふるか若は原蠶飼育に非ざるものに五齡三四日後摘採給與すること。

ロ、生繭運搬上の注意 運搬には丈夫なる綿布の袋其他蠶蛆の逸散せざる容器にして、破損の虞なきものを用ふること。

ハ、生繭取扱場所の設備 床板を完全なる「二重張」若くは「核張り」と爲し目張には亞鉛板を釘付けとし、剝離の虞れなからしめ床下は掃除に便ならしむる爲コンクリート又はタ、キと爲し蛆の散逸を防ぐ周圍の障



板は繭の表面より高さ二寸以上とするが良い。

- ニ、蟹蛆捕殺勵行 蟹蛆の捕殺を勵行し生繭取扱場所は取扱終了後直ちに床下掃除を行ふこと。
- ホ、屑繭の處理 各養蠶組合に乾繭所を設置し、死籠繭其他の屑繭を、收繭後直に乾燥し屑繭は成るべく共同販賣又は屑繭整理をなすこと。

へ、病斃蠶の處理藥品を注加したる一定の容器を備へ、飼育中病斃蠶を發見したる時は此中に投入すること。  
ト、簇の處理 收繭の際簇中の斃蠶及屑繭を残らず除去すること。

二、其他の蠶病 蟹蛆の外一般の蠶病は、其の傳染性なる否とに係らず、蠶兒を強健に飼育することに於て多くは豫防し得るを以て、蠶種の撰擇並に保護に注意し、消毒を行ひ、桑葉並に飼育法の改良を圖ること最も肝要なりと雖も、特に左記事項を勵行せしむること。

- イ、桑園の害虫驅除を勵行すること。
- ロ、貯桑場を清潔にし、特に貯桑場専用の履物を使用すること。
- ハ、糞沙は必ず堆肥とすること（過磷酸石灰併用）。
- ニ、病斃蠶は特定の容器に投入すること。
- ホ、硬化病の發生を見たることは病蠶の處理は勿論消毒を行ひ之が蔓延豫防の方法を講ずること。
- へ、特に病蠶の過半数以上發生したる時は健蠶を他所に移し、病斃蠶の處理を嚴重にし且つ蠶室蠶具の消毒を行ふこと。

三、消毒 晩近外國種の輸入に伴ひ、往々蠶病の爲に意外なる違作を招致することあり。然るに一方に於て消毒の効力大ならずとして、之を等閑に附する者多し。故に左記適切なる方法により蠶病撲滅の方法を講じ根本的に防除を行はねばならぬ。

- イ、蠶室 掃立前收繭後其蠶室の内外の大掃除を行ひ、其塵埃は燒棄し洗滌及消毒を行ふこと。
- ロ、蠶具 蠶架、蠶座、蠶箔、蠶網、上簇用筵の類は飼育前河川池沼等に搬出して洗滌日乾すること。洗滌乾燥後はフォルマリン加入の蒸氣消毒を行ふこと。
- ハ、貯桑室 掃除洗滌を完全にし、クロール石灰水又はフォルマリン消毒を行ふこと。
- ニ、飼育中は屢々蠶箔、蠶筵、蠶網及蠶座紙の日光消毒を行ふこと。

1 調製の公式

(一) 蠶室消毒

$$\frac{\text{室内總面積}}{100} \times 1.5 = \text{所要昇水液量(升)} \dots\dots\dots a$$

$$450 \text{ 升} \times a + 199 = \text{所要昇水液量(升)} \dots\dots\dots b$$

$$\frac{a}{100} + 1.15 (\text{硫酸比重}) = \text{所要硫酸量(升)} \dots\dots\dots c$$

a—c=水の量

(二) 蠶具消毒

$$450 \text{ 升} \times \text{所要昇水液量(升)} + 499 = \text{所要昇水液量(升)} \quad a$$

$$\frac{a}{100} + 1.15 (\text{硫酸比重}) = \text{所要硫酸量(升)} \dots\dots\dots b$$

所要昇水液量—b=水の量(升)







|    |        |       |        |
|----|--------|-------|--------|
| 皆川 | 三〇、七八三 | 三、八〇〇 | 三、八〇〇  |
| 蠶籠 | 四、八〇九  | 〇、四三九 | 四、九五六  |
| 蠶座 | 一〇、五八一 | 〇、九五六 | 一〇、九〇四 |

参考二、「クロール」石灰水溶液調製法

一、「クロール」石灰調製法は「クロール」石灰一封に對し水五—六升を注加攪拌し數時間放置するときは上部に帶黄色の透明液を得之れを消毒に供するものとす

一、消毒の方法は右「クロール」石灰水を消毒用量内に入れ恰も昇来水の消毒に於けるが如く三十分間以上温潤状態にあらしむる事

一、消毒上の注意、此の薬品は漂白力頗る強きを以て金屬絹絲類毛布類に接觸せしめざるべし。

参考三、「フォルマリン」溶液算出法

調製公式

- (1)、消毒總面積×消毒アルヂセー下式使用量 = 百平方尺所要消毒アルヂセー下式.....a
- (2)、使用フォルマリン含有% a×100 = 百平方尺所要フォルマリン溶液量.....1瓦
- (3)、1瓦+1.0 = 百平方尺所要フォルマリン溶液量.....be.0
- (4)、所含%—所要% フォルマリンに對する混和すべき水の倍數.....e
- (5)、be.0×e = 稀釋水量

消毒面積と所要「フォルマリン」溶液量

| 疊數   | 室の高さ   | 所要フォルマリン原液量  | 混ズベキ水量        | 所要フォルマリン稀釋液   |
|------|--------|--------------|---------------|---------------|
| 疊六   | 六尺七寸   | 0.148 (0.13) | 四、四三三 (三、四三)  | 四、六八〇 (三、五七)  |
| 疊八   | 八尺七寸   | 0.198 (0.17) | 四、八三〇 (三、六六)  | 五、一〇〇 (三、八三)  |
| 疊十   | 十尺七寸   | 0.248 (0.21) | 五、二二八 (三、八八)  | 五、五三〇 (三、〇四)  |
| 疊十二  | 十二尺七寸  | 0.298 (0.26) | 五、六二六 (三、一〇)  | 五、九四〇 (三、二七)  |
| 疊十四  | 十四尺七寸  | 0.348 (0.31) | 六、〇二四 (三、一五)  | 六、三五〇 (三、七〇)  |
| 疊十六  | 十六尺七寸  | 0.398 (0.36) | 六、四二二 (三、二〇)  | 七、三〇〇 (三、九四)  |
| 疊十八  | 十八尺七寸  | 0.448 (0.41) | 六、八二〇 (三、二五)  | 七、七〇〇 (四、〇三)  |
| 疊二十  | 二十尺七寸  | 0.498 (0.46) | 七、二一八 (三、三〇)  | 八、一〇〇 (四、一三)  |
| 疊二十五 | 二十五尺七寸 | 0.623 (0.59) | 八、〇二二 (四、四七)  | 八、四六〇 (四、五五)  |
| 疊三十  | 三十尺七寸  | 0.748 (0.71) | 八、八二六 (四、六九)  | 九、〇〇〇 (四、九五)  |
| 疊三十五 | 三十五尺七寸 | 0.873 (0.84) | 九、六三〇 (五、〇二)  | 九、七〇〇 (五、七九)  |
| 疊四十  | 四十尺七寸  | 0.998 (0.96) | 一〇、四三四 (五、二四) | 一〇、三〇〇 (五、九三) |
| 疊四十五 | 四十五尺七寸 | 1.123 (1.09) | 一〇、二三八 (五、〇七) | 一〇、九〇〇 (六、一七) |
| 疊五十  | 五十尺七寸  | 1.248 (1.21) | 一〇、〇四二 (四、九一) | 一一、五〇〇 (六、四四) |



## 第十二節 共同經營に關する事項

一、共同事業 共同經營の有利なることを自覺徹底せしむると共に、産業組合法により活動を大ならしめ、各種事業の達成に努むること。

イ、購入、販賣及金融に關する共同事業概ね左の如し

1、蠶種の購入 經驗ある者をして之に當らしむるは勿論、更に組合製絲と協調を保ちて調査を行ひ決定すること。

2、繭の販賣 組合製絲と特約して、繭質本位に販賣し、永く共存共榮の實を擧ぐることに。

3、屑物の販賣 一定の日に持寄り販賣すること。

4、養蠶用品の購入 肥料、木炭、煉炭、蠶具、蠶座紙等各戸に要する諸用品及び消毒器、耕耘機の如く合同にて購入するを便とするもの共に市價を調査するは勿論、各種機關と連絡を採り、時機を失せず行ふこと。

5、貯金及基本金蓄積 屑繭貯金、同巧繭貯金、賣上高割、積立金等適宜簡易なる方法による貯金を行ひ團體の基本金蓄積及び各戸經濟の調節共濟備荒に充つること。

6、貸附又は無盡 共同にて行ふ各種の事業、及各戸に於て特に必要とする場合資金の融通に努むること。

ロ、桑園に關する共同事業概ね左の如し。

1、桑園實態調査 實態調査は毎年之を行ひ、その成績は臺帳となし、調査の完了せる都度改訂して現狀を瞭然たらしめ以て計畫樹立に資すること。

2、桑苗育成 優良なる桑苗の共同生産を行ふ爲、依託、指定栽培若は自作等適當なる方法を講じ、需給の圓滿を圖ること。

3、荒廢桑園の改植 最寄の勞力組合を設け、又は機械器具の共同利用を行ふなど、施行上至便なる方法を講ずること。

4、害虫菌驅除 一定の驅除日を定め、一齊に之を行ふこと。降霜の豫防又は灌漑等の場合も亦之に倣ふを可とす。

5、模範桑園の設置(指導桑園、見本桑園) 特に興味を有する熱心家をして之に當らしむること。

6、稚蠶用桑園の設置 春秋共適當なる品種を選び専用桑園として仕立ること。

ハ、飼育に關する共同事業概ね左の如し。

1、蠶種の保護并催青

2、稚蠶飼育兩者共適當なる場所を選び、主任者を定め各責任を瞭ならしむること。

3、教師の雇聘 成るべく一定の適任者を聘用し、常時交迭するを避くること。

4、上簇改良 班を分ち、火の要慎を兼ねて夜間にも巡回をなすこと。

5、蠶室の改善 火爐、氣拔、貯桑室等は一定の方針を定め、改良案を樹てたるときは、實行委員により



各戸を巡回して決行すること。

、蠶室、蠶具の消毒

7、蠶病豫防驅除 蒸氣消毒場、屑物乾燥場等を設け一定の施行日を定めて、一齊に行ふこと。

8、桑葉の調節桑葉の過不足は共同して調査をなし、迅速に調節策を講ずること。

9、養蠶用品の製造 農閑を利用して各種蠶具、木炭、煉炭等諸用品の製造を行ふこと。

ニ、其他の共同事業左の如し。

1、講習、講話、研究會の開催 斷えず機宜に適する方策を考究し、知識の向上を圖ること。

2、娯樂品の備付又は祭祀の舉行、圖書雜誌の講讀、慰安會の開催、又は斯業に關する祭祀を行ひ男女老

若共に親睦を圖ること。

3、品評會、調査會の開催 一定の方針を樹て、之が遂行上最も適當なる方法を講じ、以て獎勵指導の資

となすこと。

4、模範養蠶家の設置 各戸の經營狀態を調査し、最も熱心なる者を模範（實行、標準）養蠶家となし斯

業經營の指針たらしむること。

5、視察見學旅行 斯業に關するもの、他、各方面にも涉り視察を行ひ、知見を擴くすること。

### 二、町村組合

イ、組織 部落養蠶組合を指導督勵し、諸般事業の遂行に當り専任技術員を設置し、不斷の指導及研究調査

に従事せしめ役員（幹部）は組合長以下系統的に配置する他、事業別に各主任を置き事業の執行に任じ常に組合員の訓練に努め組合の基礎を鞏固たらしむる等總ての記録を瞭にする爲に左記の帳簿を備付くること。

組合規程、役員並組合員名簿、文書往復簿、日記類、會計に關する帳簿、會議に關する帳簿、事業計畫並處理に關する帳簿、參考書類、物品臺帳等。

ロ、事業 前述の共同經營事業中、土地の狀況に依り最も必要なるものより着手し、一意之が實現を期し、漸次他の事業に及ぼし特種なる事業に關しては別に規約又は係員を設け實行に努め數年に涉る事業計畫に就ては方針の確定と共に年度割豫定簿を作製し、年々の對照に便たらしむること。

ハ、規約 規約は型式に流れず、自立自營の精神を失はざる様留意し、且つ組合員をして煩瑣の嫌なからしむるがよい今實行すべき規約の種類を示せば次の如し。

組合の總務に關する規程（組合規約、庶務會計規程等）

桑園改良に關する規程（基本調査、共同稚蠶桑園、荒廢桑園改植、桑苗育成、共同除害規約等）

養蠶改良に關する規程（蠶兒、繭若に經營の競技、品評會、上簇改良、稚蠶飼育、基本調査、經營調査規約等）

蠶病豫防に關する規程（蠶蛆驅除、病蠶處理、屑物處理、消毒等）

生繭鑑定及販賣に關する規程（合同鑑定、共同受渡場設置規程等）

獎勵並表彰に關する規程（副審獎勵、個人外成績表彰、役員勤續表彰規程等）



貯金又は金融に関する規程 (共同貯金、共榮會、基本金積立、資金融通、相互救済、改善講規約等)

ニ、行事 本行事は町村組合の事業として些か細目に渉る嫌無きにあられども、移して以て部落養蠶組合の行事となし、町村組合は之が督勵を爲す任務を有するが故に煩を厭はず掲載せり。

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、役員會、幹部研究會の開催</li> <li>一、指道奨励方針及施設事項の調査設定</li> <li>一、經費豫算の編成</li> <li>一、養蠶經營方針の調査</li> <li>一、各種調査事項の分擔、責任者の設定</li> <li>一、養蠶教師の決定</li> <li>一、組合總會、前年度經費決算報告、業務報告、經費豫算並に組合費賦課徴収方法の議決、諸規程の改廢新設。</li> <li>満期役員の改選等</li> <li>一、部落組合長會</li> <li>一、優良組合の表彰</li> <li>一、講演會の開設(二月迄)</li> <li>一、蠶業講習會の開設(三月迄)</li> <li>一、蠶種貯藏管理(四月迄)</li> <li>一、蠶具肥料木炭其他必需品共同購入(三月迄)</li> <li>一、桑園病虫害驅除剤の共同配合(三月迄)</li> <li>一、桑樹の枯損枝株除去並燒棄(二月迄)</li> </ul> |
| 二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、蠶具の修理、簇の製造督勵(三月迄)</li> <li>一、蠶至改良の指導、設備完成の督勵(四月迄)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、貯桑場、堆肥舎等の建設奨励並修理の督勵(四月迄)</li> <li>一、改植並新植桑園地整理指導(三月迄)</li> <li>一、桑苗生産奨励、接穂並苗木の共同購入(共同栽植せる場合は配付)及貯藏</li> <li>一、桑苗接木講習會の開設(三月迄)</li> <li>一、蒸汽消毒場、厩糞乾燥場等の修理(三月迄)</li> <li>一、桑園施肥指導及督勵(三月迄)</li> <li>一、桑園綠肥種共同購入</li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |
| 三 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、講話會、研究會の開催(四月迄)</li> <li>一、共同購入品の配付整理</li> <li>一、桑園反別異動調査並樹勢調査(四月迄)</li> <li>一、新植改植桑園植込實地指導(四月迄)</li> <li>一、老衰桑園の春刈、刈桑梢頭剪修、夏秋蠶專用桑園の刈取督勵</li> <li>一、一部春刈仕立桑園剪枝實地指導</li> <li>一、桑園吉蟲驅除奨励</li> <li>一、催青準備、催青室、催青器調査整備</li> <li>一、蠶具消毒開始</li> <li>一、團體視察、婦人見學旅行</li> </ul>                                                                                                                                                           |
| 四 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、品評會出品品の奨励並に共同乾燥取扱</li> <li>一、厩糞共同處理並販賣</li> <li>一、蠶蛆驅除豫防の督勵</li> <li>一、種蠶調査視察、明年春蠶種の豫約</li> <li>一、桑園施肥耕耘の指導督勵(七月迄)</li> <li>一、桑苗苗木實生苗の播種指導</li> <li>一、綠肥收穫施用の指導</li> <li>一、春蠶取繭成績調査</li> <li>一、繭代金の分配(七月迄)</li> <li>一、組合並に部落組合費の賦課徴収、各種購入品代金徴収(七月迄)</li> <li>一、各種貯金の取經(七月迄)</li> <li>一、夏蠶種共同催青(夏蠶飼育地に限る、以下做之)</li> <li>一、夏肥料共同購入</li> <li>一、桑園刈後害虫驅除奨励</li> </ul>                                                               |
| 五 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、夏蠶飼育指導</li> <li>一、夏蠶厩糞處理、督勵</li> <li>一、夏蠶共同受渡事務</li> <li>一、夏季總會、春蠶成績の報告並研究會の開催</li> <li>一、秋蠶指導方法の研究並設定</li> <li>一、部落組合長、技術員、委員等の秋蠶に對する執務方法の協議設定會合</li> <li>一、秋蠶講習會の開催</li> <li>一、蠶至蠶具の消毒督勵</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                           |
| 六 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、品評會出品品の奨励並に共同乾燥取扱</li> <li>一、厩糞共同處理並販賣</li> <li>一、蠶蛆驅除豫防の督勵</li> <li>一、種蠶調査視察、明年春蠶種の豫約</li> <li>一、桑園施肥耕耘の指導督勵(七月迄)</li> <li>一、桑苗苗木實生苗の播種指導</li> <li>一、綠肥收穫施用の指導</li> <li>一、春蠶取繭成績調査</li> <li>一、繭代金の分配(七月迄)</li> <li>一、組合並に部落組合費の賦課徴収、各種購入品代金徴収(七月迄)</li> <li>一、各種貯金の取經(七月迄)</li> <li>一、夏蠶種共同催青(夏蠶飼育地に限る、以下做之)</li> <li>一、夏肥料共同購入</li> <li>一、桑園刈後害虫驅除奨励</li> </ul>                                                               |
| 七 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、夏蠶飼育指導</li> <li>一、夏蠶厩糞處理、督勵</li> <li>一、夏蠶共同受渡事務</li> <li>一、夏季總會、春蠶成績の報告並研究會の開催</li> <li>一、秋蠶指導方法の研究並設定</li> <li>一、部落組合長、技術員、委員等の秋蠶に對する執務方法の協議設定會合</li> <li>一、秋蠶講習會の開催</li> <li>一、蠶至蠶具の消毒督勵</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                           |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、繭取引に關し製絲家との豫約(五月迄)</li> <li>一、蠶室蠶具消毒督勵</li> <li>一、桑園綠肥栽培奨励</li> <li>一、部落組合長、教師又は技術員及委員等の執務方法研究並設定の會合</li> <li>一、種蠶共同飼育組分け、擔當者の選定、飼育場所の準備</li> <li>一、蠶種共同催青</li> <li>一、掃立準備督勵掃立時期調査</li> <li>一、種蠶用桑の豫約購入(不足地方に限る)</li> <li>一、蠶糞處理用過燐酸石灰の購入配付</li> </ul>                                                                                                            |
| 二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、消毒場、消毒器具の整理仕末</li> <li>一、飼育指導、養蠶教師の督勵</li> <li>一、新植桑園の手入指導</li> <li>一、蠶種家原蠶視察調査</li> <li>一、桑葉過不足並需給方法の調査及其斡旋取扱</li> <li>一、掃立調査</li> <li>一、生剛共同受渡準備</li> <li>一、蠶育競技會又は甲申打合會</li> <li>一、蠶況視察</li> <li>一、蠶糞處理の指導督勵</li> <li>一、桑園品評會春季臨時審査</li> <li>一、上簇後の指導、火の用心(六月迄)</li> </ul>                                                                                     |
| 三 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、品評會出品品の奨励並に共同乾燥取扱</li> <li>一、厩糞共同處理並販賣</li> <li>一、蠶蛆驅除豫防の督勵</li> <li>一、種蠶調査視察、明年春蠶種の豫約</li> <li>一、桑園施肥耕耘の指導督勵(七月迄)</li> <li>一、桑苗苗木實生苗の播種指導</li> <li>一、綠肥收穫施用の指導</li> <li>一、春蠶取繭成績調査</li> <li>一、繭代金の分配(七月迄)</li> <li>一、組合並に部落組合費の賦課徴収、各種購入品代金徴収(七月迄)</li> <li>一、各種貯金の取經(七月迄)</li> <li>一、夏蠶種共同催青(夏蠶飼育地に限る、以下做之)</li> <li>一、夏肥料共同購入</li> <li>一、桑園刈後害虫驅除奨励</li> </ul> |
| 四 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、品評會出品品の奨励並に共同乾燥取扱</li> <li>一、厩糞共同處理並販賣</li> <li>一、蠶蛆驅除豫防の督勵</li> <li>一、種蠶調査視察、明年春蠶種の豫約</li> <li>一、桑園施肥耕耘の指導督勵(七月迄)</li> <li>一、桑苗苗木實生苗の播種指導</li> <li>一、綠肥收穫施用の指導</li> <li>一、春蠶取繭成績調査</li> <li>一、繭代金の分配(七月迄)</li> <li>一、組合並に部落組合費の賦課徴収、各種購入品代金徴収(七月迄)</li> <li>一、各種貯金の取經(七月迄)</li> <li>一、夏蠶種共同催青(夏蠶飼育地に限る、以下做之)</li> <li>一、夏肥料共同購入</li> <li>一、桑園刈後害虫驅除奨励</li> </ul> |
| 五 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、夏蠶飼育指導</li> <li>一、夏蠶厩糞處理、督勵</li> <li>一、夏蠶共同受渡事務</li> <li>一、夏季總會、春蠶成績の報告並研究會の開催</li> <li>一、秋蠶指導方法の研究並設定</li> <li>一、部落組合長、技術員、委員等の秋蠶に對する執務方法の協議設定會合</li> <li>一、秋蠶講習會の開催</li> <li>一、蠶至蠶具の消毒督勵</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| 六 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、品評會出品品の奨励並に共同乾燥取扱</li> <li>一、厩糞共同處理並販賣</li> <li>一、蠶蛆驅除豫防の督勵</li> <li>一、種蠶調査視察、明年春蠶種の豫約</li> <li>一、桑園施肥耕耘の指導督勵(七月迄)</li> <li>一、桑苗苗木實生苗の播種指導</li> <li>一、綠肥收穫施用の指導</li> <li>一、春蠶取繭成績調査</li> <li>一、繭代金の分配(七月迄)</li> <li>一、組合並に部落組合費の賦課徴収、各種購入品代金徴収(七月迄)</li> <li>一、各種貯金の取經(七月迄)</li> <li>一、夏蠶種共同催青(夏蠶飼育地に限る、以下做之)</li> <li>一、夏肥料共同購入</li> <li>一、桑園刈後害虫驅除奨励</li> </ul> |
| 七 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、夏蠶飼育指導</li> <li>一、夏蠶厩糞處理、督勵</li> <li>一、夏蠶共同受渡事務</li> <li>一、夏季總會、春蠶成績の報告並研究會の開催</li> <li>一、秋蠶指導方法の研究並設定</li> <li>一、部落組合長、技術員、委員等の秋蠶に對する執務方法の協議設定會合</li> <li>一、秋蠶講習會の開催</li> <li>一、蠶至蠶具の消毒督勵</li> </ul>                                                                                                                                                             |



| 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 八                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 月                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一、秋蠶掃立時期調査</li> <li>一、夏蠶掃立並收穫成績調査</li> <li>一、秋蠶種の共同催青</li> <li>一、秋蠶飼育指導並教師の督勵(九月迄)</li> <li>一、晩秋蠶用生種浸酸種の調査(八月迄)</li> <li>一、初秋蠶掃立調査(八月迄)</li> <li>一、初秋蠶繭受渡に關し組合製絲との協定</li> <li>一、初秋蠶用桑の過不足及需給調査並幹旋取扱(八月迄)</li> <li>一、桑園冬作綠肥種共同購入</li> <li>一、秋蠶糞處理用過燐酸石灰の共同購入配付、糞糞處理督勵(九月迄)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、晩秋蠶掃立時期調査</li> <li>一、桑園追肥の督勵</li> <li>一、初秋蠶上簇後の注意督勵</li> <li>一、初秋蠶繭共同受渡事務</li> <li>一、品評會出品繭の獎勵共同乾燥取扱</li> <li>一、初秋蠶收穫成績調査(九月迄)</li> <li>一、晩秋蠶種(生種浸酸種)の共同購入</li> <li>一、晩秋蠶種共同催青(九月迄)</li> <li>一、初秋蠶層繭共同處理並共同受渡</li> <li>一、明年度夏秋蠶種共同購入豫約</li> <li>一、初秋蠶繭代金分配(九月迄)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、晩秋蠶掃立調査</li> <li>一、晩秋蠶上簇後の注意督勵</li> </ul> |

| 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 十                                                                                                                                                                                                                        | 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 九                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一、桑苗共同購入</li> <li>一、桑苗品評會秋季臨地審査</li> <li>一、老衰桑園の刈取獎勵(十二月迄)</li> <li>一、桑園害蟲驅除獎勵(十一月迄)</li> <li>一、繭品評會桑園品評會最寄競技會等褒賞授與式の舉行(十二月迄)</li> <li>一、團體視察、婦人見學旅行(十二月迄)</li> <li>一、晩秋蠶繭代金分配</li> <li>一、養蠶組合成績其他各種の調査(十二月迄)</li> <li>一、各種統計の調査整備(十二月迄)</li> <li>一、屑物整理講習會の開設(十二月迄)</li> <li>一、婦人慰安會、觀劇會の開催(十二月迄)</li> <li>一、桑園基本實態調査(十二月迄)</li> <li>一、木炭又は煉炭製造、講習會の開設(十二月迄)</li> <li>一、組合事業成績編纂着手</li> <li>一、蠶種の水洗並貯藏管理(十二月迄)</li> <li>一、改植新植桑園地床掘獎勵指導(翌年二月迄)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、晩秋蠶繭共同受渡事務</li> <li>一、晩秋蠶層繭共同處理並共同受渡</li> <li>一、出品繭の獎勵共同乾燥取扱</li> <li>一、冬作綠肥の獎勵</li> <li>一、共同設備、器具の整備保管</li> <li>一、經費の賦課徴收、共同購入品代金徴收(十月迄)</li> <li>一、各種共同貯金の取纏め(十月迄)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、桑苗共同購入</li> <li>一、桑苗品評會秋季臨地審査</li> <li>一、老衰桑園の刈取獎勵(十二月迄)</li> <li>一、桑園害蟲驅除獎勵(十一月迄)</li> <li>一、繭品評會桑園品評會最寄競技會等褒賞授與式の舉行(十二月迄)</li> <li>一、團體視察、婦人見學旅行(十二月迄)</li> <li>一、晩秋蠶繭代金分配</li> <li>一、養蠶組合成績其他各種の調査(十二月迄)</li> <li>一、各種統計の調査整備(十二月迄)</li> <li>一、屑物整理講習會の開設(十二月迄)</li> <li>一、婦人慰安會、觀劇會の開催(十二月迄)</li> <li>一、桑園基本實態調査(十二月迄)</li> <li>一、木炭又は煉炭製造、講習會の開設(十二月迄)</li> <li>一、組合事業成績編纂着手</li> <li>一、蠶種の水洗並貯藏管理(十二月迄)</li> <li>一、改植新植桑園地床掘獎勵指導(翌年二月迄)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、晩秋蠶繭共同受渡事務</li> <li>一、晩秋蠶層繭共同處理並共同受渡</li> <li>一、出品繭の獎勵共同乾燥取扱</li> <li>一、冬作綠肥の獎勵</li> <li>一、共同設備、器具の整備保管</li> <li>一、經費の賦課徴收、共同購入品代金徴收(十月迄)</li> <li>一、各種共同貯金の取纏め(十月迄)</li> </ul> |

| 月                                                                                                                                                                                                                 | 二 | 十 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一、桑苗掘取り假植指導</li> <li>一、蠶具製作獎勵並指導</li> <li>一、組合決算準備</li> <li>一、本年度各種獎勵成績並養蠶成績に付研究會の開催</li> <li>一、養蠶經營方法の改善指導</li> <li>一、桑園改良計畫の樹立並指導獎勵</li> <li>一、明年施設すべき事項の調査研究</li> </ul> |   |   |

### 第十三節 獎勵方針の實施に關する事項

- 一、各級團體の聯絡 如上本組合の蠶絲業獎勵方針は、斯業に關する各級團體に於て、協力一致之が普及徹底に努むること。
- 二、蠶絲業教育 蠶業教育機關に於ては町村實業補習學校に至るまで、如上の方針に基き教案を定められたきこと。
- 三、町村蠶業技術員 町村蠶業技術員は本組合蠶絲業獎勵方針に基き改良案を確立し、各戸指導並に町村共同施設の實現を期すること。
- 四、町村蠶業技術員執務要項



| 一                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 二                                                                                                               | 三                                                                                                                                                                                                                                                                    | 四                                                                                                                                    | 五                                                                                                                                                          | 六                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一、養蠶經營指導並に督勵(前年十一月より繼續)</li> <li>一、講習講話研究会開催(四月迄)</li> <li>一、出版視察</li> <li>一、蠶室改良指導(三月迄)</li> <li>一、蠶具、肥料、木炭其他必要品共同購入獎勵(四月迄)</li> <li>一、組合技手會(各月)</li> <li>一、各養蠶組合豫算編成(二月迄)</li> <li>一、組合編成(二月迄)</li> <li>一、桑園病虫害驅除並に枯損株の除去獎勵(四月迄)</li> <li>一、組合定式統計報告(各月)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、桑苗生産獎勵(三月迄)</li> <li>イ、接穗購入(養蠶組合並に小組に要するもの)</li> <li>ロ、砧木購入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、共同購入品の配付整理</li> <li>一、接木講習會の開催(四月迄)</li> <li>一、桑苗生産調査(概要)</li> <li>一、掃立量調節</li> <li>一、桑園植付の實地指導(四月迄)</li> <li>一、老樹桑園の剪枝指導</li> <li>一、養蠶教師打合せ出席</li> <li>一、専用桑園の刈取指導</li> <li>一、催青準備催青場及催青器調査</li> <li>一、桑園芽出肥の督勵</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、催青準備</li> <li>一、催青指導</li> <li>一、掃立期日の調査</li> <li>一、蠶室蠶具の消毒指導</li> <li>一、桑園綠肥栽培獎勵</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、飼育指導並巡回教師の督勵、打合せ(九月迄)</li> <li>一、原蠶飼育調査</li> <li>一、生繭受渡準備</li> <li>一、桑葉過不足並に需給の調査</li> <li>一、新植桑園の手入指導</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、上簇後の指導並に状況調査</li> <li>一、生繭共同受渡賣事務</li> <li>イ、市價調査(各地状況)</li> <li>ロ、繭質調査</li> <li>一、品評會出品</li> <li>一、蠶組驅除屑繭の處理</li> <li>一、接穗園管理</li> <li>一、養蠶教師決定</li> <li>一、購入蠶種の調査並決定</li> <li>一、桑園施肥耕耘の督勵</li> <li>一、存蠶成績調査</li> <li>一、積立金の督勵</li> <li>一、實生苗播種指導</li> </ul> |

| 七                                                                                                                                                                                                                                                | 八                                                                                                                                                                                                                         | 九                                                                                                                         | 十                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一、綠肥收穫指導</li> <li>一、春蠶終了報告、秋蠶講習、講話會及研究会</li> <li>一、蠶種の調査購入の指導(晩秋)</li> <li>一、秋蠶飼育督勵</li> <li>一、桑葉發育調査並に掃立量の調節及掃立時期の指導</li> <li>一、秋蠶教師決定</li> <li>一、蠶室設備指導</li> <li>一、蠶室蠶具の消毒</li> <li>一、桑園施肥督勵</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、秋蠶飼育指導</li> <li>一、生繭共同受渡獎勵</li> <li>一、晩秋蠶飼育調査</li> <li>一、桑葉需給調査</li> <li>一、晩秋蠶種の調査並購入</li> <li>一、晩秋蠶種催青指導</li> <li>一、夏期施肥準備</li> <li>一、品評會出品獎勵</li> <li>一、晩秋期養蠶教師設置獎勵</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、晩秋蠶飼育指導</li> <li>一、生繭共同受渡</li> <li>一、桑園綠肥栽培の獎勵(十月迄)</li> <li>一、桑苗共同購入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、桑園實態調査</li> <li>一、組合事務所成績及統計調査(十二月迄)</li> <li>一、養蠶經營方法の指導(十二月迄)</li> <li>一、組合内部落養蠶組合幹部協議會</li> <li>一、桑園實態調査</li> <li>一、桑苗購入並配付</li> <li>一、養蠶經營方法指導</li> <li>イ、桑園改良計畫</li> <li>ロ、養蠶改良計畫</li> </ul> |



### 五、指導者服務心得

- 一 指導者ハ常ニ誠實ヲ旨トシ職務ニ從事スヘシ
- 一 指導者ハ組合員ノ公僕タル信念ヲ以テ服務スヘシ
- 一 容姿、服裝ハ總テ華奢ヲ避ケ營業者ト同化タルヘシ
- 一 實地指導ハ自ら率先シテ組合員ヲ導キ範ヲ示スヘシ
- 一 指導者ハ常ニ緊張シテ諸種ノ誘惑ヲ避クルニ努ムヘシ
- 一 營業者ノ境遇ニ順應シテ指導開發ニ努力スヘシ
- 一 指導上ニハ躊躇逡巡ヲ忌ム斷固タル言明ノ下ニ開發スヘシ
- 一 組合ノ還境ヲ衡査シ就中緊急ト認ムル施設ヲ先ニスヘシ
- 一 組合事業ノ改廢ハ普遍的實行ヲ期シ實績ヲ舉クヘシ
- 一 方言慣習ハ地方到ル處ニ存ス嘲笑ヲ許サス徐ロニ善導スヘシ
- 一 組合ノ基礎ヲ鞏固タラシムルト共ニ組合員ノ融和結合ヲ期スヘシ
- 一 總テ指導ノ捷徑ハ經濟上ノ利害ヲ納得セシメテ自奮決行セシムヘシ
- 一 巡廻指導ハ公平ヲ期シ組合員ノ誤解ナカラシムヘシ
- 一 常習違作者ニハ特別注意ヲ拂ヒ一般ノ豐作ヲ期スヘシ
- 一 常ニ信義ヲ重ンシ苟クモ亂倫悖德ノ行爲アルヘカラス

- 一 手簿ヲ携帯シテ組合一般狀況ノ知悉ニ便ナラシムヘシ
- 一 金錢物品ノ收支會計等ハ直接參與スルコトヲ避クヘシ
- 一 傲慢不遜ノ念ヲ去リ温容以テ婦女老幼ニ接シ之ヲ導クヘシ
- 一 巡廻中組合員ヨリノ寄贈物ハ感情ヲ害セサル様謝絶スヘシ
- 一 氣象ノ變化ニ應シ機宜ノ處置ヲ要スル場合アリ之カ徹底ヲ期スヘシ
- 一 縣郡其他團體等ト氣脈ヲ通シ以テ指導方法ヲ誤ルヘカラス
- 一 緊急施設ノ改良ト共ニ組合將來ノ改善策ヲ講スヘシ
- 一 組合員ノ家族ニ至ル迄組合ノ主旨ヲ知得セシメ融和ヲ圖ルヘシ
- 一 組合事業ノ遂行ハ組合員ニ徹底セシメ各自分擔セシムヘシ
- 一 時勢ノ推移ニ注意シ研學向上ノ心懸ケ肝要タルヘシ
- 一 指導上ノ要點ハ生産費ヲ省キ品位ノ向上ト其ノ統一ヲ期スルニアリ
- 一 指導上ニハ地方的各種業務トノ調和融合ヲ圖ルヘシ
- 一 農閑或ハ夜間ヲ利用シ部落集團ノ講話宣傳ニ努ムヘシ
- 一 技術者ノ信用ハ優秀ノ技能ヲ發揮スルト共ニ人ヲ外サシメサルニアリ
- 一 技術者ハ往々常識ヲ逸シ易シ之カ涵養ヲ怠ルヘカラス

### 第十四節

#### 養蠶組合同規約準則に關する事項



養蠶組合の普及と共に各地に模範的組合簇出し従つて事業遂行上各種の規約を制定して正繩とし之に準據して活動され立派な成績を収めて居る然るに其内容にあつては地方的施設を基本とせる事とて甲組合の成果必ずしも乙組合に適合せざる憾はある故に爰には單に準則的の二三を列舉し參考に供する適宜取捨の上地方に適すべく應用されたいものである

町村養蠶組合規約

第一條 本組合ハ組合員ノ一致協力ニ依リ蠶業ノ改良ヲ圖リ事業ノ共同經營ニ依リ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ町村内ニ於ケル養蠶家ヲ以テ組織ス但シ土地ノ事情ニ依リ部落的支部ヲ設クルコトヲ得

第三條 本組合事務所ハ

番地ニ置ク

第四條 本組合ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ業務ヲ行ヒ組合員ヲシテ之カ實行ヲ期セシム

- 一、蠶種ハ取引製絲場ノ指定ニ基キ種類ヲ一定スルコト
- 二、蠶種ノ共同催青ヲ行フコト
- 三、稚蠶共同飼育ヲ行フコト
- 四、養蠶技術者ヲ聘傭スルコト
- 五、養蠶法ノ改良ヲ圖ルコト
- 六、蠶病ノ豫防驅除ニ努ムルコト

七、上簇並ニ選繭ノ改良ヲ圖ルコト

八、繭ノ受渡ハ正量取引ニ依ルコト

九、桑ノ品種及ヒ桑園ノ管理ヲ改良スルコト

一〇、自給肥料ヲ調製スルコト

一一、桑樹ノ病蟲害及凍害ノ豫防驅除ニ努ムルコト

一二、肥料蠶具其他必需品ノ共同購入ヲ行フコト

一三、基本財産ノ造成ニ努ムルコト

一四、貯金ヲ行フコト

一五、調節及共濟ノ方法ヲ講スルコト

一六、講習講話會ヲ開催スルコト

一七、家族慰安會ヲ開催スルコト

一八、其他必要ト認ムル事項

第五條 本組合ニ左ノ役職員ヲ置ク

|    |          |           |        |
|----|----------|-----------|--------|
| 役員 | 一、組合長 一名 | 一、副組合長 一名 | 一、理事 名 |
| 職員 | 一、技術員 名  | 一、書記 名    |        |

第六條 本組合ハ必要ニ應シ顧問ヲ置クコトヲ得



第七條 役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ選舉ス但シ必要アルトキハ組合員ニ非サルモノヨリ推舉スルコトヲ得  
職員ハ組合長之ヲ任免シ顧問ハ總會ノ決議ヲ經テ組合長之ヲ囑託ス

第八條 組合長副組合長ノ任期ハ三ヶ年理事ノ任期ハ二ヶ年トシ再選ヲ妨ケス但シ補缺選舉ニヨリ就任シタル  
トキハ前任者ノ任期ヲ繼承ス役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フ

第九條 組合長ハ組合事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ  
代理ス

第十條 理事ハ組合事務ノ總テニ參與シ且ツ庶務會計ノ事務ヲ分掌ス

第十一條 職員ハ役員ノ指揮ニ從ヒ業務ニ從事スルモノトス

第十二條 役員ハ總會ニ於テ財産ノ状態、業務ノ成績及經費決算ヲ報告スルモノトス

第十三條 役員顧問ハ名譽職トス但シ總會ノ決議ニヨリ報酬ヲ給スルコトヲ得

第十四條 會議ハ總會役員會トシ組合長之ヲ召集ス

第十五條 總會ハ毎年二月六月之ヲ開キ役員會ハ隨時之ヲ開ク但シ組合長若クハ役員會ニ於テ必要ト認ムルト  
キ或ハ組合員ノ過半数ヨリ要求アリタルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十六條 組合同約ノ變更、業務執行ノ方法、經費豫算及經費ノ賦課徵收方法ハ總會ニ於テ決議シ業務執行ニ  
關スル細目ハ役員會ニ於テ之ヲ決ス

第十七條 總會及役員會ノ開會ハ總員過半数以上ノ出席ヲ要シ決議ハ出席者ノ過半数ニ依ル但シ可否同數ナル

トキハ議長之ヲ決ス

第十八條 經費ハ組合員ノ負擔トシ毎年豫算ヲ定メ左記種目ニ依リ組合員ニ賦課ス

一、戸數割 二、飼育割 三、收蘭割 四、等級割

第十九條 經費ノ納入ヲ延滞シタルトキハ金百圓ニ付 錢 厘ノ割合ヲ以テ延滞日歩ヲ徵集ス

第二十條 本組合ノ事業年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第二十一條 本組合ニ加入セントスルモノハ組合員ノ紹介ニヨリ組合長ニ申出テ役員會ノ承認ヲ經テ組合同約  
書ニ署名捺印スルモノトス

第二十二條 組合ヲ脱退セントスルモノハ書面ヲ以テ組合長ニ届出ヘシ

第二十三條 隱居又ハ死亡ニ依リ脱退シタル組合員ノ相續人カ直ニ加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ被相續人ノ權  
利義務ヲ繼承スルモノトス

第二十四條 組合ヲ脱退シタルモノハ本組合財産ニ對スル權利ヲ失フモノトス

第二十五條 本組合ハ組合員四分ノ三以上ノ同意アルニアラサレハ解散スルコトヲ得ス

第二十六條 組合ヲ解散シタルトキハ組合役員其ノ清算人トナルモノトス

#### 庶務規則

第一條 組合同約臺帳ヲ備ヘ規約變更ノ都度其年月日及顛末ヲ記載スヘシ

第二條 組合員名簿ヲ備ヘ氏名、住所及加入脱退ノ年月日ヲ記載スヘシ



第三條 役員及職員名簿ヲ備ヘ氏名及就職、退職ノ年月日ヲ記載スヘシ  
 第四條 金銭出納簿ヲ備ヘ年月日、種目、受高、拂高及残高ヲ明細ニ記載スヘシ  
 第五條 組合費出納簿ヲ備ヘ組合員別ニ年月日、種目金額ヲ記載スヘシ  
 第六條 備品臺帳ヲ備ヘ品名、數量、價額等ヲ記載スヘシ  
 第七條 基本財産臺帳ヲ備ヘ年月日、種目、數量金額等ノ外使用ノ方法其他參考トアルヘキ事項ヲ詳細ニ記載スヘシ

第八條 業務臺帳ヲ備ヘ各業務別ニ施行ノ狀況及成績等ヲ詳細ニ記載スヘシ  
 第九條 豫算決算及會議ニ關スル書類其他重要ナル書類ハ之ヲ整理保存スヘシ  
 第十條 日誌ヲ備ヘ組合ニ關スル重要事項ハ一切之ヲ記入スヘシ  
 第十一條 組合長及副組合長ハ時々帳簿類ヲ檢閲シ之ニ捺印スヘシ

稚蠶共同飼育規程

第一條 共同飼育ヲ行フヘキ蠶ノ品種ハ一種トシ毎蠶期前之ヲ定ム  
 第二條 共同飼育所ノ數、場所及擔當者ハ毎年之ヲ定ム  
 第三條 各共同飼育所ノ經濟ハ獨立トス  
 第四條 蠶種ハ掃立前日ニ於テ各共同飼育所ニ分配シ蠶量一匁ヲ以テ一箔トナシ各蠶箔ニハ番號札ヲ附シ箔ヲ行フモ同一番號トナシ三齡起除ノ後抽籤ニ依リ分配スルモノトス

第五條 桑葉ハ共同桑園ヨリ摘採スルモノトス但シ共同桑園ヲ有セス又ハ有スルモ不足スルトキハ組合員桑園中ヨリ之ヲ購入使用スルモノトス

第六條 飼育従事者ハ組合員中ヨリ之ヲ定メ日當一日何錢ヲ支給スルモノトス

第七條 木炭、石油、粉糠等ノ消耗品ハ擔當者ニ於テ立替置クモノトス

第八條 蠶室蠶具ハ擔當者ヲシテ提供セシメ完全ニ消毒ヲ行ヒ使用スルモノトス

第九條 桑葉代、日當、消耗品代、蠶室蠶具ノ賃貸料、消毒費用等ハ飼育蠶量ニ應ジ飼育者ヨリ徴收スルモノトス

注意 本規定ハ稚蠶ノ共同飼育ヲ各共同飼育所毎ニ獨立經濟ヲ以テ施行スル場合ニ付規定シタリ故ニ組合經濟ヲ以テ行フトキハ第三條及第九條ヲ削除シ第五條ヲ適宜修正スルヲ要ス

基本財産造成規程

第一條 組合員ハ本規程ニ依リ基本財産造成ヲ爲スモノトス

第二條 醸出金ハ一口金十圓トシ毎年六月及十月ノ二期ニ於テ各金一圓ヲ納入シ五ケ年ヲ以テ完了スルモノトス

第三條 組合員醸出金口數ハ掃立蠶量ニ依リ之ヲ定メ蠶量四匁迄ヲ一口トシ以上四匁又ハ其未滿ヲ増ス毎ニ一口ヲ加フルモノトス但シ第一回納入以後掃立量ヲ増加シタルトキハ醸出金口數ヲ加フルモノトス

第四條 醸出金ノ納入ヲ延滞シタルトキハ金百圓ニツキ金 錢 厘ノ割合ヲ以テ延滞日歩ヲ徴ス



第五條 基本金ハ組合事務ニ必要ナル資金ニ充テ又ハ養蠶資金トシテ之ヲ組合員ニ貸付ス但シ餘裕金アルトキハ銀行郵便局ニ預入スルモノトス組合員ニ貸付ヲ行フ場合ハ日歩 錢 厘ノ利子ヲ徴收ス

第六條 基本金ノ支出ハ役員會ニ於テ之ヲ決ス但シ基本金ヲ不動産トナサントスル場合ハ總會ノ決議ヲ經ルモノトス

第七條 基本財産ヨリ生スル利益及利子ハ基本財産ニ組入ルモノトス

第八條 基本財産ハ組合解散ノ場合以外ニ於テハ之ヲ組合員ニ還付セサルモノトス但シ組合員脫退ノ場合役員會ニ於テ事情止ヲ得スト認メタルトキハ醸出額ニ限り之ヲ還付スルモノトス

組合財産カ醸出総額ヨリ減少シタルトキハ前項但書ニ依ラサルモノトス

貯金規程

第一條 組合員ハ本規程ニ依リ各自貯金ヲ爲スモノトス

第二條 貯金ハ醸賣却代金ノ百分ノ一以上トシ醸販賣ノ都度之ヲ貯蓄スルモノトス

第三條 貯金ハ組合ニ於テ取纏メ組合員各自ノ通帳ヲ以テ郵便局ニ預入ヲ爲スモノトシ通帳ハ組合ニ於テ保管ス

第四條 貯金ハ蠶室及附屬舎ノ建築修繕、蠶具ノ購入、桑園ノ新設改植又ハ不慮ノ災厄ニ罹リタル場合ニ限り拂戻ヲ爲シ得ルモノトス

第五條 組合ノ解散又ハ組合員脫退ノ場合ニ於テハ貯金通帳ヲ組合員ニ還付スルモノトス

注意 醸ヲ販賣セス自家ニ於テ製絲スル組合ニ於テハ醸ノ見積價格ニ依リ貯金ヲ爲サシムル規定ヲ設クルコトヲ得

町村養蠶組合醸價調節貯金規定 (京都府芦洲組合引例)

第一條 本組合ニ醸價調節規定ヲ設ケ組合員産醸價格ノ激變ヲ調節シ家計ノ安定ヲ圖ルモノトス

第二條 調節ニ備フ爲メ蓄積スヘキ金額左表ノ如シ

| 上 醸 拾 貫 對 販 賣 價 格         | 組 合 員 へ 支 拂 ノ 金 額                       | 調 節 ニ 依 ル 蓄 積 金 額 |
|---------------------------|-----------------------------------------|-------------------|
| 壹 百 圓 以 上 百 五 圓 以 下       | 全 額                                     | 全 額               |
| 百 五 圓 以 上 百 拾 圓 以 下       | 壹 百 圓 及 壹 百 圓 ヲ 超 過 シ タ ル 金 額 ノ 三 割     | 其 殘 額             |
| 百 拾 圓 以 上 百 拾 五 圓 以 下     | 壹 百 圓 及 壹 百 圓 ヲ 超 過 シ タ ル 金 額 ノ 三 割 五 分 | 全 額               |
| 百 拾 五 圓 以 上 百 貳 拾 圓 以 下   | 全 額                                     | 全 額               |
| 百 貳 拾 圓 以 上 百 貳 拾 五 圓 以 下 | 全 額                                     | 全 額               |
| 百 貳 拾 五 圓 以 上 百 參 拾 圓 以 下 | 全 額                                     | 全 額               |
| 百 參 拾 圓 以 上 百 參 拾 五 圓 以 下 | 全 額                                     | 全 額               |
| 百 參 拾 五 圓 以 上 百 四 拾 圓 以 下 | 全 額                                     | 全 額               |
| 百 四 拾 圓 以 上               | 全 額                                     | 全 額               |

但シ本表割合ハ本組合理事會ノ決議ニ依リ變更スルコトアルヘシ

第三條 前條表記ノ調節ニ備フル蓄積金ハ組合長ニ於テ成醸販賣先ヨリ現金ヲ領收シ組合員各自ノ調節貯金通



帳ニ依リ本村信用組合ニ預入ルモノトス

第四條 凶作ノ爲メ豫定ノ收入ニ達セサルトキ又ハ上繭價格十貫匁對九拾圓以下ノ場合ハ組合員ノ請求ニ依リ組合長ハ當該組合員ノ調節貯金中ヨリ補填スルモノトス

但シ凶作ノ繭代金減少ノ場合ハ豫定減收高ノ八割以下トシ繭價九拾圓以下ニ落チタル時ハ九拾圓ニ相當セシムルモノトス

第五條 前條ノ調節補填金ハ當該組合員ノ貯金ヲ以テ補填シ能ハサル場合ハ此限ニ在ラス

第六條 組合員ノ産繭價格同期ニ於テ二口以上ナルトキハ總貫數ノ平均價格ニ依ルモノトス

第七條 本組合ノ調節ニ備フル蓄積金ハ繭價填補以外ニ之ヲ拂戻ササルモノトス

但シ變災等ノ場合ハ理事會ノ決議ニヨリ拂戻ス事ヲ得

第八條 本組合員故ナク脱退シタルトキハ調節貯金ハ五ケ年間保留シ五年後其元金ノミヲ拂戻スモノトス

第九條 本組合規定ノ改廢ハ組合員總會ノ上組合員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ニ依ルモノトス

養蠶指導教師派遣規定

第一條 何々製絲工場ハ原料繭ノ改善並ニ之カ生産者タル養蠶組合ノ業務發達助長ノ目的ヲ以テ實地指導教師ヲ派遣ス

第二條 本規定ニ依ル實地指導教師ノ派遣ハ左記各項ニ依ル

一、指導教師ヲ派遣スヘキ組合ハ繭取引豫約養蠶組合ニ限ル

二、指導教師ノ派遣ニ要スル經費ノ過半ハ當製絲場ノ負擔トシ不足分ハ組織組合ニ賦課スルモノトス但シ特別ノ事情アル場合ハ當製絲場主并ニ養蠶組合長協調ノ上之ヲ定ム

三、指導教師ノ派遣ハ常設又ハ季節間ノ二種トシ之カ配置ニ就テハ相互ノ協定ニ依ル

四、指導教師ノ派遣ヲ受クヘキ組合ノ飼育蠶種ハ當製絲場ノ指定蠶種ニシテ成繭ノ總テハ當組合製絲ヘ受渡スヘキ義務ヲ有ス

第三條 指導教師ノ派遣ヲ受ケントスル組合ハ二月末日迄ニ第一號様式ニ依ル申請書ヲ事業終了後一ヶ月以内

ニ於テハ第二號ニ依ル業務成績報告ヲ當組合長ヘ差出スヘシ

第四條 本規定ニ違反シ義務ノ履行ヲ怠リタルトキハ派遣教師ヲ中絶シ之カ損害ニ對シテハ相當補償ノ義務ヲ有スルモノトス

第一號様式

養蠶教師派遣申請書

一、組合員數

二、掃立豫定枚數(春) (初秋) (晚秋)

三、組員負擔金額

右ハ養蠶教師派遣規定第三條ニ依リ此段申請候也

年 月 日

何々養蠶組合長名



製絲工場主宛

第二號様式

業務終了報告

- 一、組合員數
- 二、掃立枚數
- 三、收繭額 精繭  
玉繭
- 四、業務成績ノ大要 屑繭

右ハ養蠶教師派遣規定第三條ニ依リ此段報告候也

年 月 日

何々養蠶組合長名

製絲工場主宛

生繭正量取引規程

第一條 本製絲工場ニ於ケル生繭ノ取引ハ養蠶組合ノ希望ニヨリ共存共榮ノ目的ヲ以テ本規程ニ依リ正量取引ヲナスモノトス

第二條 本規程ニ依ル繭取引ハ一組合ヲ單位トシ毎季節ニ於ケル生産繭百貫以上タルヘシ但シ特別ノ事情アルモノニシテ當工場ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此限りニアラス

第三條 本規程ニ依ル繭價ノ算出ハ左ノ各項中任意ノ項ニ據リ豫メ契約ヲ行ヒ現品受渡ノ際時價ノ七割以上ノ

代價ヲ支拂ヒ殘金ハ價格協定後精算スルモノトス但シ乙丙ニ依ル殘金ニ對シテハ百圓ニ付日歩二錢五厘ヲ付スルモノトス

甲、生繭受渡シ當時ノ縣内市場ニ於ケル掛目相場ヲ標準トシテ協定ス

乙、三ヶ月平均 (横濱) 市場ニ於ケル最優格取引絲價ニ基キ協定スルモノ

春繭ハ六月一日ヨリ八月末日迄秋繭ハ九月一日ヨリ十一月末日迄晚秋繭ハ十月一日ヨリ十二月末日迄各三

ヶ月間ノ平均絲價ニ依リ生絲百斤ニ對スル生産費トシテ春、晚秋繭ハ四百五拾圓秋蠶繭ハ五百圓ヲ控除シ

タルモノヲ以テ掛目ト定ム

丙、六ヶ月平均絲價ニ依ルモノ (内容前項ヲ順次繰リ下ク)

第四條 正量取引 用繭ノ採取ハ各品種別トシ荷口毎ニ總量百分ノ一ヲ標準トシテ採取シ良ク混合シ秤量ノ上容器ニ容レ係員封印ノ上本工場へ送リテ本乾燥トシ繰絲試驗ヲ行フモノトス

第五條 繰絲試驗用繭ハ取引組合毎ニ左記ニ依リ生絲量及ヒ解舒時間ヲ調査ス

イ、一組合ノ生繭取引量五百貫以上ノモノハ十捻以上五百貫ニ滿タサルモノハ五捻以上ヲ標準トス

ロ、試験繰工場ハ本工場ニ於テ平均賃金ヲ得ツ、アル者二人以上ヲ以テ繰絲セシム

ハ、試験繰ハ四緒繰トシ織度ハ二十一中ヲ小枠回轉數ハ一分間八百五十尺ヲ捲取ルヲ標準トス

ニ、試験繰ノ際ハ取引組合ヨリ指定セル委員並ニ本工場係員之ニ立會調査ス

ホ、繰絲ヲ終リタル生絲ハ全乾後之ヲ秤量シ其ノ重量ニヨリ公定減耗量トシテ百分ノ四ヲ控除シ生繭百斤ニ



對スル實絲量ヲ算定ス

一一八

へ、解舒時間ハ繰繰ニ要シタル總時間ヲ調査シ生絲十匁ヲ繰繰スルニ要シタル時間ヲ算出ス

ト、解舒調査ハ春繭及ヒ晩秋繭ニアリテハ四十分ヲ秋繭ニアリテハ五十三分ヲ中心トスル前後二分間ヲ標準トシ之ヨリ五分時間ヲ上下スル毎ニ實絲量十匁ニ對シ生絲量一分ツ、ヲ加減シ之ヲ精算絲量ト定ム

第六條 繭價格ノ協定ニ際シ當工場ハ各取引組合毎ニ繰繰試験ノ成績ヲ報告スルモノトス價格ノ協定ハ養蠶組合ヲ代表セル委員並ニ當工場ノ役員立會ノ上協定スルモノトス

第七條 本工場ニ於ケル生繭取引上同一品種ニシテ一季ノ受渡量五百貫以上ニ達シ其ノ成績優良ナルモノハ特ニ獎勵金ヲ交付スルコトアルヘシ

第八條 生繭ノ品位特ニ不良ニシテ選繭惡ク當工場ノ原料ニ適セサルモノト認ムルトキハ本規程ヲ適用セス其ノ口ニ限り相當時價ヲ以テ取引スルコトアルヘシ

第九條 天災其他不可抗力ニ依リ正確ナル檢定ヲ行フ事能ハサルトキハ相互協定ノ上精算絲量ヲ認定スルモノトス  
第十條 本規程ハ大正何年何月ヨリ實施スルモノトス

### 第十五節 養蠶家幸中允事に関する事項

一月

事業計劃、年改むるを機とし一家團欒目出度新年を奉祝し聖壽の萬歳を祈り併せて年度内に亘る事業經營の方

針を定め一致協力精勵して之が完璧を期し成果を收むるに努力すべく古語にも一年の謀は年頭にありと能く此語を服膺すべきである

蠶室の改修 養蠶上には採光、換氣、補温、排温の必用がある此目的として戸窓又は火爐を設けなければならぬ従前は多く炭火を以て調節して居たが近時炭價が高く其上調節上に不便が多い今後は埋薪装置に依る關係上爐は比較的大形に土壁も厚く丈夫に拵へるそれが爲め容易に乾かぬ故に早く築き上げて使用する迄に充分乾かす様にせねばならぬ又埋薪と共に天井の氣拔も大きくし屋上排氣筒の設備を整へ蠶具類も此季間に補修せられたい

桑園寒肥の施與 腐熟せる堆肥（反當四、五百貫）を畦間全般に撒布して成べく深く表土中へ耕込み株間の土を畦間へ盛り上げ根元を露はし所謂寒帷衣を着せて土地の風化作用を圖るがよい

桑園病蟲害の驅除 潜孔蟲たるヒメゾウムシ、コシンクヒ等は枯株中に多數蟄伏越冬して居るから細鋸で枯木部を綺麗に伐り取り集めて焼き殺し天牛の寄生孔は鉄線を以て挿し殺し又は藥液を注入し貝殼蟲膏藥微等は石油合劑を塗付して滅殺すべきである

講習講話會の開催 本月より四月へ亘る農閑期を利用し部落又は町村毎に技術者を招聘して講習講話會を開き家族全体召使に至る迄聴講し新智識を修むると共に互に實驗談の交換も爲し研究會を開いて智能の啓發に努むべきである

二月

一一九



埋薪用材の手當 炭火に代ゆるに埋薪補温とすれば日々材料填補の必用もなく晝夜温度の隔差も少く飼育前に埋薪して置けば飼育中は殆んど覆灰の厚薄位で氣候の加減が取れ其上費用は炭代の約三分一で足る樹種は檜、櫟、檜等の如き堅材で直径二三寸より五六寸位の太さで屈曲少ないものを選んで爐巾より三、四寸短い長さに鋸切し所用分量（八疊一室分約五六十貫）を軒端に積重ねて風乾し置くのである。

簇の調製 従前多く用ひられた島田折蕨簇の使用は一度限りで頗る不經濟な上蠶が繭を作りやすい程度に高く折つて薄く擴げると倒れる倒れない程度に厚く建ると繭する場所が少く型付繭や玉繭等が多く其の上上簇の多忙期に際し巧みに處理するには相當の技術を要するのみならず時間も徒らに費へ蕨抜にも不便である故に將來は万年簇の如き細繩又は蕨二三本をU字形に結び付けたる折疊自由自在なる簇を調製すれば少くとも五七年間は永續し而も仕事は速く倒れる患は少しもなく營繭場所が多いから殆んど飼育場所の上簇も出來玉屑繭は比較的少く蕨抜きも早く出來、繭質改良も行はれて高價に取引され使用後は灰汁抜き毛羽寄せを兼て一夜清水に浸して洗ひ上げ乾燥後折疊みて保存する調製上には多少手間を要するが材料蕨手間等は自家用で事足る農閑期を利用して擧つて調製すべきである。

桑樹梢頭の伐採り 前年晩秋に伸長せる梢は充實せないものである之を放置すれば發芽に際し著しく樹勢を徒消する故に桑園全部に亘り各梢頭の柔軟部畢竟折り曲げてベシンと折れる位迄は遠慮なく伐り去り樹勢の保蓄を圖り收葉量の増加と桑質の充實に努められたい。

接穂の採收保護 接穂の選定は最も大事で之によりて育苗の成否は別れると云てもよい故に穂木は成べく秋蠶

に摘葉せない桑園中から充實せる適度の太さを有する穂木を選んで伐り採り地下室又は乾燥せる涼冷な室内に乾いた細砂を以て埋藏し置き使用に隨ひ順次取り出し接穂に供する準備を爲すべきである。

接木の施術 本月より來月へ懸け接木をする接木法には種々あるも要は穂木と砧木の形成層相互を密接癒合せしむるにあるだから穂木と砧木の太さは成べく均衡を得せしめるがよい施術は穂木を二三芽付見當に剪定缺で切り頂芽の裏面上部から芽の上端へ斜に馬蹄形に切り詰め下部は頂芽の反對側寸餘へ亘りて表皮を削り形成層を顯し裏面より馬蹄形に切り詰め砧木は根部の上端寸餘を残して切り去り接穂の下部同様形成層を顯し上端裏面より馬蹄形に切り詰め双互形成部を密着せしめて折葉又は七鳥蘭にて捲き束ねて手術を終る此際砧木の強弱實質により上中下に區別し約二十本づつを結束し根の先端を切り揃へ穂木同様に伏せ置き春暖を待つて苗圃に移植するのである。

三 月

接苗の移植 苗圃の適否は育苗上至大の關係を以て居る場所は四方開潤日光空氣の透過良しく土質は地盤の適度なる砂質壤土で有機質に富みたる排水、灌溉の便なる所を選び整地は腐熟せる堆肥を反當三、四百貫全圃に撒布し表土と共に耕鋤して良く土塊を碎き巾三尺前後の高畦作りとし堅二條の植込溝を作り基肥として大豆粕粉へ木灰を交へて溝土と混し砧木の強弱別により四、五寸距離に親切に根を割きて直立に植へ込み頂芽の地表に現るゝ程度に盛土し後細砂を以て頂芽の隠くるゝ迄覆ふて置けば芽の乾涸を防ぐと共に地蠶等の被害を免る事が出来る此際別に丈夫な苗木の若干は補植用として密植假伏を行い置くべきものである。



桑苗の植込み 方法としては整地の際設け置きたる畦溝を板鍬でさらへ溝底へは腐熟せる堆肥を三百貫(一反歩)前後を撒して耕土を覆い植付部は△形に盛り土して地拵へを爲し苗木は鬚根を切り去り主根の先端を適度に切り詰め根の交叉を糺して苗拵へを行ひ植付には△形の頂點に主根を北方に傾斜地は上方向け根配りをし周圍より表土を盛り懸け主軸を軽く動搖して根の間隙へ細土を行わたらせ兩脚にて踏み定着せしめ粉末せる大豆粕に木灰又は過磷酸石灰少許を混じたる基肥を一合計り撒布し耕土を寄せ懸け地均しをする植付終つたならば冬植のものと共に地表二三芽を残して成べく頂芽の裏面より切口が南面に向ふべく馬蹄形に切り詰め株の周圍には柴草又は切藁を撒らして新芽に泥土の附着せぬ様注意すべきである

桑の株定め 前年新植せし桑樹は未だ株作りが出来て居ない故に仕立方の如何により地上適度の高さに切り詰め丈夫な新芽を發生せしめて所謂株作りをせねばならぬ然るに多くの養蠶家は一番大切な此株作りを行はずして二年目早々貧弱なる桑條の桑葉を目的に春蠶飼育をなし收葉後株定めをするから夏芽の發生せぬもの又發芽するも樹勢衰へ案外不出來の桑園となる場合が多い此株定めを春彼岸前に行へば各株共發芽は宜しく丈夫な新梢が出揃ひ桑園の面目を一新する計りか初秋から晩秋蠶へ亘りて收葉量は著しく増加して春蠶收葉のものに比すると累算上頗る有利な上に翌年春蠶の收葉は又々多量となり桑園の繁茂は請合ひである

桑園の芽出し肥料の施與 人糞尿又は硫酸(三貫匁)等の速効肥料を汚水にて適宜に稀釋し株間毎に一杓づゝ施し直に畦間の盛土を崩し地均を兼ねて覆土し切り藁柴草等を株間に撒し泥桑の豫防をなし結束を解きて條の交叉を正し發芽を待つ若し晩霜の虞ある地方は相當發芽する迄結束の儘に放置すれば被害程度を減じ得るもので

ある

春刈桑園の實施 夏秋蠶専用桑園又は初秋稚蠶用桑或は荒廢桑園の若返り目的の爲めには彼岸前に刈り採り堆肥等を多く耕し込み尙速効肥料を與へて發芽の旺盛を助長する事は最も緊要である

病害蟲の防除 發芽前より蠢動して桑芽を害するエダシヤクトリ、キンケムシ、ヒメゾームシ等が擴がりて被害をするから數回桑園を巡視して捕殺せないと一芽を侵されても五齡桑の十葉に相當するから捕殺すべきである

四 月

蠶室蠶具の洗滌消毒 飼育前には蠶室を清潔に掃除洗滌をなし火爐の安全なりや否やをよく吟味し不完全なる箇所は補修して置かぬと往々火事の卵となる爐灰も濕りを帯び埃りや塵も落込んで居て不潔であるからすつかり取り代へ蠶具類も清掃消毒して夫々配列整頓せしめねばならぬ

蠶種の催青 催青と云ふ事は飼育の前提として特別に取扱ひ丈夫に蠶を發生せしめねばならぬ之を催青と云ふのである此の仕事に着手する時期は其の年の氣候關係にもよるが普通は早生桑發芽して大部分燕口形を呈するの頃蠶種庫から蠶種を取出して催青するのである催青室としては温湿度の調節の容易な成べき狭き室がよい温度は七十四、五度の平進法乾濕の差は四、五度範圍で晝夜兼行保護すべく若し二、三百枚位迄の蠶種ならば行燈式の催青器に依るが便利である斯くて十日前後を経れば蠶種而著しく青綠色を帯び卵面に小黑點を現はし少數の早出蠶が孵化する之を夕方に掃き棄て掃立紙に軽く包んで保護すれば翌朝は大部分發生するから其の日の内に掃立準備の総てを整へ萬遺憾なきを期せねばならぬ



掃立の時期並に方法 近時掃立時期は兎角遅れ勝であるこれ早生桑の用意がないからでもあるが近年晩々秋蠶の飼育が多くて秋末まで引續き桑葉を摘み取り殆んど青葉を残さぬ位であるから桑の樹勢は著しく劣る自然春の發芽も四、五日は遅れる掃立も又遅延して五齡から上籐期へ懸け入梅前の天候にて往々蒸し暑い氣候に出くはし飼育上には種々の困難を來して失敗が多く上籐することも藪質は悪くて高價に取引は出來ない其上普通農事上麥刈や田植準備等に差支へを生じて副業の本意に反する場合が多く旁々不利益を來すものである將來は晩々蠶秋の飼育は斷然廢めて早生桑園を殖やし一層掃立期を繰り上げるが安全である掃立法としては種々あるも要は蠶蠶を正確に秤りて損傷又は散逸せしめず手数と時間を省きて同一境遇の下に食桑を齊一ならしむるが肝要である通常糠掃法、打落法、網取法等が多く用ゐらる掃立時刻は蠶蠶孵化後數時間を経過し体軀整ひ食欲の起りし時がよい徒らにグヅグヅして蠶を疲勞せしめてはならない普通は午前九時から十一時頃迄の間に行へばよい糠掃法は前夕紙包せる蠶種を其儘秤量し後包紙を開き發生せる蠶兒の上に糠糠の細かきもの又は粟糠を薄く振り懸け呼出し桑にて細かに刻みたる桑葉の少量を與ふれば蠶は桑葉を慕ふて糠上に這ひ上り居並ぶから掃立紙の上に振り落し靜かに整座し後掃設、包紙量を秤りて正確なる蠶量を知るのである餉食は蠶蠶一匁に對する約四倍の剉桑を與ふればよい

打落法 前同様包紙を開き蠶種を掃立紙の上に低く罫し二人相對して蠶種を下向けとし四隅を支持して蠶種の裏面を軽く打ち叩くときは蠶蠶の総ては掃立紙の上に打ち落さるるのである後蠶蠶を秤量して蠶量を確かめ其の後は前同様の取扱を爲すのである

網掃法 此の法は多くバラ種に應用さるゝものである散種を一粒並へとしたる容器を秤量し其の上に細かき目の絲網を覆ひ發生せる蠶が網の上に出揃ふを待ち糠掃法に則り處理すればよい若し一日に出揃はずして二日間を亘るときは二夜包とする此際は温度を低めて七十度位で保護すべきである掃立後に於ては少しも油断なく一生懸命蠶本意に飼育に努め蠶兒の固性を充分發揮すべく最善の注意を拂ふべきものである

桑葉採收の順序 桑葉の摘入れは蠶の發育に従ひ早生桑中芯葉の發育が止つた所謂出開き蝶々葉より硬軟の度を見計ひ摘採して行けば始終蠶に適したる桑葉を得やすく葉質も充實して居るから蠶も丈夫に育つが餘り硬化したる桑葉は蠶を不揃ならしめ又餘り軟かいと水分が多くて滋養分が乏しいから蠶は水太りに太るが虚弱なる故に硬軟何れに失しても宜しくない各齡共芯葉の止まつた芽を取る心組で行けば宜しい而して四眠頃尙芯葉の伸長しつゝある芽桑は桑園を見巡り摘採して置く五齡食盛り頃には蕊葉開發相當充實するから收葉量も増し蠶の爲めにも良い一舉兩得の方法である

冬作綠肥の鋤込 冬作豈科植物は本月末迄に晴天の日に引き抜き一、二日間萎凋せしめて後畦間に溝を設けて石灰(反當二十貫前後)を振り懸け埋没し夏作綠肥を其の跡へ播種すべきである

苗圃の手入れ 移植後に於ける苗圃を巡視し接ぎ外れ苗は引き抜き之に貯藏穂木を再嫁し別に伏込み其の跡へは豫て假伏せる良苗を補植し砧芽の叢出するものは竹篋等で靜かに搔き去り雜草を耘り地蠶等の害蟲を捕殺し苗木をして均齊に發育せしむるのである

凍害豫防 山間部其の他別れ霜の凍害ある方面では地方測候所と連絡を取りて燻煙又は撒水等の方法により共



同的に防除せねばならぬ

稚蠶の共同飼育 一、二齡間蠶兒の取扱ひは最も大切である假令ば乳兒を哺育すると同様之を合理的に取扱へば頗る丈夫で元氣よく立派に育つて呉るゝが萬一不完全な取扱ひを爲すときは幾何丈夫な素質のものでも自然虚弱となるが如く蠶にありても又同様此の稚蠶飼育が最も大切で一朝不合理なる飼育を爲さんか三齡頃から異状を來しておいゝ病蠶續出擧つて失敗を招くものである故に稚蠶飼育は特別注意して蠶本意に世話すべきものであるに拘らず之を地方の實際に徴するに往々此の決心を欠ぎ漫然不完全極る稚蠶飼育場で而も烏合的集團の下に形式組合飼育をさるゝ誤連中が多く控室には碁將棋盤火鉢には煙草の吹殻山を爲し押入からは一升徳利が轉げ出す室も廊下も埃りだらけ爐からは豆の皮が燻る氣拔窓には蜘蛛が綱張る体裁で秩序も作法もあつたものではない蠶のかの字も忘れて仕舞ひ各自勝手な氣焔を吐き後家や娘の噂さに花が咲き隣り近所の蔭口批評に時間は費され夜分は蠶室を見向もせず一杯氣嫌でグツスリ寝込み夜明の寒さに蒲團を被りて朝寢はする蠶は寢よが起りよが頓着なく給桑よりか自分の食事を急ぐ偶々蠶の世話と來ては評定理窟に時機遅れ所謂船頭多くて船山へ登るの流義であるから自然完全な稚蠶飼育が出來やう道理はない斯様な目に合つた蠶こそ頗る迷惑千萬分配する頃迄は蠶が小さいから素人目には見付かるまいが何んぞなく蠶が汚れ色して汚へては居らぬ舉動は亦不活潑で元氣がない桑の喰ひ振りも良しくない蠶の体は透ひて來る眠除を取つても中々眠らぬ責桑度々蠶は埋まる蠶沙は乾かぬ眠中は長い遅れ蠶這ひ出す起除沙取るのには眠り蠶二日目頃から縮んだ蠶や空頭蠶尻細り蠶も現れるサア事だ飼育者は氣が氣でない家族打寄り心配し初む隣り近所へ斥候を出す何れの家も似

たり寄つたり同一運命俄かに騒ぎは大きくなりて郡役所や縣廳へ使者が立つ組合員は總集會最早コウなつては見込はない結極深夜人静まつて蠶は荷ひ出されお念佛と共に川へ御陀佛此種の蠶こそ眞に可愛想(川へ葬)である楮此の始末は何となる再三組合會を開きて畢竟前のは蠶種が弱かつたイヤ買入れの方位が良くない今度は蠶種家を代へて飼ひ易い種を求めて失敗を取り返そうと電報電話で照會する今更優良種の有りそうな道理はないポロ種を後掃追掃と來る季節外れの飼育とて亦々失敗は必定一事が萬事で蠶は外れる農事は手遅れ桑の刈込みも遅れるから夏芽の發育は宜くない初秋蠶も面白く行かぬ晩秋も其の通り晩々秋蠶と掃くは掃くは蠶は殆んど休みなしに飼育するが繭の取れた例なし之こそ誠の養蠶家で一家の没落は請け合ひである斯様な似て非なる共同稚蠶飼育は鵜の眞似をする鴉同様到底成効する見込はない寧ろ各自勝手に個人飼育が害毒を廣く流さぬ丈けでも安全である

眞の共同稚蠶飼育 誠の稚蠶飼育組合とは蠶本意に合理的に遂行し得べき責任ある擔當者あり其の下には仕事に馴れた少人數の助手ありて始めて完全なる飼育が行ひ得らるゝもので設備費にありても飼育上の雜費にありても人手間も共に節約が出來て養蠶經營上利益する所が多いから一般に行はるゝものである故に條件としては適當なる擔當者を得る事、稚蠶飼育に適せる設備を有する事、稚蠶用桑園を有する事、組合員相互間は勿論其の家族に至る迄融和せる事等の條件を具備するにあらざれば成果を收むる事は出來ないものである先づ氣心の良く知れ合つた隣り近所の四、五名が最寄りゝで組合つて以上の條件を完備せしめて實行さるゝ様努むるが一番大切である



飼育の真髓 飼育方法としては種々あるも歸する處は蠶の性状に應じて其の本能を發揮せしむること共に収益を多からしむるにある近時物價騰貴に基く經營難より自然冗費を省くべく雜多なる飼育法を宣傳し養蠶家の好奇心に訴へ得意とする者があつて之れ等の人は何れも長所をのみ吹聴して其の反面たる缺點を示さぬものであるから養蠶家は往々早呑み込みを爲して誤解を生し容易に取り返しの付かない失敗を招く連中も少くない何事にも裏表のある世の中令欄の裏は決して立派なものでない此の點を御承知の上彼の飼育標準表や寒暖計時計等に使はれたり或は譯も分らぬ天狗連れの差圖や批評に迷ふてはならない決して人事ではない事苟しくも忽ち自家の經濟に影響する養蠶事業であるではないか

春蠶飼育法 飼育の主要は本書第三項列記せる事項に則り充分緊張して専念飼育に従事し豐作を期せねばならぬ農家の施設すべき業務上養蠶の失敗位面目ないものはない第一家計が立たない一家の平和は紊れ隣り近所や親類へ對し合す顔がない其上病毒は蔓延する等各方面に影響するものであるから深甚の注意をして家族全体大いに努力せられたい世の中には呑氣な自惚天狗連が多く飼育上の怠慢より不作を來しながら氣候や蠶種や組合幹部等へ罪を轉化し自己の實力を顧みない輩もないではない今後は蠶期に臨めば新規に養蠶を初めた時の心地で緊張一番飼育に熱中せられたいものである

上簇改良の必要な所以 元來養蠶經營の骨子なるものは蠶を丈夫に育て立派な繭を多く獲り値段よく取引の出來得る繭を多量に揃へなくてはならない即ち前にも記した如く上簇後は片時も早く火力を利用し、換氣、

排濕、補温に努め玉拔法も行ひ飽くまで冴へたる精繭を收むる事である冴へたる繭でなくては解舒は良くない解舒が良くなければ絲量が出ない絲量が出なければ繭價は廉い繭價が低くては養蠶の利益は薄い假に春の生繭百匁に付絲量十匁の繭も十三匁止りの繭も繭層量に於ては大差はない然るに繰絲して見ると三匁以上の差を生ずるは何故か畢竟繭の解舒の良否に基くもので繭色の冴へたるものは解舒良好で之に反する繭は解舒不良である俗には<sup>〇</sup>が良<sup>〇</sup>が悪い悪いと云ふは爰のことである試みに精繭十貫匁の生産費を九拾圓とせんか絲量百懸け相場とすれば前者は百匁後者は百參拾圓の繭價となる僅か生繭百匁に對し金額將さに參拾錢の値開きである夫れ故純益の點から云ふならば絲量十匁止りの繭四十貫匁を獲るのと後者の十三匁止りの繭を十貫匁獲るのと經濟上純益の點に於ては敢へて變らぬ養蠶は何も見榮や体裁や荷嵩を自慢で經營すべきものではない要は實益本位に經營すべきものであるから上簇の改良は是非とも實行し純利を多く收むるやう勉めなければならぬ

繭の選別と取引 今日迄行はれて居た繭の取引法なるものは頗る不合理なものであつた自然之が爲めに上簇後の注意も忽かになる繭の搔取り時期も急いで未だ蛹に固らない間に搔き取り搬出して法律の制裁を受け或は繭選別も不忠實で玉繭や型付繭は無論の事甚だしきに至つては腐爛せる薄皮死籠り繭迄も混入して受渡をしようとするから肉眼の拜見は頗る悪くなる値段は廉い見本繭と總荷受渡繭とは著しく相違して取引上苦情百出之が談判には双方殆んど喧嘩腰で口角泡を飛ばして罵り合ひ互にまづい想ひを爲した上更らに生産者たる養蠶家も需用者たる製絲家も不平ダラ／＼的であるから毎年極まつた常得意のあらふ筈はなく昨年は甲へ今年は乙へと恰も娼婦の相手を選ばざると同様毎年繭賣時期には暗闘を繰り返す馬鹿らしき誠に不都合極る取引法と云はねば



ならぬ彼の仙台萩の千松ではないが千年萬年待つたごとく何んの繭質の改良使りはあるまい寧ろ悪變する一方で到底繭質改善は望まれないものである

繭の正量取引 今日迄の繭取引の實際を見るに誠意遺憾な點が多い即ち良い繭と悪い繭との値開きは僅かに三五錢で中には値開きのない平均取引もある然るに實際試験線の成績に依れば僅か百匁の生繭で四拾錢餘の値開きを見て居る位である此値開きを正確に知る方法としては正量取引より外にはないのである此方法は讀で字の如く取引は組合を單位として契約を結び繭受渡しの際總荷の繭から凡そ百分の一見當の數量を双方立會の上公平に採り容器に封入し之を乾燥した後相互立會試験線を行し生繭百匁に對する生絲量並に生絲十匁に對する繰絲時間等を精査し繭價を算出して掛けを極めるのである取引方法としては之れを三種に別ち取引當時、三ヶ月棚六ヶ月棚或は委託法に依り毎月平均繰價を基礎として最優等格を標準で掛値を協定し價格を定むる方法で謂はば立會の上で繭に正札を附け取引を爲すもので決して一方の利益が一方の不利となる様な不都合は起らぬものである即ち賣つて喜び買つて喜ぶ取引法と謂ねばならぬ此取引が普及すれば蠶種の統一も養蠶法の改良も繭質の改善も容易に行はれ養蠶家も製絲家も共に有利に經營され相互の連繫も保たれて所謂共榮共存の實果を收むる計りか農村は之が爲めに勤勉、忍耐、向上、信用等の美風が生ずる誠に結構なる取引法と云はねばならぬ然るに利益本位の製絲家は動もすれば組合員の二、三有力者を抱き込み個人に有利な條件を附して僅かの繭を實價以上の高價に買入れ他の大部分養蠶者の生産せる多量の繭を安價に取引せんとするが如き奸策を講ずる者があれば看貫を誤魔化す等顯ゆる策を弄して養蠶家を瞞着せんとする不正商人の多い世の中充分此等の點に警

戒されて折角數十日に亘り寢食を忘れ汗の結晶で得たる處の繭を取引するに當つてウツカリ爲されぬ様吳々も御注意の上安全なる取引即ち信用を基礎とする正量取引に據られたい  
尙ほ爰に上簇改良宣傳ポスターとして次の如き俗語を作り養蠶家の注意を促して置く次第である何うか充分御洞察の上汎く御利用あらん事を望む

### 上簇改良指針



立派な蠶も上簇一つお金に成る繭成らぬ繭



薄く擴げて倒れぬ簇中でまばらに出來た繭  
上簇を濟せば直ちに補温換氣排濕された繭  
上簇を氣抜くは直ちに補温換氣排濕された繭  
上簇を二日濡れぬれば氣流を圍つて呉れた繭  
色白けりや七難かす誰れにも好かる繭  
上簇室には氣抜くを明けろ火の利用で白い繭  
繭の掻取りは七日以上後へ賣りましょ村の繭  
選繭の親切品位も上る揃へて賣りましょ村の繭  
家内仲善く笑ふて暮す様なお内に出來た繭  
桑葉もろく／＼呉れずに置いて干上げ上簇した繭  
簇は倒れ／＼熱蠶多く容れて出來たる歪み繭  
納屋や土間に上簇して平氣で居らるゝ内の繭  
氣抜き切り燻も無い様な室で作つて貰ふた繭  
濡れた蠶を其の儘部屋で自然干した内の繭  
室を締め切り透き風容れぬ様なお部屋に出來た繭  
繭層厚くも手觸り硬く艶の揃はぬ様な繭  
大きな喧嘩はされぬ迄も始終ゴタツク内の繭



桑樹の刈採り並に肥培 早生桑は發芽が早い爲に稚蠶飼育用に適するものである夫れだけ秋末發育停止も亦早い故に新梢の發育を期せんには早生桑は三齡迄の間に刈採り早く發芽を促すべきものであるにも拘らず近慾な養蠶家は早生桑の蕊葉を何時迄も残して收葉を圖らんとするが如きは間違ひの大なるものだ中生、晩生桑も同様蠶齡に應じて摘採し一日も早く刈採り直ちに耕鋤を行ひ肥料を與へて夏芽の發芽伸長を圖らねばならぬが往々多忙の爲めに此手入れが遅れ勝となり桑園をして草園ならしむるが普通である桑園を立派に作る秘訣は此の夏芽の伸長を助長する否とにある即ち「桑園の興廢は此の一戦にあり」とも謂ふべきものである又萎縮病の多き桑園では此刈採りの際一、二條を残して當分同化呼吸の兩作用を扶ければ被害程度を薄からしむるものである尙刈取つた桑の枝條中には左の如き澤山の肥料成分を含んで居る貴重なるものである

水分 二二、三八

窒素 〇、四九九

磷酸 〇、〇八二

加里 〇、三四八

即ち桑條百分中これ丈けの成分を有して居るにも拘らず多くの養蠶家は薪代用としたり或は畑の土手に腐朽せしめたりして顧みない誠に勿体ない話である今後は刈取り勿々生木の間に押し切りで五六寸前後にザク／＼断ち切り桑園畦間の肩へ溝を設けて其の中へ伏せ込み蠶沙も共々埋没すれば結構な肥しとなる計りか土地には有機成分を増して理學的の改造も行はれ早魃にも罹らねば肥料成分の保蓄力も増して肥え落ちも少くなる而も伏せ込んだ桑の軸は夏季の温湿度に遭つて殆んど腐熟し秋末耕耘の際には僅かに太軸のみ残つて居るに過ぎぬから耕作上敢て差支へは認めない然るに農家の癖として肥料は高い金を出したる所謂命肥へでなくては利かぬやうに想ふて居る考へても見よ年々桑園からは何百貫と云ふ桑葉を採りて蠶を飼ひ蠶沙は無意味に堆積して窒

素に富める臭氣をブン／＼空氣中へ發散せしめた上出し殻として稻田へ施し數百貫の桑條は風呂焚用として焼き棄てる此の代用としては僅かに二三十貫前後の金肥に過ぎない之れでは桑園の瘠せ衰ふるも無理はない其の証據に桑園新設後五六ヶ年間は相當繁茂するが年代が立てば立つ程桑園の出來榮へは悪くなる此の點を顧みて精々桑條利用をすべきである

蠶沙の處理 蠶沙蠶糞中には多大の肥料成分を含有して居るが養蠶家は往々之を無視して放任し自然蒸熱を醸し肥効分を發散せしめ所謂出し殻の白黴を生せしむるが普通である養蠶家としてはお金を出した肥料でなくては利かないやう思ひ自分の内に出來たるもので如何に價値有るものも尊重せぬ弊がある誠に困つたものである今後は蠶沙中へは過燐酸石灰を少許づゝ振り掛け少許づゝ順次堆積するか或は出來るに従ひ液肥溜中へ投じて肥効分の保蓄に盡し精々利用すべきものである

病蟲害の處理 飼育中或は簇中の病斃蠶死籠繭中には病原微生物又は蠶蛆の寄生を受けて居るものが多い故に消毒容器中へ投入するか又は液肥溜へ容れて死滅せしめ蠶室蠶具は養蠶終了と共に消毒を行ひ菰蔴類は一夜流水中に浸漬してアク抜きをなし清洗して日光に曝露し乾燥、消毒して保存すべきものである

桑園に於てはヒメゾームシ、カタツムリ、ナメクジ等の被害が多い時々桑園を巡視して捕殺せねばならぬヒメゾームシの驅除は早朝又は曇天の日に小桶中に粘土を拵へ棒先きへ泥土を附着して桑株に登り居る蟲を軽く押へて粘着せしめ順次泥土の中へ挿込み捕殺すべきである

六月



春蠶結末の處理 前月分の殘行事を踏襲して遺漏なきを期すべく屑繭は成べく自家に於て整理するが利益である便宜乾繭の上適當に保管して農閑期に繰絲又は眞綿等に調製し自家用に供するがよい

桑實の採收播下 五月末より本月へ懸け桑の實は熟して紫黒色となつたものを採收し能く揉み碎き米糠又は乾土と混じり苗圃は三月行事の接苗圃と同様地拵へを爲し之れに平蒔又は筋播とする多量の種子を採集するには水中にて揉み碎き沈下せる種子を蔭乾とする市中販賣せる種子中には往々古種を混じたり或は充實せざる種を混交して發芽歩合の悪いものもあるから播種前發芽歩合を確かむるが安全である裸種を播種するには種を水で潤しつゝ煮り麥粉を振り懸けて攪拌すれば漸次種子に粉を被りて白く太くなり播くのに都合がよい一反歩に對し種子は一升乃至二升で充分だ播種し終れば平鋤で軽く壓均し篩にて細砂を薄く振り懸け覆土し地表一、二寸を離れて麥稈又は菰炭俵の如きもので日覆を設け日光の直射と雨滴の點下を防ぎ乾燥すれば溝中へ灌水する斯くて十日前後を経れば發芽する大体出揃へたら夕方に日覆を取去り夜露朝露を受けしむれば日射に耐ゆる力が強くなる斯くて密生せる部分は順次間引を行ふ先づ最初の一、二回程は就中丈夫な苗木を引去り徒長苗の出來ぬ様にし三回以上は虚弱な苗木と殊更太き苗木を引抜全圃平均の樹力を以て苗木のみ仕立つる心組が大事である初心の者は兎角此間引を充分にして置かないから密植に過ぎ貧弱な苗木となり砧木の上等品が少くなる思ひ切り粗く株と株の距離を二、三寸距離に間引雜草は生ずるに従ひ早く引去り旱害の虞あれば灌水すべきである

綠肥の埋没と播種、春播綠肥は桑條刈取り後急に繁茂するから四月行事冬作綠肥と同様の處理をなし植付一、二年の桑園へは更らに夏播綠肥を隔畦に播下すれば利益の多いものである

蠶種の豫約 今後の製絲は養蠶家並に蠶種家と聯繫を保つて恰も親子のやうな密接の關係柄で經營しなくては立ち行かない即ち優良生絲の產出には統一せる優良な原料繭を求めねばならぬ統一せる優良繭の產出には飼育の巧拙にも依るが先づ優良蠶種の統一がなくてはならぬ畢竟製絲家は善き親となりて子たる蠶種家を指導し素質強健の優良蠶種を製造せしめこれを養蠶家に提供して飼育上の訓練を與へて教導し優良繭の生産に努めねばならない亦子たる養蠶家も蠶種家も其の親に仕へる如く此の眞心に感應して善き子が善き親の教へに従ふ如く互に義務と責任を守り合ひ相親しみ相和らぎ以て相互の利益を尊重し親子が一家團樂の喜びを得るやうにならねばならぬ此精神に基いて蠶種の豫約は先づ常得意とする製絲家へ交渉し其の指定に依つて發動するが安全第一である

桑園夏芽の淘汰 刈取り後の新芽は叢出するものである其儘放つて置くは貧弱な新梢となるから成べく早く樹力旺盛なる新芽を適當に按配して殘し置き他の劣弱なる芽を掻き去り芽定めを爲し、新芽の充實を圖らねばならぬ

苗圃の手入 入梅季以前に必ず接木、實播の苗圃に手入れを爲し雜草を去り薄き液肥を追肥として施し溝邊の土を畦肩迄掛け上げ苗木の發育を扶けねばならぬ

貯金と慰勞 繭取引終了と共に養蠶家の懐には一時纏つた多額の金錢が流れ込む關係上主人公も兎角金使が荒くなり奢多贅澤に流れ易く家族も亦之を見習ひ生活程度も自然向上して往々悪い習慣が付きやすいものである之等の點を充分考慮して收入金の百分の一たる所謂百一貯金或は一圓以上に取り引したる差金即ち圓上貯金又は



組合の規約貯金御初穂貯金等に宛て、備荒用とし萬一不作せる場合の均需用に供し家族は老幼婦女召使に至る迄金錢又は物品を以て應分の慰勞を爲すべきである然るときは一家全員擧つて協力緊張し次期の養蠶よりは大いに精神的の結合と活動を來して萬事に好影響を齎し福の神は自然舞ひ込む、何うか各位は此精神に則り吳々も實行あらんことを望む

## 七月

稚蠶用桑の作り方 春蠶に早生桑の必用なる如く秋蠶にも稚蠶用桑を作つて貰ひたい桑の種類は早生桑又は魯桑系の實生桑の如き發芽力旺盛なるものを春刈又は春期稚蠶飼育に充て、早く刈り取つた夏芽を利用するのである其の方法は秋蠶掃立約半月晚秋蠶なれば二十日程前に新梢を四五寸計り摘蕊して以下の葉は全部葉柄を残して摘み去り裸坊主にして置く時は各腋芽を萌出して掃立當時には四五葉開いた硬軟適當なる所の春蠶と同様な掃立芽桑を穫る事が容易に出來て稚蠶飼育を完全に行ひ得る計りか全芽育も出來る又普通桑園の幼桑を摘まぬから桑園の出來榮へは良い僅かの芽桑用桑園を犠牲とすれば以上の如き各種の利益を收むる事が出來而も秋蠶稚蠶飼育を安全にして不作の憂目を免るゝ事が出來る誠に一舉三徳の方法と謂はねばならぬ

蠶室蠶具の準備 蠶室は春蠶と違て成べく涼しい室が良い早く云へば晝寢して心地よい室である涼しいと云ふ事を間違へて風の吹き通す室等で飼ふものもある荒風が吹ば給桑が早く萎れる蠶座は乾き過ぎて蠶体からは發散作用が早くなる之では生理を害する計りか榮養不足に陥り失敗を招く事となる涼しいとは低温の事で秋蠶は風で飼へ等とは以ての外である吳々も間違はない様に警告して置く

初秋蠶は何分暑氣の激しい時候であるから低温にする手段が大切である、其方法としては日表には菰なり青柴なり笹竹等にて軒端に日覆をなし、瓦屋根ならば其上にも日覆をして日射熱を緩和し屋上棟近く氣抜用のトン圓筒を適度に設けて室内に鬱滞せる悪い空氣を上昇せしめて自然通氣を生せしめ氣持よき室内で飼育するに限る

蠶具類は申すに及ばず蠶室も飼育前には綺麗に大掃除を爲し良く洗ひ清め蠶具は一夜流れ水に浸して春蠶期のアク抜を行ひ炎天に曝して裏表からよく乾し清潔と消毒を兼ねて行ひ簇の如きも早くから折つて措かないと充分クセが付かぬ上簇間際に折簇を拵へるが如きは恰も盗人を見て繩を縛ふと同様に立たぬ計りか之れが爲め簇は倒れる玉繭は多くなる繭型は崩れる歪み繭は出來る層繭作りの名人で上繭作りの下手人と云はねばならない

桑園の肥培 刈取後與へた肥料も分解して漸次肥効も乏しくなつて來るから更らに追肥として速効的肥料を與へ充分なる成育を圖らねばならぬ然るに近慾な養蠶家は此の大事の點を考へず桑の樹や株を太らさずして貧弱な夏芽に向つて初秋蠶より晚秋蠶晩々秋蠶迄も追掃して桑葉は採れる丈慘酷に摘み荒し寒肥さへもロク／＼與へず放つて措いて春蠶飼育前となり俄に周章て、無理算段の下に速効肥料を買ひ入れ瘠せ桑に向つて濃厚肥料の力で收葉量を獲んと望むが如きは恰も瘠馬に重荷的で病後徴兵滴齡者に向つて不日徴兵検査日である甲種合格熱望上体質保健を圖る急施として俄かに牛肉や鶏卵の滋養分を飽食せしむると同様健康處か却つて食滯の爲めに胃腸を毀し急性腸胃カタルとなり一層衰弱の上塗りとなり終に死期を早むると同様桑にあつては肥効強き



爲めに新芽の充實が悪いから蠶の不作は受合ひ刈後の切り口からは樹液流出夥だしくて發芽を沮止しお負けに萎縮病に罹り桑園も養蠶も臺なしにして仕舞ふが落ちである何うか此道理を能く飲み込み桑を作るには良く太り良く伸びる此の時季を外さぬ様に追肥をしつかり與へ株間へ土寄せを爲し所謂土用布子を着せて桑を太く長く作つて置きさへすれば秋蠶晩秋蠶へ引續き收葉量も多く相當充實した桑葉で蠶を飼ふから不作の心配もなく亦翌春無理な芽出し肥料を澤山與へなくとも發芽は旺盛で充實も早いから春蠶は飼ひやすく又樹が丈夫であるから收葉量も増して來る之れこそ眞に養蠶經營の趣旨に適つた桑園管理法と謂ふべきものである

桑苗圃の管理 接木又は實生苗圃を見巡りて雜草を削り太り過ぎる見込の苗は及物で根廻しを行い其の發育を阻止し全体へ追肥を施し根元へ土寄せをして風害を防ぎ一般桑園に於る害蟲たる天牛、金龜蟲等の被害は防除すべきである

初秋蠶掃立期の繰下げ 氣早速中は本月下旬から八月勿々掃立る者がある之等は大体失敗に終る何故ならば飼料たる桑葉は夏芽の伸びたるものであつて多くは柔軟に過ぎて居る其上盛夏土用中であるから高温蒸熱の氣候が多い自然飼育も困難である故に今後は成べく此季を避けて八月五日頃から十日頃迄に繰り下げして飼育をするが安全である

蠶種の保護と催青 皆さんは春蠶は保護じや催青じやと大騒ぎを爲さるゝが秋蠶種となる迄殆んど何等の手當を行はずして放任する春蠶の如き丈夫な種を氣候の良い時期に而も良い桑を以て飼育する夫に於てさへ注意周到寝ず番を付けてヤレ温度が何う湿度が何う空氣の流通が如何等と深甚の手當を爲すに拘らず秋蠶種の如き人工的に無理の當つて居る種を氣候の悪い盛夏の時期に桑葉も又夏芽の滋養分乏しき飼料で育てねばならぬものを放任して顧ないと言ふ道理に外れた取扱はあるまい之れでは秋蠶と味噌汁の當らないのも無理はない

先づ蠶種は種庫より取り出した最初二三日間は六十五度乃至七十度の低温中に保護する従つて運搬するにも朝夕夜間の如き温度の低い間を選んで迅速にする遠方から郵便等で取り寄せるが如きは大の禁物である到着したらば早速催青に移る

催青室の温度は七十五度から八十度の間でうまく調節せねばならぬ八十度を昇る場合は土藏とか横穴とか或は井戸の中とかを豫め寒暖計で測定して八十度以下の場所へ移し夕方室内が八十度を下れば亦室内へ移す夜中等で七十五度を降る場合は温度を加へて目的温度に達せしむるものである斯くの如く毎日親切に催青すれば十日目位に發生する一日に出揃はぬが普通であるから二日なり三日に亘つて毎日掃立るがよい二夜伏等は禁物である早掃の蠶は紙に包んで低温の處に保護して翌日分と一緒に飼育しても良い斯る手段は一々養蠶家で出来るものではない是非最寄り／＼で組合を設けて共同的にシツカリ遣つて貰ひたい之が所謂秋蠶種に對する合理的の催青法である

秋蠶催青試験成績表 蠶量一匁ニ對シ

| 種別  | 項目 | 收量  | 瓶   | 升    | 絲    | 長 | 織 | 度 |
|-----|----|-----|-----|------|------|---|---|---|
| 合理的 | 催青 | 三、四 | 一、六 | 六、三〇 | 二、八六 |   |   |   |
| 天然  | 催青 | 二、七 | 一、七 | 六、二四 | 二、八六 |   |   |   |



秋蠶飼育法 本書第三飼育編に準じて緊張し萬全の注意を拂つて飼育に勤勞すべく春蠶に比し氣候上の變動も多く蠶種交雜の形式も亦相違して居る故に充分の努力を拂はねばならぬ

掃立と處置法 秋蠶掃立は催青法で述べて置いた如く二夜包みはよくない否一夜包みさへも良くない掃立の早朝四、五時頃に軽く紙包とし九時から十一時頃迄の間に手早く掃立て最初の給桑は細かく刻んで與へる事は敢て春蠶と變らない近頃の秋蠶種は冷蔵浸酸種とて春期製造のものであるから蠶量が多い一枚から一匁五六分も出る故に蠶量を正確に計つて置いて席の擴げ方、桑の量も亦蠶量に應じて處置せねばならぬ然るに一枚からは蠶量一匁位である等と目分量で處理するから稚蠶中に稠座となり給桑之に伴はず遂に榮養不良に陥り壯蠶となりて各種の病蠶を出して失敗をする者が多い之等の人は稚蠶中を平氣で養ひ壯蠶となつて心配する所謂貧乏神の常宿たる人である

秋蠶種の特性 總て交雜種は兩親系の何れよりも經過は早い特性を有して居るのみならず蠶体量の太り方も又交雜種に多き特性を有して居るから此性質に應じて飼育上の注意をしないと失敗に陥るものである一口に秋蠶種と唱ふるも其の内容は品種の組合せに依りて著しく相異なるのみならず更らに越年せる風穴種或は春期製造せる冷蔵浸酸種又は普通浸酸種等頗る雜多のものである故に飼育者は地方風土の關係や自己技術の巧拙萬般に互りて適種を選定し能く蠶種固有の特性を心得て虫質の本能を發揮する様發育すべきものである

秋蠶原種ト交雜種ノ飼育經過比較表

| 種別     | 項目    | 對 眠  |      |      |      |      | 計    | 對 眠  |      |     |      |     | 計 |
|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|-----|---|
|        |       | 一齡   | 二齡   | 三齡   | 四齡   | 五齡   |      | 一、二齡 | 三、四齡 | 五齡間 | 計    |     |   |
| 日支二化一化 | 一代交雜種 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 50.0 | 11.0 | 11.0 | 7.0 | 29.0 | 1.0 |   |
| 三化性日本種 |       | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 50.0 | 11.0 | 11.0 | 7.0 | 29.0 | 1.0 |   |

此表の示すが如く掛合種は一二齡間に約半日三四齡間に一日五齡に七時間程進みて全齡を通して一日半餘り日数を縮する

秋蠶原種ト交雜種ノ体量比較表

| 種別     | 項目    | 對 眠  |      |      |      |      | 計    | 對 眠  |      |      |      |      | 計 |
|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---|
|        |       | 一齡   | 二齡   | 三齡   | 四齡   | 五齡   |      | 一、二齡 | 三、四齡 | 五齡間  | 計    |      |   |
| 日支二化一化 | 一代交雜種 | 30.1 | 10.1 | 10.1 | 10.1 | 10.1 | 70.5 | 10.1 | 10.1 | 10.1 | 30.3 | 10.1 |   |
| 二化性日本種 |       | 30.1 | 10.1 | 10.1 | 10.1 | 10.1 | 70.5 | 10.1 | 10.1 | 10.1 | 30.3 | 10.1 |   |

右二表の示すが如く交雜種は總て經過日数が短かい計りか体量増加は特に増大する性質を持つて居る關係上稚蠶中より三四齡の期間は出來得るだけ低温で飼育をなし發育經過を延長さすと共に榮養分に富みたる桑葉を充分飽食せしめて素質の發揮に努めて虫体を太らせて行かねばならない此呼吸さへ心得て飼育すれば不作する心配はないのである

氣候の採り方 春蠶にあつてはヤレ温度が何うの濕氣が何うのヤレ埋薪ソレ暖爐オイ練炭等と補温設備に注意し寒暖計を始終暇み詰めて養蠶さるゝに反し秋蠶期には氣候の採り方には一向注意を爲さるゝ偶々寒暖計を覗かるゝは晝寝上りに今日は暑かつた筈だ九十五度に昇つて居るから等と最高温度の標準にさるゝ位が關の山で



秋蠶飼育に寒暖計を利用せらるゝ養蠶家は至つて少ない之では秋蠶の當らぬのも無理はない今年からは大々的に改良して春蠶以上に注意して第一温度の高低を緩和すべく日中高温を避ける爲めには朝九時頃より夕方七時頃迄日表の雨戸を締切り日裏の障子を隙かして室内を低温とし夜中七十度を降るが如き場合は炭火補温を爲して七十度以上八十度以下の気温で育てる若し日中八十五度にも昇れば七十五度を下すべからず即ち気温高低の示差は十度以内たるべしを能く守つて育つれば過ちはない又雨天で湿氣が多い場合或は夕風で氣流の起らぬ場合等は排湿換氣の目的で爐中に炭火を埋めて氣持ちの良い氣候を作つて遣れば蠶は丈夫に育つて失敗の憂はないものである秋蠶に限り天候委せに放つて置いてよいと云ふ理由は少しもないものである

稚蠶の飼育 秋蠶は通常高温期に掃立蠶齡の進むに従ひ気温は漸落する丁度春蠶と反對の氣候であるから此心得で飼育して貰ひたい温度が高ければ高い程蠶の経過は早い尙二化性の交雜特性として一層経過は早い之に應じて給桑分箱除沙等に手遅のないやう手入れをするに限る

給桑方法 稚蠶中の桑葉は軟い其上刈桑する温度は高いから蠶は進む桑葉は早く萎れるツツカリすると此間に桑不足即ち榮養不良に陥らして不作の原因となる此呼吸を飲み込んで居て飼育すれば過ちはない夫れ故掃立後三回目位の給桑からは蠶の長さの三倍見當に四角又は長方形に桑葉を粗く割みて粗刈育とし日中高温で乾きの早い場合は蠶箔の上に割竹を渡して清潔な濡菰を覆ひて湿布育とすれば桑葉は凋ます温度は低くなりて都合がよい併し次回の給桑三十分程前には濡菰を去りて蠶座をザット乾かして置いて後給桑する又綺麗な濡菰を覆ひて置くこと云ふ風にすれば給桑回数も少く桑の喰込は頗る宜しく蠶は丈夫に育つ此方法は朝晩温度の低い時又は

雨天の日等は避けねばならぬ温度の高い乾く日而も稚蠶中に限るものである

除沙と分箱 秋蠶の發育経過は早いものである事が解つたならば除沙分箱も又手遅れせざる様機敏に遣つて貰ひたい知らず／＼の間に桑不足をさせるは除沙分箱の際であるボンヤリして居ると蠶は厚飼になり易いから早いに擴げて遣る除沙する時も青葉のある間に行ひ除沙した蠶箔には直ちに給桑をして棚へ挿込むと云ふ風に遣つて貰はねば桑不足をするものである又之等の作業は成べく朝夕温度の低い間に行ひ高温なる日中は避ける仕事を手速するには絲網を使用すれば一層便利である

壯蠶期の飼育 壯蠶とは三齡以後の総稱である自然各齡期に於ても夫々取扱ひを異にするが成べく三齡からは全葉育で遣つて貰ひたい刈桑すれば桑葉は早く萎れる桑不足をする事となるから三齡間は葉の小さい桑の種類を漸次齡の進むに従ひ大葉ものを與へる若し三齡間に小葉桑のない場合は粗刈育として四齡からは魯桑葉の全葉育とするがよい総じて作業は稚蠶中と同様機敏に立廻りて手遅のない様御注意が願ひたい尙日中高温乾燥の場合は朝露を摘み給桑するがよい雨天で蠶座が湿める場合は切り藁糶糠を撒布して給桑する稚蠶中は薄飼を利とするが壯蠶期には稍厚飼とする方が有利である

眠起の取扱ひ 各齡の催眠期前は喰盛りであるから給桑を多くして催眠に迫れば蠶座に薄く糠を散らして絲網を布き給桑量を稍多く懸け二回目給桑からは幾分少く懸け網入れ後二三回給桑後除沙を行ふ若し除沙後遅れ蠶のある場合は其の上へ尙絲網を懸けて引青する眠除沙後雨天曇天夜間等で蠶座の乾き悪い場合は切藁糶糠を撒らして其上に絲網の儘眠蠶を移して乾かす若し乾燥の悪い時は焚火炭火を利用して排湿すべきである三齡後



全葉育の場合でも眠除には粗判して資桑をして貰ひたい眠中と雖も低温七十度を下る場合は五六度高く補温して七十五度位とする桑付け即ち餉食は全部の蠶が起き揃ふた後給桑すべきを本意とするが不揃ひな蠶であれば幾分眠蠶があつても給桑するがよい温度高く乾燥する場合も早めに餉食する桑付け二三回の給桑は新鮮な稍軟かい桑を給桑して貰いたい

上簇並に其後の取扱 秋蠶日支交雜種は春蠶と同様同功繭歩合多く而も温度の高い時であるから上簇の注意は一層必要である普通秋蠶繭は解舒の悪い場合が多く繭層の割に絲歩は少く繰絲時間長く女工衆を苦める事が多い計りか製絲工場の損失も亦多大である之れ初秋蠶時期は温度が高く空気に濕氣を含む力が多い其上蠶は營繭を急ぎ一度に糞尿を排泄するから一層上簇室には濕氣が多くなる此中で蠶が絲を吐き繭を作るのであるから解舒の悪いのは當然である之を改良するには春蠶に於けるが如く上簇後は換氣排濕の爲に炭火を使用して室内を乾燥状態とし營繭せしめねばならない今秋蠶上簇の火力を使用せるものと天然の氣候に放任せるものとの比較試験は次の如し

|       | 温度   | 湿度   | 乾繭六十匁絲量 | 同上繰絲時間 |
|-------|------|------|---------|--------|
| 乾燥上簇區 | 八三度  | 七三度  | 1.0匁    | 1.11時  |
| 放任上簇區 | 八〇、三 | 九六、二 | 1.1匁    | 三、四八   |

右表の示す通り自然氣温より僅かに温度を三度高めて十五時間以内に菰拔を行つたが爲めに如何に利益があるか生繭百匁足らずに絲量二匁解舒時間は殆んど三倍何と驚くではないか

秋蠶の上簇は温度の高い時であるから過熱に陥り易い故に熟蠶を一々手で拾ふやうでは手遅れ勝になる成べく網取、簇取り法を講ずるがよい上簇蠶数は簇の構造にも依るが島田簇であれば尺坪當り四十頭位が適當である上簇當時は兎角蠶が暗い方へ片寄るから片明りの場合は障子を細目に明けて其外面へ荒く編みたる菰菰又は俵の綺麗なものを吊して室内を薄暗くして片寄りを防ぎ氣流を生せしむるがよい蠶が粗絲を吐いて繭構をすれば吊菰を取去り換氣排濕の爲に炭火を使用し天井氣拔は勿論屋上氣拔を全開して戸障子を細目に開いて外氣を導き努めて室内の乾燥を計るが肝要である而して最初上簇せる蠶が繭構を爲し薄皮を作る頃に春蠶上簇の注意書の如く菰抜きと玉繭拔を實行すれば繭質は向上して有利の取引が出来るものである  
繭の搔取り選別 收繭時期の早いものは蛹が傷み内染繭を生ずるから蛹体硬化後搔きとる可きもので温度八十九度前後の室であれば五日目頃から初めて六日目に終る選繭は上繭中繭死籠繭玉繭等に區別すること春蠶と敢て變らぬ特に上繭中に死籠繭の混じらぬ様注意しないと多數の上繭を汚すこととなるから春繭よりも選繭には一層忠實に努めて貰いたい

桑園の管理 晩秋稚蠶用桑の仕立方は七月行事にある通り掃立より二十日内外に處理して準備をする其の他病害蟲の驅除並に苗圃の管理等に努むる事である

九月

晩秋蠶の催青と掃立 晩秋蠶種の催青も初秋蠶同様平進法で願ひたい特に朝夕は冷氣を感じるから保温の必要がある掃立時期は氣候上の關係から成べくならば天候不良なる二百十日より二百二十日迄の間を避て十日前後



を中心として掃立つるを最も安全とする然るに多くの養蠶家は此蠶本意の掃立適期を顧みずして往々自己の御都合本意に地方秋祭りを標榜し自然掃立を急ぎ稚蠶中を不順の氣候の間に飼育するから蠶に無理が當り失敗も多いのである將來は之等の點を充分考慮して地方祭日を變更し晩秋飼育の安定を計る事にせねばならぬ

晩秋蠶飼育の特異 一般の飼育法は初秋蠶と敢て變りはないが特異とする處は季節柄晝夜温濕度の隔差が大きい即ち日中は高温で九十度を上下し夜中より曉へ懸けては六十度台に下り濕氣は温度と反比例して朝夕は殆んど飽和度に近きも日中は乾燥に過ぎて桑葉の洞洞も速かである之等温濕度の隔差が大なれば大なるだけ夫れだけ蠶兒の生理をここの虚弱に陥らしむる事となるから能く注意して此等隔差の成べく少くなるやうに努め桑葉も初秋蠶の摘残り葉で軟葉が多い故に相當充實せる桑葉を求めて飼育すべきが安全である

上簇後の注意 晩秋蠶上簇後の火力應用は一層大事である精繭中天地拔繭、片懸け繭、尖り繭等が多く出來て繭層の割合に絲量の止らぬは此種の繭が多いからである之が原因は種々あるも主なる原因は晝夜温濕度の隔差が多いからである即ち日中高温なる間は蠶は至極活潑に運動して營繭をするが夜中より朝へ懸け温度は下る自然蠶の舉動も鈍り蠶体も縮みて繭の中央部に多く吐絲をするから不完全なる繭が多く出來るのである之が爲め繭層に比して繭價は廉いのである繭價の高い繭を獲やうと思へば晝夜共温濕度の隔差を少からしむるに努力せねばならない

竹材の伐り取り 養蠶用としては棚竹又は蠶箔用として竹材の用途は多いものである季節を選ばず伐採する時は往々蝕害を受け保存に堪へぬ故に年内新材は本月中に採收し日蔭に保管すべきである

冬期綠肥の播種 桑園の畦間を耕耘して之に點播又は條播としてザードウ井ケン（反當二升）蠶豆豌豆（反當五六斗）等の荳科植物を隔畦毎に播下し過燐酸石灰（反當五貫）を肌肥に與へて成育を扶け自給綠肥の生産に努むべきである

晩々秋蠶の掃立 晩々秋蠶は成べく飼育を見合せた方が得策であるけれども諸種の事情で勢い飼育を爲さなければならぬ場合もあらふ此場合は本月十五日頃迄に掃立つるがよい餘り遅くなると桑園に休養を與へる事が出來ない即ち落葉前迄葉を摘採ると樹勢が弱くなつて翌年の春蠶に影響し發芽は遅れる收葉量は減少し充實は悪く三齡頃となつても桑園の黄色が抜けないやうな未熟な桑葉であるから飼育は頗る困難となる例年春蠶の失敗者は多く晩々秋蠶を飼育した者である其の上氣温は著しく低下するから補温の爲めに多くの炭火を要し桑葉と日子の徒消も多く相當上作を得るとしても經濟上到底引合ぬものである

十月

晩々秋蠶の處理 飼育中は養分の多い桑葉を充分飽食せしめ温濕度の隔差を少からしむべく調節して蠶を丈夫に育て上簇後は晩秋蠶以上温度に注意し天地拔繭等の出來ざる様に努め養蠶終れば蠶室蠶具を洗滌消毒を行ひ修繕を要する部分は別に取纏め冬期閑散時期に補修するがよい

實生苗木の淘汰 魯桑實生中には其の系統を失はざる良种も少くない之を利用して稚蠶用犠性桑として速成密植用に當て稚蠶用全芽育とするがよい魯桑系良种の特徴は九葉で色艶の良い葉を持つて梢條灰白色を帯び着芽の節々屈曲して居るから落葉前に之を見分けて摘蕊し堀採り後區別に便ならしむるものである



病害蟲の驅除 萎縮病に罹つた桑株老廢桑園の掘取等は拔根器を共同で買入れ利用し土地は成べく風化作用を圖る害蟲たるスムシ、スキムシは繁殖被害するから最初群棲して蜘蛛の巣の様な時代に捕殺するが便利である

養蠶用藁糠の處理 簇用藁は梗種の丈長く細き節腐りせぬ良質のものを材料とすべく稻扱終れば條頭を束ねて株元を解放し藁架に懸け雨露を防ぎて風乾せしめ粗糠も粗摺り終ると共に煽扇先の埃り少き部分のみ採集し俵詰めにするか或は貯糠場へ濕氣を受けないやう貯へ保存すべきである

堆肥の調製 秋收納物の殘敗物を集積し下肥過磷酸石灰等を加へて堆積し桑園寒肥用として調製すれば現金を多く支拂はずして結構なる持久肥料が出来得る近時農家は金肥を多く使用するが有機物に富みたる農物肥料の使用が少いから土地は益々赤薄となつて來た桑園の如きは瓦礫を除くの外餘程の荒肥でも消化するものである

精々利用の心懸けが肝要である

十一月

枝條の結束 刈桑枝條は往々屈曲垂下して桑園管理上支障を生ずる場合が多い故に落葉前樹液の未だ交流して居る間に株近き處を藁又は細繩を以て枝條を束ね樹勢を矯正するのである若し之れを落葉後にすれば樹液の交流が停止して居るから緊縛すれば枝條は挫折する挫折せぬ程度の縛り方では枝條の矯正も出來ず肥培管理にも差支が生ずる故に是非落葉前に結束すべきである落葉後は更に落葉を掻き集めて病蟲害の潜伏も豫防し枝條の上部を一、二ヶ所縛れば樹勢は充分矯正し得るものである

苗木の掘採り處理 苗木の掘採りは落葉後晴天の日を見定めて親切に掘り採り上中下の三段位に選り別け接木苗は二十本實生苗は五十本位を一束とし梢頭を束ね根を扇の地紙のやうに擴げて水ばけの良い圃場を選び耕土を根の間隙へ行亘らしめ植付季節迄假伏せをして置くのである

新植桑園の整地 新たに桑園を設けるには適地を見定め桑の出來易いやうに地拵へをする之を整地と謂ふのである桑は他の農作物とは違つて永年に亘る深根植物であるから一度植へ込んだら容易に再植すべきものではない適地とは日當り良き乾燥地で空氣の流通もよく地深き砂質壤土の沃地で耕作に便利な位置がよろしい併しなから斯る理想的な圃地は至極少いものであるから成べく之に準ずる土地を選むべきである殊に當地方の如きは平坦部の稻田が多い關係上夏期は水田や灌漑水の爲に濕地と成り易く桑の生理を害する場合が多い故に此點に注意を拂つて排水の方法を講じ尙地下水高き場合は高畦作りとなし整地には堆肥厩肥柴草等を全面に撒布し耕土と混和し畦刻は出來るなれば南北方向とし植溝を設けて風化作用を受けしむべく若し地淺で底土惡しき場合は天地反し等と唱へて底土を多く掘り上げ表土を下底へ引換へする人もあるが桑の出來榮へが良くないから之等は植付後耕耘の度毎に深耕し漸次表土を深からしむる心懸けが大事である

十二月

蠶具類の新調修繕 桑園の改良増殖と共に飼育量は漸次に増加する従つて蠶具も新調せねばならぬ亦使用すると共に破損の修繕も必要である尙時代の進歩に伴ひ蠶具類も變遷する之れに應じて加工もせねばならぬ併しなから其の多くは手製品で間に合ふ計りか入念調製するが故に持久力に富み頑丈で却つて經濟の本意に適ふものであるにも拘らず養蠶家の多くは製品の体裁が悪い尙ほ竹細工や藁仕事は近所隣に對して誠に不權式である手



間暇を要して到底引合はぬ寧ろ商人より買入れた方が利益である等と唱へて敢て自分は稼がないブラ／＼と懐手して頗で家族や召使共を差圖する計りで裕々徒食して居るから美味なものでなければ食へない閑でいるから遊び仲間が殖へて自然洒食を共にするの機會が多くなる爲めに雜費は嵩む體には不養生となり延ては累を家族に迄も及ぼす誠に困つたものである古語にも小人閑居して不善を爲すと云ふ事がある此種養蠶家は大人閑居不善の口である今後は大いに改革して農閑中には蠶箔の新調修理製簇製炭除沙網蠶座紙蠶菰並に換氣補温の裝置等出来る限りは自家調達に苦心し養蠶經營上總ての遺利を收むべく戰闘準備を完備すべきである苗木の植付け 暖地では凍害の虞れが少いから寧ろ春植へよりも秋末初冬の期間に植込む方が成績可良である其方法は三月行事に詳記せるものに準すべきものである

養蠶經營の收支決算 年内に於ける決算月である養蠶上の收支決算を試み其の成績に鑑みて各支出中何れの點に於て節約を爲し得べきや又投資すべきや既往の經營振りに徴して再三熟慮考究して翌年度に於ける計劃を策立して合理的豫算に基き事業經營の完璧を期すべき筈であるに多くの養蠶家は收入と共に漫然消費し年末に際し四苦八苦の悲境で年を迎へる連中も少くない何うか放漫なる家計を改め緊張一番刷新を加へ緊張の上目出度新年を迎ふべきである

## 第十六節 結 論

養蠶業の素質並に之が經營に關する事柄は大體書き盡した積りである輓近我が國經濟界の趨勢は物價の騰貴、労働者の自覺等に基き賃金高く労働時間の短縮等によつて總ての生産費は増嵩した爲め輸出は振はず輸入は年次超過して對外爲替信用薄らぎ遂に正金輸出の悲運に陥る窮境とはなつたが幸にも養蠶業の結晶たる生絲の輸出に依つて大いに緩和さるゝ次第である然るに最近人造絹絲の産出は其數量夥しく既に天然絹絲を凌駕するの盛況となり各種の纖維工業に應用さるゝ計りか其の品質も漸次向上しつゝある之等の趨勢は今後尙持續するものと見ねばなるまい畢竟兩絹絲の勝敗は市場に於ける品位對價格問題に外ならないものである故に將來の養蠶は之等の點に鑑み出来るだけ生産費に節約を加へ桑樹の栽培は固より飼育方法にありても充分講究して生産上の安定を圖るべく經營法を改善し品位の向上と其の統一を期し顧客たるべき製絲業に將た蠶種製造業に夫々連繫を保つて共々善處せなければならぬ此重大なる局面に對しては従前馴致されたる處の各業者の反目感情はサラリと洗ひ流して提携一番企業組織を改善し相互分を守りて地盤を固め本邦蠶絲業の前途をして益々好轉せしめやうではないか此の信念に基き爰に養蠶經營虎の巻を編述した所以である望むらくは汎く活用されむ事を

(卷 尾)



大正十五年四月一日印刷  
大正十五年四月七日發行

(實價金壹圓)

發行者兼

松山市南步行町六番戶

西村彌吉

印刷人

松山市榎町十一番戶

岡野貞信

印刷所

松山市榎町十一番戶

合名會社松山向陽社

發行所

伊豫繭絲蠶種利用販賣組合















# 秋蠶日交雜種蟻量一匁飼育標準表

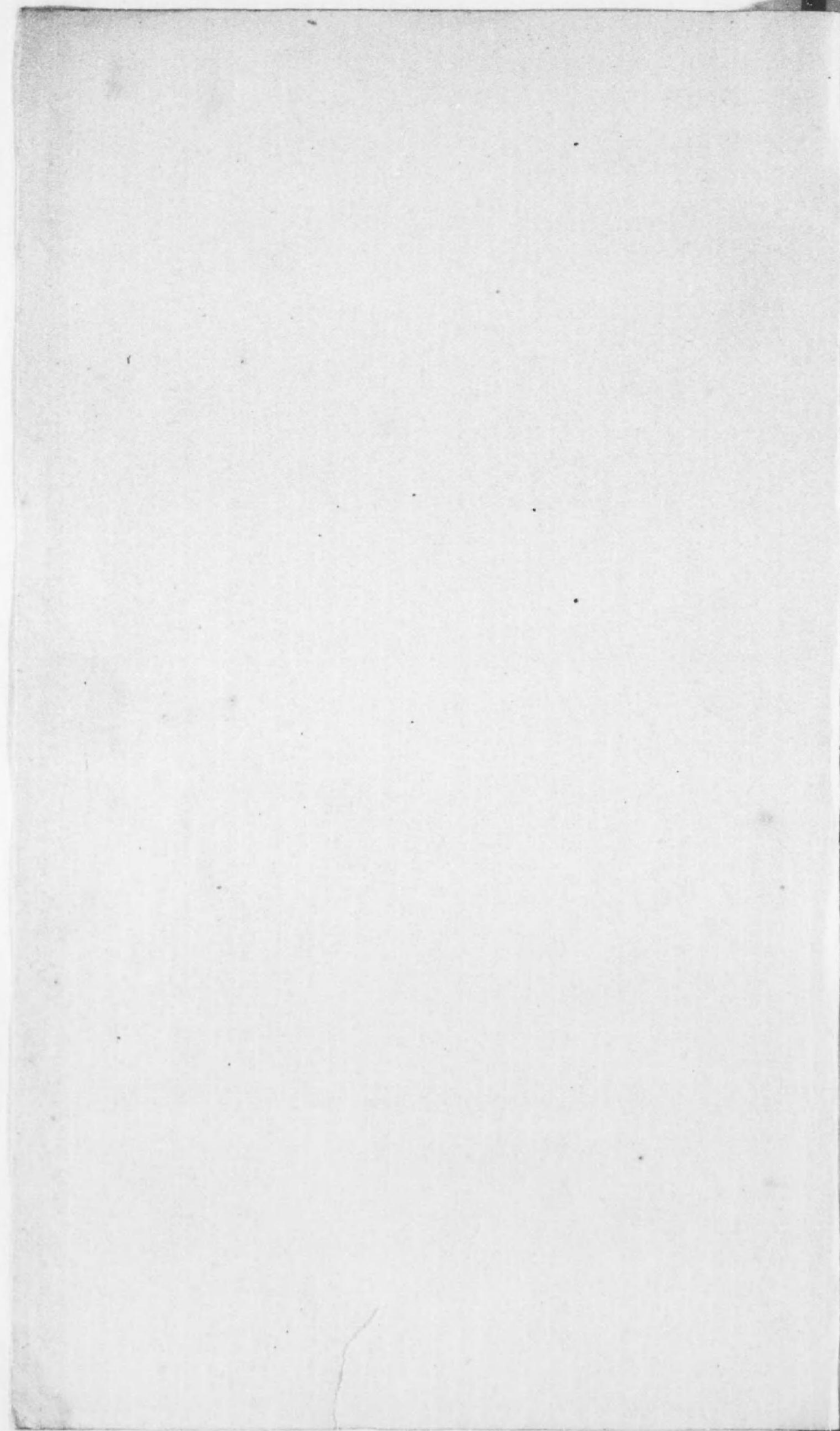
(一二齡粗判)  
(三齡後全葉)

| 飼育日數    | 平均溫度 | 給桑總量   | 第一齡  |      | 第二齡  |      | 第三齡  |      | 第四齡  |      | 第五齡 |     |
|---------|------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
|         |      |        | 平均日給 | 平均日給 | 平均日給 | 平均日給 | 平均日給 | 平均日給 | 平均日給 | 平均日給 |     |     |
| 二十一日十三時 | 八十二度 | 四百二十回  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100 | 100 |
| 二十一日十三時 | 七十五度 | 四百一十八回 | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100 | 100 |
| 二十一日十三時 | 七十五度 | 四百三十六回 | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100 | 100 |

一、用桑及給桑注意  
 一、摘桑は成るべく早朝になし常に新鮮なるものを給すること  
 一、粗判の寸法は蠶兒体長の二倍乃至三倍を一邊とする方形又は長方形とする  
 一、三齡期の全葉は大葉ならざるものを選び給すること  
 一、稚蠶期には厚肉の成熟せる桑葉を給すること

一、温度及換氣注意  
 一、日中は高温過乾に失せざる様注意すること  
 一、夜間は冷湿に陥らしめざる様特に蠶室及蠶座の乾燥に注意すること  
 一、蒸熱の際は夜間せざる様、狭りに戸障子を密閉せざる事  
 一、日中高熱の際は床下の冷風を利用し夜間冷湿の時は火力乾燥を計ること







終

